

官報

号外

昭和二十四年五月十一日

第五回衆議院會議錄第二十六号

昭和二十四年五月十日(火曜日)

議事日程 第二十四号

午後一時開議

第一 スポーツ振興に関する決議案(河野謙三君外三十六名提出)

第二 弁護士法案(法務委員長提出)

第三 文部省著作教科書の出版権等に関する法律案(内閣提出)

第四 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案(内閣提出、参議院送付)

第五 司法警察職員等指定應急措置法案の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 農業協同組合自治監査法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

第七 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 簡易生命保険法案(内閣提出)

第九 郵便年金法案(内閣提出)

第十 船舶公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 日本國有鉄道法施行法案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

廣島平和記念都市建設法案(山本久雄君外十四名提出)

長崎國際文化都市建設法案(若松虎雄君外十六名提出)

日程第一 スポーツ振興に関する決議案(河野謙三君外三十六名提出)

日程第二 弁護士法案(法務委員長提出)

日程第三 文部省著作教科書の出版権等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 司法警察職員等指定應急措置法案の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 農業協同組合自治監査法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第八 簡易生命保険法案(内閣提出)

日程第九 郵便年金法案(内閣提出)

日程第十 船舶公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 日本國有鉄道法施行法案(内閣提出)

兒童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

船員保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時四十一分開議
○副議長(若本信行君) これより會議を開きます。

廣島平和記念都市建設法案(山本久雄君外十四名提出)

長崎國際文化都市建設法案(若松虎雄君外十六名提出)

○委員會議略要求事件)
○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、山本久雄君外十四名提出、廣島平和記念都市建設法案、及び若松虎雄君外十六名提出、長崎國際文化都市建設法案は、両案とも提出者の要求の通り委員會の審査を省略してこの際一括上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(若本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

廣島平和記念都市建設法案、長崎國際文化都市建設法案、右両案を一括して議題といたします。提出者の趣旨を明を許します。山本久雄君。

廣島平和記念都市建設法案
(目的)

廣島平和記念都市建設法案
第一條 この法律は、恒久の平和を

誠実に実現しようとする理想の象徴として、廣島市を平和記念都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 廣島平和記念都市を建設する特別都市計画(以下平和記念都市建設計画という)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、恒久の平和を記念すべき施設その他平和記念都市としてふさわしい文化的施設の計画を含むものとする。

2 廣島平和記念都市を建設する特別都市計画事業(以下平和記念都市建設事業という)は、平和記念都市建設計画を実施するものとする。

(事業の援助)

第三條 國及び地方公共團體の關係諸機關は、平和記念都市建設事業が、第一條の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

(特別の助成)

第四條 國は、平和記念都市建設事業の用に供するために必要があると認める場合においては、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共團體に対し、普通財産を讓與することができる。

明治二十五年三月三十一日
第三回衆議院會議

成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進捗状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回國會に對し、平和記念都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(廣島市長の責務)

第六條 廣島市の市長は、その住民の協力及び関係諸機關の援助により、廣島平和記念都市を完成することについて、不斷の活動をしななければならない。

(法律の適用)

第七條 平和記念都市建設計画及び平和記念都市建設事業については、この法律に特別の定がある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び都市計画法の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に執行中の廣島特別都市計画事業は、これを平和記念都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手續を経て、これを変更しなければならない。

長崎國際文化都市建設法案
(目的)

第一條 この法律は、國際文化の向上を図り、恒久の平和の理想を達成するため、長崎市を國際文化都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 長崎國際文化都市を建設する特別都市計画(以下國際文化都市建設計画という)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、國際文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 長崎國際文化都市を建設する特別都市計画事業(以下國際文化都市建設事業という)は、國際文化都市建設計画を実施するものとする。

(事業の援助)

第三條 國及び地方公共団体の關係諸機關は、國際文化都市建設事業が第一條の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

(特別の助成)

第四條 國は、國際文化都市建設事業の用に供するために必要があると認める場合においては、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共團體に対し、普通財産を讓與することができる。

(報告)

第五條 國際文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進捗状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回國會に対し、國際文化都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(長崎市長の責務)

第六條 長崎市の市長は、その住民の協力及び関係諸機關の援助により、長崎國際文化都市を完成することについて、不斷の活動をしななければならない。

(法律の適用)

第七條 國際文化都市建設計画及び國際文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び都市計画法の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に執行中の長崎特別都市計画事業は、これを國際文化都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを變更しなければならない。

〔山本久雄君登壇〕

○山本久雄君 たいだいま議題となりました廣島平和記念都市建設法案について、その提案理由の概略を御説明申し上げます。以下四つの理由をあげて、廣島市を平和記念都市として建設しなければならぬゆえんを申し述べたいと存じます。

理由の第一は、廣島市の戦災は世界史的意義をもつていのであるから、これに対して國家の國際的措置が必要であるということであり、回顧いたしますれば、三年九箇月前、すなわ

昭和二十年八月六日午前八時十五分でありました。突如として閃光一閃、大爆音とともに爆風が廣島市をのんだのであります。これこそ人類史上最初の原子爆弾の炸裂であつたのであります。かつては六大都市に次ぐ中國の雄都たりし廣島市は一瞬にして吹き飛ばされ、破壊されたのであります。

当時廣島市の人口は、疎開により約三十万に減少しておりましたが、戦災による被害状況は、同年十一月三十日付の調査による廣島縣警察部の発表によりますと、即死七万八千五百五十人、重傷九千四百二十八人、輕傷二万七千九百九十七人、行方不明一万三千九百八十三人、罹災者十七万六千九百八十七人、合計三十万六千五百四十五人の被害者を出したのであります。しかし、このうち行方不明は全部死亡したと推定せられます。重傷者の大部分もその後死亡いたしました。また輕傷ないし何ら外傷を受けなかつた者といえども、爆心地より一キロないし一キロ半くらいの所にいた者は、その後数箇月にして、いわゆる原子爆弾症にかかり、死亡した者が多いのであります。さらにこのほかに、市内に駐屯していた軍隊が推定五万人にして、このうち大部分の者は即死あるいは負傷したのであります。次に建物の被害状況についてみますと、全焼四万七千九百六十九戸、半焼二百五十三戸、全壊三千八百十八戸、半壊一万八千七百七戸、合計七万四千七百七戸の被害を生じたのであります。まさにこれがただ一発の原子爆弾の威力でありました。当時「七十五箇年間不毛の地」、あるいは「生物の生存を許さざるの地」という恐怖

の流言が傳えられるほどの惨状を呈したのであります。その後アメリカの専門家の情報によりますと、原子爆弾の一個は、B二九、二千機が搭載した普通爆弾と同等の威力を発揮するのとこととであります。

この大きな悲惨な戦災が第二次世界大戰を終結に導く直接の動因となつたことは否む事のできない事実なのであります。しかして、二年後の八月六日には、ささやかながら平和塔を建立し、この下において平和式典をおごそかに執行したのであります。平和の祈りを告げる鐘を打ち鳴らし、平和宣言が朗々と読まれたのであります。この地上より戦争の恐怖と罪惡とを抹殺して、眞実の平和を確立しよう。永遠に戦争を放棄して、世界平和の理想を地上に建設しよう。かくのごとく廣島市民は平和を宣言したのであります。この平和宣言に続いて、特にマツカーサー元帥から次の感銘深いメッセーが寄せられたのであります。このメッセーは、一廣島市民に対するものでなくして、全世界のあらゆる民族に對するきわめて示唆深いものでありますから、特にここに全文を御披露いたしたいと存ずる次第であります。

二年間、次第に高まりつつある暴虐の暗影が世界をおおつていた。人も、民族も、各大陸も、戦いの結着をつけようと必死になつてもがいた。その時廣島の上に、今までになく強力な武器が投下されたのである。かくて戦争は、それが致命的であり、破壊的である点において、そしてまた戦争が人間の理性や、論理や、目的、理想などに對する挑戦

である点において、新たな意味をもつことになつた。すなわち、あの運命の日のものゝの苦惱は、すべての民族の、すべての人々に対する警告として役立つ。それは戦争の破壊性を助長するために、自然力を使用することはますます進歩して、遂には人類を絶滅し、現代世界の物質的構造物を破壊するような手段が手近かに得られるまで発達するだろうという警告である。これが廣島の教訓である。この教訓が等閑に付せられないよう、神よ、みそなわせ給え。と述べられたのであります。まことに廣島市の戦災は、世界歴史に一つのエポックを画したものであります。長く後世に記録されるべき歴史的事件となつたのであります。すなわち廣島市の戦災は、一般に戦争は悲惨なものであり、人間性を破壊する罪惡であるという反省を全世界各民族に對して求めたのであります。もし將來戦争が再び繰返されたとしたら、その時は今日まで人類が築きあげて來たものはすべて破壊し盡されるばかりでなく、人類そのものをも絶滅するであろうという警告を與えたのであります。しかも、これを契機として、世界人類が過去の戦争に傾注した偉大な科学の力をあげて平和文化あるいは平和産業に使用するならば、世界恒久平和の確立は決して不可能ではないということを強く示唆したのであります。しかも、世界恒久平和の確立こそ過去の戦争犠牲者に対する唯一最大の償いであるのであります。またそれは人類文化の向上に貢献するゆえんとなるのであります。

以上の事実を深く体験した広島市民は、このことを廣く全世界の人々に知らせなければならぬ義務と責任を感じたのであります。ここにおいて広島市民は、昨年の三周年記念日に當つては、世界各國の百六十六の主要都市に對して廣く平和宣言と平和のメッセージを送つたのであります。(拍手)ここにおいて広島市は、新しい時代の到來を最初に世界に告げた地として、世界恒久平和の確立に對する歴史的使命を担うに至つたのであります。

以上は理由の第一であります。これだけでも世界の平和記念都市として広島市を指定しなければならぬゆゑんがあると存する次第であります。

理由の第二は、世界の各地において、広島市の建設に多大の関心を寄せ、これを世界平和の発祥地として築きあげようという熱烈なる輿論が澎湃として起つてゐるということであり、すなわち、昨年の六月十七日附米國加州オークランドの世界平和デー委員会から広島市に送られた書簡により、まずと、当初米國の北部バテスタ連盟によつて提唱せられた、広島戦災の日、八月六日を「世界平和デー」として、反省と祈りの日にしようという運動が、すでに世界二十六箇國にわたる発起人によつて世界平和デー委員会を組織し、「ノー・モア・ヒロシマズ」のスローガンのもとに展開されております。そして、広島こそ世界の平和記念都市になるにふさわしいと主張しております。

昨年の八月六日、印度のニュー・デリーにおいては、印度キヤラバンのあるつせんにより、印度政府の高官や外交

團の列席のもとに、ビルマ、セイロン、パキスタン、バチカン、イタリア、スイス、イギリス、フランス、ベルギー、チエコスロバキア、カナダ、オーストラリア等の大使、總督、代理大使等により、世界平和デーに関するメッセージが朗読されました。

同年十二月六日の書翰により、まずと、スエーデンの國際平和運動の指導者アケンソン夫人は、北ヨーロッパ各國に働きかけて、八月六日を世界平和デーとする署名運動を起し、國際連合へ提出する準備を進めております。またスエーデンのみにおいては、すでに三百万人が署名し、これを國際連合へ提出いたしております。その他各班にわたつて世界平和デー委員会の活動が進められております。

次にニューヨークにおいては、前駐日大使ケルル氏、パール・バック女史、また廣島の災害に関する記録「ヒロシマ」の著者ジョン・ハーシー氏をはじめ、文化人、宗教家等により、広島ピース・センター建設委員会が組織されております。同委員会の構想は、記念塔、平和記念館、圖書館、科學研究所、音樂堂、劇場、兒童文化會館、體育場、ホテルその他各種模範社會事業施設等を、でき得るならば廣島の爆心地附近に設置しようという計画であります。同委員会は、これを実現するために一つの財團を設立すべく計画を進めております。

また、ワシントンにおける都市計画の専門家であるタム・デーリング氏の廣島市建設計画報告書には「絶好の機会と重責を課せられた廣島の將來に對する概観」という見出しがつけられて

おり、その報告書の中で「廣島は、全世界の注目をひいたという事実を認識せよ。すなわち、廣島は、建設的にせよ、破壊的にせよ、新原子力時代の到來を最初に世界に告げた地として、永久に訪問者の興味をひくであらう。」云々と言つております。

さらに詳細にわたつて、平和記念塔、原子時代記念館、廣島大學、厚生施設、公園設備等について、廣島市が國際的模範都市として十分な條件を備へてゐることを強調してゐるのであります。

またアメリカの原子爆弾災害調査委員会においては、廣島市内に原子爆弾災害研究所の建設が決定されまして、目下着工されております。また各宗教團體の手により、學校、病院、圖書館、各種社會事業施設やその他の文化的都市施設の建設が進められております。

その他廣島市に對する直接書翰による激励と忠告は数百通にのぼつております。その國籍は、遠くはブラジルやアイスランド、アフリカに及んでおります。さらに外國の新聞、雜誌、機關紙、また直接廣島を訪れる多数の外國人の情報によつて見ましても、世界宗教會議や各種の平和運動會議は、ぜひとも廣島で開催すべきであるという要望が数多くあるのであります。

今や世界平和愛好者の輿論は、廣島の戦災に對する恐怖や同情を超えて、廣島を世界平和の発祥地として、また聖地として、それにふさわしい都市を建設し、もつて廣島を永遠に記念しなければならぬという声が高くなつてゐるのであります。(拍手)かかる世

界の輿論にこたへることは、一廣島市民のみならず、戦争を永久に放棄したわれ／＼日本國民全体の義務であり、また同時に世界人類に對する最大の貢獻でもあります。これが廣島を平和記念都市として建設しなければならぬ第二の重要な理由であります。

なお、去る本年三月二十二日、英京ロンドンのチャーチル氏より賀川豊彦氏に、世界連邦の首都の候補地として廣島を選定したいが貴意いかにとの電報も参つてゐるのであります。

理由の第三は、憲法により、戦争を放棄したわが國が、その記念事業として、戦争により壊滅した廢墟の上に、世界恒久平和のシンボルとして、全然性格のかつた、新しい平和記念都市を建設することは、きわめて意義深い事業であり、それによつて國際信義を高揚すること多大なるものと考へられることでもあります。

理由の第四は、廣島市を平和記念都市として建設するためには、國家の特別の指導と監督のもとにこれが実施されなければならないということであり、

以上述べましたごとき國際的意義を持つ都市の建設は、單に一地方都市にまかすべきではなく、當然國家的問題として、國家の特別の指導と監督のもとに実施されるべきであります。ここにおいて、國家は少くとも特別の法的措置を講じ、責任の分担を明らかにしなければならぬと存する次第であります。

以上をもちまして本法案の提案理由の概要を申し述べた次第であります。何とぞ各員におかれまして、この理

由を御賛成賜わらんことを切望いたします。(拍手)
○副議長(若本信行君) 次は若松虎雄君。

(若松虎雄君登壇)

○若松虎雄君 私は、ただいま上程されました長崎國際文化都市建設法案に關し、提案者を代表して本案提出の趣旨を弁明し、かつ満堂の御賛成を得たいと存するのであります。

長崎市は、終戦の五日前、すなわち昭和二十年の八月九日に、原子爆弾の投下によりまして筆紙に盡しがたい莫大な損害を受けたのであります。その被害状況につきましては、ここに贅言を要しないのであります。

原子兵器の出現は世界史上に一新紀元を画し、すべての人類は將來の戦争の性格を深刻に認識せしめられたのであります。私も、いちはやく神の與えられた世界平和確立へののろしに目ざめ、相呼應してピース・フロム・ナガサキ、すなわち「平和は長崎より」の標語を高らかに絶叫して、國際平和の中心都市としての形態を整へ、人類文化に寄與するに十分な施設を具備する聖都長崎を建設する一大賣務を負わされたのであります。

由來長崎の地は、東西文化の融合地として、かつ東洋におけるキリスト教傳導の基地、ことに日本二十六聖人殉教の聖地として、あまねく世界に宣傳せられ、歐米人の憧憬の的となつておつたのであります。従つて、戦後、出島オランダ館、ピエル・ロチ、マダム・バタフライ等のいわゆるエキゾチックな遺蹟に關する世界人の関心はきわめて高いものであるのであります。かか

る意味から、長崎市の復興再建につきましては、長崎の持つ傳統的な國際文化を中心として計画を立てて、強力に推進して参つたのであります。しかも、原子爆弾の被害甚大なるに反しまして、物資の不足等において所期の目的を達し得なかつたのは、まことに遺憾であります。終戦以來、國の内外から長崎に寄せられた同情並びに援助は、まことに涙ぐましいものがあるものであります。この内外の同情または支援に對しまして、われ／＼は一日も早く長崎市の復興をはかる義務があるのであります。これが今回の法案を提出したゆゑんであります。長崎市復興に對しまして、國または公共團體の援助、特別の助成をお願いする次第であります。

法案は、御承知の通り七條と附則とから成つておりますが、第一條、第二條は長崎市の國際文化都市としての特色をうたいまして、第三、第四の二條は、この事業に對する援助、特別の助成を規定したのであります。こういうわけからいたしまして、当然われ／＼は國會等に報告の義務がありますので、第五條にはこの点を明記しております。第六條には、長崎市長の、かかる殊遇に對して忠実にこれを実施する義務を明記したのであります。第七條におきましては、この法律の適用に關して、この條文に漏れております点は、特別都市計画法並びに都市計画法の適用があるものとしておるのであります。この法律は、皆様も御承知の通り、一公共團體に適用するのでありますから、憲法第九十五條の規定によりまして住民の投票を要するのであります。

以上のような次第で、この法案が皆様の御協賛を經まして通過いたしましたならば、長崎市民の喜びはこれに越

すことはないと思つたのであります。どうか皆様御審議の上、満堂の御賛成を得たいと思つたのであります。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。坂本實君。

(坂本實君登壇)

○坂本實君 私は、民主自由党を代表して、ただいま上程に相なりました廣島平和記念都市建設法案並びに長崎國際文化都市建設法案に對しまして賛成の意見を申し述べたいと存じます。顧みるに、太平洋戦争の末期、すなわち昭和二十年八月六日早曉、廣島市に突如として原子爆弾が投下されたのであります。その被害の状況は、すでに提案者の趣旨弁明にも明らかであります。通りに、人類史上に於てない、まことに言語に絶する悲惨事でありました。長崎市は、廣島市に遅れること三日、すなわち八月九日、同様原子爆弾の洗礼を受けまして多大の被害をこうむりましたことは、諸君の御記憶に新たなところでありまして、われ／＼同胞は、両市の罹災民に對しまして衷心より同情を禁じ得なかつたのであります。特に、アメリカ当局におかれまして、常に非常なる関心を寄せられまして、物心両面にわたる援助を示されつつあるのであります。

今回、國際平和記念都市として、雄大な構想のもとに、この両法案がここに上程をいたしましたことは、われ／＼の感慨無量とするところであります。この法案の趣旨に基きまして、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴を、両市民各位の自覺と全國民の協力により、政府の施策と相まつて強

力に推進せられ、廣島、長崎の再起に關する世界的なる輿論にこたへること衷心よりこいねがうものであります。以上、簡單であります。が、両法案に賛成意見を申し述べた次第であります。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 佐竹新市君。

(佐竹新市君登壇)

○佐竹新市君 私は、ただいま上程されておりますところの廣島平和記念都市建設法案と長崎國際文化都市建設法案に對しまして、社会党を代表して賛成の意見を申し述べたものでござい

ます。御承知のごとく、戦争によりまして、わが廣島市はまことに悲惨なる損害をこうむつたのであります。この法案が國會に上程され、今や通過を見んとすることは、ただにわが廣島市のみならず、國際的に對しまして、わが日本が憲法によりまして平和國家として立つて行くという大きな意義を持つものであると私は考えるものでござい

ます。靜かに今日をつむつて考えますと、原子爆弾によりまして戦争の犠牲となりまして二十幾万の廣島市民が、地下におきまして、この平和法のでき

ることをどんなに喜んでおるのであるかと、私は心から感じます。この衆議院におきまして、各党の皆様が心からなる平和法をつくつていただきますことは、これら地下に眠つておるところのわれ／＼廣島市民の兄弟が心から皆様に御礼を申し上げておることだと私は信ずるのでございます。

御承知のごとく、去る臨時國會にお

きまして都市計画法特別法案がつくられましたときに、廣島市はこの法案の附帯條件として特別に認める、廣島市の將來の建設に對しては特別に認めるということであります。が、いまだに日本

の財政の困難な状態から実施に至つておりません。しかしながら、現在の日本の經濟状態から言ひならば、この法案ができましたことによつて、廣島市が一挙にしてつづな都市に復興するとは、われ／＼は考えております。廣島が軍都として、日清戦争、日露戦争から、廣島を通して軍隊が動員し、大きな犠牲を拂つて今日のような日本

になつた。この土地に對して、この國會において平和法が通過いたしますれば、國際的に持たれるところの同情がやがてはこの平和を企願する日本國民に對するところの大きな力となつて廣島市が建設されると私は考えるのであります。

かような意味におきまして、私は満堂の皆様に對しまして、廣島市民を代表いたしまして心からお礼を申し上げますと同時に、長崎、廣島のこの両法案に對しまして、社会党を代表いた

しまして賛成の意見を申し述べたのでござい

ます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 北村徳太郎君。

(北村徳太郎君登壇)

○北村徳太郎君 私は、ただいま上程せられました廣島平和記念都市建設並びに長崎國際文化都市建設の両法案に對しまして賛成の意を表するものでござい

ます。廣島、長崎が、世界史上かつてない原子兵器によつて、まことに慘憺たる

破壊を受けたといふことは、いまさらあらためて申し上げるまでもないのでありまして、このことに關しましては、両法案それらの提案者から詳細の御説明がございましたから、省略いたしたいと思つてございまして。

ただ長崎市は、西洋文化の門戸として、一五四九年以來、すなわちイスパニアの貴公子であるフランシスコ・ザビエルが日本へ來朝いたしましたから、本年はちょうど四百年になるのでございまして、この四百年間、ヨーロッパ、ことに西ヨーロッパの文化の通路として、あるいは門戸として、オランダ、イギリスその他の諸國との關係が密接に続きまして國際都市としての長崎は、またその後安政六年にすでに西洋医学の医學校ができ、西洋藥草園が開かれて、これまた世界の文化史上に特別な跡を残しておるのであります。あるいはまた二十六聖人の殉教によりまして、特異な光彩を世界の人類史上並びに宗教史上に残しておることも、皆様御承知の通りであります。

今思い起しますことは、塙保己一が編纂いたしました群書類從によりまして、初めて九州にフランシスコ・ザビエルが上陸したときの驚異を當時の人々が描いておる。その鼻はさざえのからのごとく大きい、その齒は馬の齒のごとく大きい、その声はふくろうの鳴くに似たりと、初めてヨーロッパの人を見た日本人の驚異が表わされておるのであります。そのとき以來四百年にわたる日本文化との交渉を考え、廣島が特別に平和都市の理想を実現すべき象徴として建てられると同時に、エギゾチックな、長い間にわたる西洋

文化の通路であり門戸であつた長崎が、恒久文化都市として、ともに憲法においてわれわれは文化を熱愛し平和を熱愛する國民であるという表徴が、人類史上かつてない、ことにたつた二つの原子力によつて破壊されたその都市に新たに設けられようとするこの意義を考えますと、実にそのことは重大であると申さねばならぬのであります。(拍手)

先ほどお話がございましたが、長崎医科大学の教授永井隆氏は、今瀕死の病床にあつて、みずから原子病と戦ひながら、この原子病のもたらすところの人類への慘禍と、これに対する科学者としての見解を後世に残すために、瀕死の病床でなほ筆をとり続けつつある。かような事實もございまして、また先ほど申し上げました、このジェスイット一派のフランシスコ・ザビエルの來朝四百年の記念には、西洋諸國より多数の人々が今月末には來朝することに相なつておるのでございまして、かような、多年にわたり國際都市として港長崎の名が非常に早くから喧傳せられておるところのその長崎が、恒久文化都市として、皆様のお力によつて新しく門出をすることができるといたしますならば、このことの持つ科学的な、あるいは人類史的な、世界史的な大きな意義は、まことに誇るべきものであると考えるのでございまして、どうか皆様の御賛同を得まして、これが法文としての、法律としての効果が一日も早く発生いたしますように願ひたいと存する次第であります。

私は以上のことを申し述べまして、両案に対して心より賛成の意を表するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 江崎一治君。

(江崎一治君登壇)

○江崎一治君 私は、日本共産黨を代表いたしましたして、本兩案に希望を付して賛成の意を表する次第であります。

近時、原子核物理学の長足なる進歩發展は、かつて人類が経験したことのない驚くべき能力をその應用分野に発見するに至つたのであります。この巨大な原子エネルギーが人類の幸福のために使われるか、または人類の破壊のために使われるかは、やがて世界の人民大衆によつて決定されるものと私は信じております。しかし、多くの科学者、また原子核物理学者の知能を集めてつくつたところのこの原子力の最初の應用が、人類の幸福のためにではなく、廣島、長崎両市民の犠牲において開始されたことを、自分は一科学者として非常に残念に思う次第であります。

さてこの法案は、特別の地方公共團體にのみ適用される特別法でありますから、憲法第九十五條の規定によりまして、廣島、長崎両市の住民の投票において、その過半数の同意を得なければならぬという、この手続上の問題を十分に考慮していただきたいと存する次第であります。

その次に、平和記念都市または國際文化都市なる美名のもとに人民解放の諸運動が圧殺されるがごとき事態に陥らないように特に希望する次第であります。このことにつきましては、議院運営委員会においても、各党とも御了承のことと存する次第であります。わが党といたしましては、將來のために、さらにここに要望する次第であります。

本案は五箇年計画で実施されるのでありますが、この予算的処置が明確を欠いております。特に、この資金を外國から理由なしに惠んでもらうというふうなことであつては、はなはだ困ると思ふのであります。將來この廣島、長崎が近代的生産都市として發展するため一段階としての法案でなければならぬと思ふのであります。そのことを両市の住民は熱烈に希望していると思ふのであります。「賛成か反対か」と呼ぶ者あり。その意味におきまして、この法案に対して賛成する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 逢澤寛君。

(逢澤寛君登壇)

○逢澤寛君 私は、民主黨を代表いたしまして、ただいま提案いたされた廣島、長崎両市建設法案に賛成をいたすものであります。

戦争の被害と犠牲は廣い範囲にわたるものであります。が、なかんずく都市の戦争の犠牲は最も悲惨なものであります。特に今回提案いたされたところの廣島市、長崎市の犠牲は、人類史上かつて見ないところの悲惨な出来事でありまして、科学の限らない進歩と發達は、ただいま、どなたかお話しになりましたように、悪い方面でこの両都市に初めて試みられたのであります。しかし、世界の耳目はこの両都市に集中したのであります。また太平洋戦争の終焉のポイントも、この出来事によつて初めて一時期を画したのであります。

この被害をこうむりました廣島市や長崎市は、特に廣島市は、一瞬にいた

しまして十數萬の犠牲者を出し、しかもそれが執務時間中でありましたために、都市中心部におりましたところの主要な人並びに物を失つてしまつたのであります。私は、終戦直後本院を代表いたしまして、同都市の被害の状況と復興の問題について派遣されたことがあります。従ひまして、まのあたりその実情を拜見いたしまして、しみじみその被害の状況が非常に悲惨なものであるといふことの印象が今なお残つておるのであります。その被害があまりにも甚大なために、復興状況も今日なお遅々としておるのであります。他都市のその復興状況に比ばまして比較にならない状態があるのであります。

特にこの際私どもが注意しなければならぬことは、世界の各國からこの両都市に対して寄せられたところの関心と同情であります。われわれ日本人は、この両都市の被害に對して深い同情を寄せておるのであります。が、幸いにいたしまして、本院がただいま上程になりましたところのこの法案によつて、この問題を解決いたしたいと思ふのであります。私どもは、戦争を憎惡し、永遠の平和を祈念するために本案に賛成をいたすものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 小平忠君。

(小平忠君登壇)

○小平忠君 私は、ただいま上程になりました廣島平和記念都市、長崎國際文化都市の兩建設法案に對しまして、全面的に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

戦争は文化を破壊し、ひいては人類の破滅を來すものであるといふことが

言われるのでありますが、世界史をひもときますれば、幾千年の歴史の中に数えられるところの多くの戦争によつて幾多の文化が破壊され、また幾多の人類の悲惨な状態が繰廣げられておるのでありますが、今次の戦争によつて広島、長崎両市に投下された原子力こそ、人類史上にいまだかつてなき悲惨なる状態を現出したしたのであります。

私は、当時終戦直前、まつたく音信その他の通信が杜絶された南海の孤島ラバウルにありまして、この両都市の原子爆弾投下の実情を耳にしたのであります。日本本土においてさえもいろ／＼なデマが飛んだことは、復讐いたしましたから聞いたのであります。が、ましてや遠く離れたラバウルの孤島におつて、いかなる情報もたらされたか、当時われ／＼が耳にしたその実情は、次のようなこととございました。すなわち、長崎、広島両都市は永遠に生物が生存し得な

い、あるいは七十年間はこの両都市に立入りが不可能であるというようなデマが飛んだのであります。私は、翌一十一年に広島に上陸をいたしました、この実情を見たときに、当時のデマはデマとして、この広島と長崎が一日も早く文化都市として復興することを、私は上陸第一歩に念願したのであります。(拍手)

今回、本國會におきまして兩法案が上程され、一日も早く兩都市が平和都市あるいは國際文化都市として復興し、人類史上に初めて現出した原子力によつて破壊されたこの兩都市をして、恨みの都市ではなく、平和都市と

ます。これに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

第一 スポーツ振興に関する決議

野謙三君外三十六名提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第一は提
出者より委員会の審査(省略)の申出があ
ります。右申出の通り決するに御異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長（岩本信行君）御異議なしと認めます。

日程第一、スポーツ振興に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。河野謙三君。

スポーツ振興に関する決議案

スポーツ振興に関する決議

スポーツの振興は、わが國民をして日本再建の氣力と体力とを振起し、且つ、國際市民としての教養と品格を高めるものと確信する。

本院は、さきに國際オリンピック実行委員会が日本のオリンピック大会復興をI・O・Cに勧告したことを

深く感謝するとともに、政府

の施設と並んで、スミタの

その加緊を進め、フホルツの君主の
発展と育成のため速かに適切な措
置を講ずべきものと認める。

右決議する。

スポーツ振興に関する決議

スポーツの振興は、わが國民をして、本再建の氣力と体力とを振起し、つゝ、國際市民としての教養と品格を高めるものと確信する。

本院は、さきに國際オリンピック委員会が日本のオリンピック大会役員を1・0・Cに勧告したことを、政府はこの感謝するとともに、政府はこのスポーツ振興について一段とスポーツ振興の進め、スポーツの民主的発展と育成のため速かに適切な措置を講ずべきものと認める。

石決議する。

あえて今さら喋々するまでもありません。戦後の混乱した世相に國民が希望と明朗さを持たせ、また國

建に要する國民の旺盛なる氣力とを養成するためにも、スポーツを奨励しなければなりません。に、國家の原動力として將來の文藝建設の中心的役割を果す青少年を導する意味からも、スポーツの振興も一日もゆるがせにすることのできるではありません。

後におけるスポーツの興隆は、
と見るべきものがあります。
昨年度においては、水泳の古橋選
樹立した八つの世界新記録を初め
て、同じく橋爪選手のこれに劣ら
ず、同様に陸上競技にお
けるような活躍、さらに陸上競技にお
ける、ロンドン・オリンピック大会の
記録よりも優秀なる記録を残した
跳びの長谷川選手、または女子走
の山内選手等の目ざましい健闘
をわれわれ、日本国民に明るい感じを
与えたものであります。本年に入り
ては、シーズン半ばでありますの

で、まだこのような朗報を聞いてはお
りませんが、四月末にローマで開催さ
れた国際オリンピック委員会において
は、日本のオリンピック参加に明るい
希望を投げかけるような決議がなされ
たことは、すでに新聞紙上を通じて十
分御承知のことと思います。すなわち、
オリンピック実行委員会が、IOC総
会に対し、日本の各競技団体を国際競
技団へ復帰させるべきであると勧告し
たことであります。この事實は、来る
べき一九五二年のオリンピック大会に
わが國が代表選手團を送ることが間違
いなくできるようになり、國際市民と
しての資格をまずスポーツの上におい
て與えられることがほぼ確実となり、
御同慶にたえぬものであります。

かくのごとく、内には世界的記録の樹立、外においてはこれに呼應するがごとき力強いオリンピック参加への大きな示唆があり、いかばかり若人の耳朶を刺激したことかわかりません。しかしながら、他の客観的情勢が今日までスポーツ界をして健全な歩みをたどらせて参つたでしうか。われ／＼は、これを考えてみなければならないのであります。

スポーツ振興の必要條件としては、施設、資材がまずあげられるのであります。が、これらに対する施策は、従来ほとんど見るべきものがありません。ここ両三年、スポーツの盛り上げる力や、國民体育大会の地方開催に刺激されてわずかながら総合運動場計画が始められつつある現状でありまして、これらはおひきもの東京にも満足に使用できる施設がない事実を見てもわかるこ

とであります。いまさら運動場施設を数字的に羅列する要もありませんが、これら施設が、米國では人口一人について十三平方メートル、英國は十平方メートルなのに対して、わが國はわずかに〇・三九平方メートルという数字が示すように、米英先進國の三十分の一にも及ばない貧弱なものであります。資材の面を見ても、昭和二十三年度においては、ゴムの割当は百八十トンで、スポーツ界全体の需要の約四分の一、皮革は二百トンで、需要量の約五分の一、繊維製品のごときは、スポーツ用としての配給は昨年まではなかつたのであります。しかもこれらの物品には五割の税金がかけられていたのであります。

以上のように、資材、施設の面はスポーツを助成するに何らふさわしい姿を具現していないのであります。純眞な少年の欲求する最低の用具でさえもこれを満たすことのできぬ現状では、必然的に一部有産階級の専有物化して、とうていスポーツの民主的發展は望むべくもありません。

次に、スポーツに対する國の政策はどうなつてゐるか、これを検討して見なければなりません。文部省が、知・徳・体一致の観点からスポーツ行政にあたつておられるのでありますが、昭和二十四年度における体育関係の予算はわずかに五千九百九十一万四千円であり、地方においても、ほとんど中央と同様に、わずかの予算をもつて運営されてゐる実情であります。もちろん体育は國の予算によつてのみ行われるものではありますませんが、いましばらくは官民ともに正しいスポーツの育成に努力を傾注

しなければならぬのであり、國の保護のもとに國民に日本再建の氣力と体力を培わせるためのスポーツ興隆に、なお一層の考慮が拂われてしかるべきであると信じます。

スポーツのあり方は、從來のような選手制度の上に立脚した方向には大いに議論の余地が残されているわけでありまして、國民大衆にレクリエーションとしての樂しさを感得させるような方向にスポーツ施策の根本方針を持つて行き、そのうちから生れる古橋であり、橋爪でなければならぬといふことは、いまさらここに喋々するまでもありません。終戦後のすさんだ國民の氣持を正しい軌道に乗せて、國際市民としての教養と品格を高め、かおり高い道義日本を再建するためには、スポーツ精神を強烈に會得した國民を育成することが刻下の急務であると確信いたします。(拍手)

スポーツ精神はすべてフェア・プレーに帰しますが、このフェア・プレーの精神の養成は、一朝一夕にして成るものではありません。米國のそれのごとく、強力なるクラブ組織と官民合同の經營にかかる施設を活用して初めて生活にしみ込んだスポーツ精神が會得されるのであります。この際、ただちに大なる飛躍は、わが國情からして望むべくもありませんが、地味にしてゆるぎないスポーツ施策の推進と、北歐諸國のそれのごとく、オリンピッククのような國際的行事には國家が進んで強力なる保護政策をとるようなスポーツ政策の確立こそ、刻下の喫緊事だと信ずるものであります。古橋、橋爪の世界記録を先頭に、その組織もより

やく民主化の軌道に乗つて参りつつあるわがスポーツ界に対して、本院は深い愛護のまなざしをもつてこれを見つめると同時に、國民残らずをレクリエーションとしてのスポーツに樂しませ、その盛り上げる結果が國際場裡にも進出できるような強力なるスポーツ施策を展開すべきであると信ずるものであります。政府はよろしく以上の趣旨を体して、國民の深い理解と積極的な協力を得て、すみやかにスポーツ振興に關する具体的な措置を講ぜられるよう強く要請いたします。

何とぞ諸君の御賛成を願ひ次第であります。(拍手)
○副議長(岩本信行君) これより討論に入ります。福井勇君。

〔福井勇君發壇〕
○福井勇君 私は、民主自由党を代表いたしましたして、ただいま上程されましたスポーツ振興に關する決議案に双手をあげて賛成するものであります。(拍手)

わが日本におきまして、古くは帝國議會のころから、また新しくは民主國會議が充足いたしましたから、スポーツに關連いたしました決議案が上程せられましたことは、今回が初めてでございます。ただ關連するものといひましたして、昭和十年二月二十三日の第六十七帝國議會におきまして、鳩山一郎氏外九名の提案にかかる第十二回國際オリンピックに對する經費補助の決議案が提出されております。當時これに對しては、安藤正純氏並びに牧山耕藏氏、岸衛氏たちが全面的な賛成演説をいたしました。総員起立の採決をしておるのでございます。その後第七十

四議會前後には、川崎克氏がヘルシンキのオリンピックに對し選手派遣の發言を委員會でなしてあり、また八十八議會におきましては、福田繁芳氏が、これまた閉ざされては、福田繁芳氏が、派遣に對する見通しについての質問をしております。その他新しい國會では、鈴木明良氏が記録についての發言をなしてあります。

かように考へて参りますと、明治、大正、昭和を通じて、体育スポーツに關しての發言は議會に寥々たるものでございます。私は、この決議案が、去る四月二十九日にローマで開かれた國際オリンピック委員會において、十三年間日本がオリンピック出場を禁止されてきたに復歸を許され、一九五二年のヘルシンキ大会に出場ができるという喜びを含んで提案されたことを思いあわせ、まことに時宜を得た決議案なりと感謝する次第でございます。われ／＼長年体育スポーツ界に關係して参りました者にとりましては深い感激を覚えるものでございませう。

今回、オリンピック実行委員長オット・メーヤー氏はいわく、実行委員會は各國の競技團體に對し日本を認めたから、その國內のスポーツ團體を承認するよう勧告しております。これは、古代オリンピック競技がギリシャに創始されて以來、平和を愛し、隣人と親しむという崇高なる精神をもつて行われ、また世界中の若人たちがより強く、より高く、より早くという理想を掲げてオリンピックに参加しました事實は、平和文化を愛する日本人にとりまして重大なる関心事でなければなりません。

このオリンピックが一八九六年からこのクーパーン男爵によつて提唱されまして、由緒深きギリシャのアテネに第一回が開催されて以來、日本は一九一二年のストックホルムの大会に初めて参加いたしました。以後順次日本の成績は上りましたが、一九二四年のバリ大会、越えてロサンゼルス大会、ベルリンの大会を最盛期といたしまして優秀なる記録を残したことは、皆さん御承知の通りであります。(拍手)しかしながら、第十四回のロンドンにおいて開かれた大会には、遺憾ながらこの出場を禁止されておりました。戦後諸般の立ち直りが遅々たる状態にありますこの日本におきまして、最近水上競技を初め陸上競技におきまして非常なる活氣を呈して参りまして、かのスエーデンのアルネ・ボルグが、千五百メートル十九分七秒二という記録は人類の限り破れまいと豪語いたしましたものを、天野が破り、古橋が破り、橋爪が破りましたことは、われ／＼日本人として、まことに感激深いものでございます。(拍手)

政治家が健全なるスポーツ界の民主的發展のために指導的役割を果たすことは重大なる意義が存在いたしますが、平時の理想といたしましては、スポーツの發展は民主的に盛り上げる輿論を背景に興隆すべきものでありまして、う。しかし、戦後あらゆる面に道義の頹廢あるいは設備の破壊したこの痛手の多い中に、現下のスポーツ界は政治的にも考慮が拂われなければ、急速な立ち直りはけだしできにくいものでございませう。(拍手)今回、院内のスポー

議員連盟といたしましては、先般來協の關係者とも相談し、日本スポーツ界の民主的發展を遂げますために、いかなる方針で國內の諸機關を大改革すべきかについて、民間情報教育局ともたび／＼折衝して來たのでございますが、新たににつくられるスポーツ界の構成団体は、從來やもすれば非難のありましたボスを徹底的に排除することに心がけまして、その構成は数十團體、あらゆる階層を網羅いたして、近々スポーツ振興會議を開催することになっております。これについても議員各位の絶大な御支援を希望する次第でございます。(拍手)またわれ／＼といたしましては、從來やもすれば選手第一主義に陥りがちの弊風を是正いたしまして、一般國民の体育向上をはかることに重点をおき、スポーツを通じて明朗なる國民性を付與するところのスポーツ振興政策を樹立すべきで、この強き基盤に立つて初めて選手が養成せられ、外にはヘルシンキの大会に多数の選手を派遣し、内には國內におきまして國民全般的の体育向上を特に画策すべきことが緊要でございます。

以上、簡単なが所感を述べて、本決議案に賛成の意を表する次第でございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) この際あらかじめ申し上げておきますが、本決議案に対する討論は一人五分以内となつておりますので、さよう御了承をお願いいたします。受田新吉君。

○受田新吉君 私は、ただいま上程せられておりますところのスポーツ振興に関する決議案に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして、いささか所見を申し述べまして賛意を表する次第であります。

由來わが國のスポーツは、まことにこれが等閑に付せられ、スポーツ精神の振興は没却せられていた観があるのであります。最近に至りまして、よりやくその振興の萌芽が見えそめたころにおいて、幸いに東京においては國際オリンピック大会が九年前に開かれたる段取りにまでなつておりました。遂に、悲しくも誤られたる戦争の遂行のために、遂にこれをむなしゆういたしましたことは、千載の痛恨事であるのであります。

○副議長(岩本信行君) この際あらかじめ申し上げておきますが、本決議案に対する討論は一人五分以内となつておりますので、さよう御了承をお願いいたします。受田新吉君。

○受田新吉君 私は、ただいま上程せられておりますところのスポーツ振興に関する決議案に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして、いささか所見を申し述べまして賛意を表する次第であります。

由來わが國のスポーツは、まことにこれが等閑に付せられ、スポーツ精神の振興は没却せられていた観があるのであります。最近に至りまして、よりやくその振興の萌芽が見えそめたころにおいて、幸いに東京においては國際オリンピック大会が九年前に開かれたる段取りにまでなつておりました。遂に、悲しくも誤られたる戦争の遂行のために、遂にこれをむなしゆういたしましたことは、千載の痛恨事であるのであります。

○副議長(岩本信行君) この際あらかじめ申し上げておきますが、本決議案に対する討論は一人五分以内となつておりますので、さよう御了承をお願いいたします。受田新吉君。

○受田新吉君 私は、ただいま上程せられておりますところのスポーツ振興に関する決議案に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして、いささか所見を申し述べまして賛意を表する次第であります。

○副議長(岩本信行君) この際あらかじめ申し上げておきますが、本決議案に対する討論は一人五分以内となつておりますので、さよう御了承をお願いいたします。受田新吉君。

○受田新吉君 私は、ただいま上程せられておりますところのスポーツ振興に関する決議案に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして、いささか所見を申し述べまして賛意を表する次第であります。

由來わが國のスポーツは、まことにこれが等閑に付せられ、スポーツ精神の振興は没却せられていた観があるのであります。最近に至りまして、よりやくその振興の萌芽が見えそめたころにおいて、幸いに東京においては國際オリンピック大会が九年前に開かれたる段取りにまでなつておりました。遂に、悲しくも誤られたる戦争の遂行のために、遂にこれをむなしゆういたしましたことは、千載の痛恨事であるのであります。

○副議長(岩本信行君) この際あらかじめ申し上げておきますが、本決議案に対する討論は一人五分以内となつておりますので、さよう御了承をお願いいたします。受田新吉君。

○受田新吉君 私は、ただいま上程せられておりますところのスポーツ振興に関する決議案に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして、いささか所見を申し述べまして賛意を表する次第であります。

○副議長(岩本信行君) この際あらかじめ申し上げておきますが、本決議案に対する討論は一人五分以内となつておりますので、さよう御了承をお願いいたします。受田新吉君。

○受田新吉君 私は、ただいま上程せられておりますところのスポーツ振興に関する決議案に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして、いささか所見を申し述べまして賛意を表する次第であります。

由來わが國のスポーツは、まことにこれが等閑に付せられ、スポーツ精神の振興は没却せられていた観があるのであります。最近に至りまして、よりやくその振興の萌芽が見えそめたころにおいて、幸いに東京においては國際オリンピック大会が九年前に開かれたる段取りにまでなつておりました。遂に、悲しくも誤られたる戦争の遂行のために、遂にこれをむなしゆういたしましたことは、千載の痛恨事であるのであります。

○副議長(岩本信行君) この際あらかじめ申し上げておきますが、本決議案に対する討論は一人五分以内となつておりますので、さよう御了承をお願いいたします。受田新吉君。

○受田新吉君 私は、ただいま上程せられておりますところのスポーツ振興に関する決議案に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして、いささか所見を申し述べまして賛意を表する次第であります。

○副議長(岩本信行君) この際あらかじめ申し上げておきますが、本決議案に対する討論は一人五分以内となつておりますので、さよう御了承をお願いいたします。受田新吉君。

○受田新吉君 私は、ただいま上程せられておりますところのスポーツ振興に関する決議案に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして、いささか所見を申し述べまして賛意を表する次第であります。

由來わが國のスポーツは、まことにこれが等閑に付せられ、スポーツ精神の振興は没却せられていた観があるのであります。最近に至りまして、よりやくその振興の萌芽が見えそめたころにおいて、幸いに東京においては國際オリンピック大会が九年前に開かれたる段取りにまでなつておりました。遂に、悲しくも誤られたる戦争の遂行のために、遂にこれをむなしゆういたしましたことは、千載の痛恨事であるのであります。

○副議長(岩本信行君) この際あらかじめ申し上げておきますが、本決議案に対する討論は一人五分以内となつておりますので、さよう御了承をお願いいたします。受田新吉君。

○受田新吉君 私は、ただいま上程せられておりますところのスポーツ振興に関する決議案に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして、いささか所見を申し述べまして賛意を表する次第であります。

○副議長(岩本信行君) この際あらかじめ申し上げておきますが、本決議案に対する討論は一人五分以内となつておりますので、さよう御了承をお願いいたします。受田新吉君。

○受田新吉君 私は、ただいま上程せられておりますところのスポーツ振興に関する決議案に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして、いささか所見を申し述べまして賛意を表する次第であります。

由來わが國のスポーツは、まことにこれが等閑に付せられ、スポーツ精神の振興は没却せられていた観があるのであります。最近に至りまして、よりやくその振興の萌芽が見えそめたころにおいて、幸いに東京においては國際オリンピック大会が九年前に開かれたる段取りにまでなつておりました。遂に、悲しくも誤られたる戦争の遂行のために、遂にこれをむなしゆういたしましたことは、千載の痛恨事であるのであります。

○副議長(岩本信行君) この際あらかじめ申し上げておきますが、本決議案に対する討論は一人五分以内となつておりますので、さよう御了承をお願いいたします。受田新吉君。

○受田新吉君 私は、ただいま上程せられておりますところのスポーツ振興に関する決議案に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして、いささか所見を申し述べまして賛意を表する次第であります。

して、賛成演説を終るものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 井之口政雄君。

〔井之口政雄君登壇〕

○井之口政雄君 このスポーツ振興の決議案、これには賛成であります。けつこうな決議案であります。私たち共産党といえども、これはもとより賛成の問題であります。わが民族の体力を盛んにし、そうしてその体力に平和な精神を宿すということは、これは最もいいことであります。スポーツによつてわれわれがこの目的を達することができれば、これに越したことはないものであります。

私にも一人のせがれがおります。これは高等学校に行つておりますが、ずいぶんスポーツをやつております。ラグビーの選手をやつております。家へ帰つて来るときは、まるでへとへとなつております。そこで、こういうふうなことをお考えになつて、世の中のお父さんやお母さんがたくさんおいでになると思う。スポーツけつこうだ、これはひとつ大いに振興しなければならぬ、盛んにやらなければならぬ。しかしながら、今の配給量は少なくて、うまいものを食べさせることはできない、これでは、やつぱり一生懸命スポーツをやらせたくてもやらせられないという家庭がたくさんあると思うのであります。

そこで、この決議案も、どうせこれは実行に移さなければ意味がないのでありますから、実行に移す上においては、われわれ国民の生活程度を引上げる、こういう問題と密接に結びつ

ている。学生さん方には、あるいは夜学に行つておいでになる方もたくさんおられる。そういう人たちはスポーツをやりたい、スポーツをやりたいが、なかなか境目が許さないというふうな事情にありますが、議会においてそういう点も十分考へてやつて、そうして大衆がスポーツに實際楽しめるような方向へこれからやつて行きたいと思ひます。

また、私の近所の例の甲子園というところには大きな野球場がありまして、わんざわんざたいへん盛んなものでございます。スポーツがなか／＼盛んであります。それを見るにつけて、いつも思ひます。これではやはり少い、もつと大きな大衆的なスポーツを日本で廣めなければいかぬのじやないか、こう考えます。そういう場合に、労働組合の方々がこれに参加してない。工場の方々がこれに参加してない。やはりこういう方々もど／＼参加するよう大きなスポーツ政策にこれが発展して行つたならば非常にけつこうだと思ふのであります。その初めとして、まずこの決議がなされることは、けつこうであります。

それからオリンピックに對しまして、もとより今度参加するような運びに立至ります。しかし世界に新しく興つた民主主義の國々も、これからどし／＼参加するであります。こういう國もど／＼参加して、從來のような單に職業的なスポーツマンによつて独占されているようなけつこうスポーツが、もつと／＼廣い、人民的な、全人類の平和とスポーツへ発展して行くことが願わしいと思ひます。

最近のスポーツのスコーガンは、オリンピックのスポーツからさらに一歩進んだところのスパルタクエードのスポーツへ、となつておる。そのであります。私はスポーツのことは専門家でありませぬけれども、しかしながら、そういうのは勤労者のスポーツを非常に大きく取上げたものでありまして、これこそほんとうに平和を宿す、われわれの肉体を強めるスポーツでありますから、そういう方向へ進んで行くことを希望して、この決議案に賛成するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 大西正男君。

〔大西正男君登壇〕

○大西正男君 私は、たゞいま議題となつております決議案に對しまして、民主党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。

さきに國際オリンピック実行委員會が、わが國のオリンピック大会復歸をIOCに勧告されまして、これに基き、新聞紙の報ずるところによりまして、次回オリンピックに參加し得るの公算がきわめて太と相なるに至りましたことは、すなわち言いかえすならば、わが日本がまずもつてスポーツの面より國際社會に復歸するの明き希望を持ち得るに至りましたことを意味するものであります。全國民ひとしく同委員會並びに關係方面に對しまして深く感謝を捧げますとともに大なる喜びをいたすところであると確信いたしますのであります。さらにこの際、さきに水泳会におきまして、先ほど來各位より申されましたが、古橋並に橋爪兩君が世界最高のレコードを樹立されて、その記録は客觀情勢

のもとにおきまして、今日のわが國の國情からいまして、いわゆる世界の公認記録たるにいたゞ至つておらないと聞いておりますけれども、しかしながら、このことによりまして、終戦後沈滞せるわが國民精神に活を入れ、事實上世界に對しまして万丈の氣を吐きました兩君等に、私は深甚の感謝の意を表しますとともに、誇りといったたいと存するものであります。

そも／＼新憲法の下におきまして、われわれ日本國民は平和を愛し文化を尊ぶ國民として更生し、しかしして國家は健康にして文化的なる國民生活を保障せんとしつゝあるものであります。スポーツはルールに従つて全力を盡し、平和的な闘いによつてエネルギーの正しきはけ口を求め、相闘う者が公正と信義に立脚いたしました、相憐むにあらずして相親しまんとするところにスポーツ精神の眞髓が存すると確信いたしますのであります。まさにスポーツこそは、國民をして平和的にして文化的なる祖國再建の氣力と体力とを振起させるものであり、ことに今日健全なる娛樂機關の乏しき現狀におきまして、次代をなす青少年に對する教育育成の方策といたしまして最も適切有効なるものと言わなければなりません。さらにまた働く人々に對しまして明日の力を蓄へるべく同じく有効適切な方策と言わなければならぬと確信いたします。

かつて國民外交という言葉がありました。今日わが國は、正常の國際社會にいたゞ復歸するに至つておりません。が、およそ外交は、國民外交の正しき基礎の上に發展をいたしましてこそ眞

の外交と言わなければならないと確信いたします。しこういたしまして、スポーツ外交はいわゆる國民外交の重大なる一環をなすべきものであります。スポーツによつて國民市民としての教養と品位を高めることは、これはすなわち將來わが國外交の重大なる役割を果すものと確信するのであります。

この際私は、本決議案がすみやかに議決されることを望むものであります。しかしして、この際政府におかれまして、この決議案の精神を十分に尊重し、諸施策を推進されんことを期待いたしますのであります。

以上をもつて、わが党は賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 松本龍藏君。

〔松本龍藏君登壇〕

○松本龍藏君 私は、本決議案に對して賛成の意を表するものであります。さきの各賛成者によりまして、スポーツの有する意義ある面を語る述べられたのでありますから、私は主として國際觀点からスポーツ振興の重要性を述べてみたいと思ふのであります。

先般私は、ハワイ並びに北南米在留同胞及び日系市民の對日援助に對する感謝決議案の趣旨弁明を行いました。際、國際社會復歸の問題を取上げて、永井松三氏のローマにおける國際オリンピック大会參加の説明をいたしました。申すまでもなく、今日までの國際會議へ日本人が派遣されましたのは、終戦以來初の日本人の代表として國際會議への參加が許されたのであります。同氏は發言が許されたばかりでな

め、大会後、その会場に同選手をたたえる像が建てられたことは、当時の世界の各新聞に発表された通りでございます。(拍手)

さらに、一九三六年のベルリン大会においての西田、大江の美談も、あまりにも有名であります。五時間にわたる棒高跳びの選手権競技は、最後に米國のメドウズと日本の西田、大江両選手との三人の優勝争いとなつたのであります。

め、大会後、その会場に同選手をたたえる像が建てられたことは、当時の世界の各新聞に発表された通りでございます。(拍手)

さらに、一九三六年のベルリン大会においての西田、大江の美談もあまりにも有名であります。五時間にわたる棒高跳びの選手権競技は、最後に米國のメドウスと日本の西田、大江両選手の三人の優勝争いとなつたのであります。が、惜しくもメドウスに敗れたのであります。審判は西田、大江に二位争いを命じたのであります。が、先

め、大会後、その会場に同選手をたたえる像が建てられたことは、当時の世界の各新聞に発表された通りでございます。(拍手)

さらに、一九三六年のベルリン大会においての西田、大江の美談も、あまりにも有名であります。五時間にわたる棒高跳びの選手権競技は、最後に米國のメドウスと日本の西田、大江両選手の三人の優勝争いとなつたのでありますが、惜しくもメドウスに敗れたのであります。審判は西田、大江に二位争いを命じたのでありますが、先輩の西田は後輩の大江に譲り、後輩の大江は先輩の西田に譲り、いかんともしがたく、遂に日本側役員の仲裁となりまして、二等の銀メダルと、三等の銅メダルをまつ二つに割りまして、これを繋ぎ合わせ、半分銀と半分銅のメダルをつくることによつて伸よく二位と三位をわかち合つたことも、オリンピック美談として廣く世界に傳わつたところであります。ちなみに大江選手は、ある年米國に招かれまして、ニューヨークのマジソン・スクエア・ガーデンにおいて開催された全米選手権競技大会でメドウス選手を破り、みごと優勝して、ニューヨーク市民から贈られた最高榮譽賞を日本に持つて歸つたのであります(拍手)。

それを眞の技たらしめるものは精神であります。どんなに技術がすぐれても、よい記録を出しても、正しい純潔なる精神がそれに伴わなければ眞のスポーツとは言えません。スポーツはフェアプレイであります。スポーツ道は謙讓の眞心によつて初めて見出される

の類廢せるわが國の道義心の向上に資し、國際的にはわが國の信義の回復と國際社會への復帰促進に資することを確信いたすものであります。よつてわれわれは、本決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

の頽廢せるわが國の道義心の向上に資し、國際的にはわが國の信義の回復と國際社會への復帰促進に資することを確信いたすものであります。よつてわれわれは、本決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際文部大臣より発言を求められております。これを許します。文部大臣高瀬正太郎君。

の類廢せるわが國の道義心の向上に資し、國際的にはわが國の信義の回復と國際社会への復帰促進に資することを確信いたすものであります。よつてわれわれは、本決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際文部大臣より発言を求められております。これを許します。文部大臣高瀬莊太郎君。

〔國務大臣高瀬莊太郎君登壇〕

○國務大臣(高瀬莊太郎君) ただいまの御決議に對しましては、政府として

の類廢せるわが國の道義心の向上に資し、國際的にはわが國の信義の回復と國際社会への復帰促進に資することを確信したものであります。よつてわれわれは、本決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際文部大臣より発言を求められております。これを許します。文部大臣高瀬莊太郎君。

〔國務大臣高瀬莊太郎君登壇〕

○國務大臣(高瀬莊太郎君) ただいまの御決議に對しましては、政府としてまったく同感でありまして、全面的に賛意を表する次第であります。

スポーツの振興が單に國民の体位向

の類廢せるわが國の道義心の向上に資し、國際的にはわが國の信義の回復と國際社会への復帰促進に資することを確信いたすものであります。よつてわれわれは、本決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際文部大臣より発言を求められております。これを許します。文部大臣高瀬莊太郎君。

〔國務大臣高瀬莊太郎君登壇〕

○國務大臣(高瀬莊太郎君) ただいまの御決議に對しましては、政府としてまったく同感でありまして、全面的に賛意を表する次第であります。

スポーツの振興が單に國民の体位向上の見地から必要であるばかりでなく、新日本再建のために、あらゆる方面からきわめて重要でありますことは、

の類廢せるわが國の道義心の向上に資し、國際的にはわが國の信義の回復と國際社会への復帰促進に資することを確信いたすものであります。よつてわれわれは、本決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際文部大臣より発言を求められております。これを許します。文部大臣高瀬莊太郎君。

〔國務大臣高瀬莊太郎君登壇〕

○國務大臣(高瀬莊太郎君) ただいまの御決議に對しましては、政府としてまったく同感でありまして、全面的に賛意を表する次第であります。

スポーツの振興が單に國民の体位向上の見地から必要であるばかりでなく、新日本再建のために、あらゆる方面からきわめて重要でありますことは、御決議に示された通りであります。つきましては、政府としてこれが振興に万全の施策を講ずるつもりであります。

の頒降せるわが國の道義心の向上に資し、國際的にはわが國の信義の回復と國際社會への復帰促進に資することを確信いたすものであります。よつてわれわれは、本決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際文部大臣より発言を求められております。これを許します。文部大臣高瀬莊太郎君。

〔國務大臣高瀬莊太郎君登壇〕

○國務大臣(高瀬莊太郎君) ただいまの御決議に對しましては、政府としてまったく同感でありまして、全面的に賛意を表する次第であります。

スポーツの振興が單に國民の体位向上の見地から必要であるばかりでなく、新日本再建のために、あらゆる方面からきわめて重要でありますことは、御決議に示された通りであります。つきましては、政府としてこれが振興に万全の施策を講ずるつもりであります。が、今後議員各位におかれましても一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。(拍手)

の類廢せるわが國の道義心の向上に資し、國際的にはわが國の信義の回復と國際社会への復帰促進に資することを確信いたすものであります。よつてわれわれは、本決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

は採決いたします。

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際文部大臣より発言を求められております。これを許します。文部大臣高瀬正太郎君。

〔國務大臣高瀬正太郎君登壇〕

○國務大臣(高瀬正太郎君) ただいまの御決議に對しましては、政府としてまったく同感でありまして、全面的に賛意を表する次第であります。

スポーツの振興が單に國民の体位向上の見地から必要であるばかりでなく、新日本再建のために、あらゆる方面からきわめて重要でありますことは、御決議に示された通りであります。つきましては、政府としてこれが振興に万全の施策を講ずるつもりであります。が、今後議員各位におかれましては、一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。(拍手)

第二 弁護士法案(法務委員長提出)

の頒廢せるわが國の道義心の向上に資し、國際的にはわが國の信義の回復と國際社會への復帰促進に資することを確信いたしますのであります。よつてわれわれは、本決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際文部大臣より発言を求められております。これを許します。文部大臣高瀬莊太郎君。

〔國務大臣高瀬莊太郎君登壇〕

○國務大臣(高瀬莊太郎君) ただいまの御決議に対しましては、政府としてまったく同感でありまして、全面的に賛意を表する次第であります。

スポーツの振興が單に國民の体位向上の見地から必要であるばかりでなく、新日本再建のために、あらゆる方面からきわめて重要でありますことは、御決議に示された通りであります。つきましては、政府としてこれが振興に万全の施策を講ずるつもりでおりますが、今後議員各位におかれましては一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。(拍手)

第二 弁護士法案(法務委員長提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第二、弁護士法案は委員長提出の議案でありますから、委員會の審査を省略するに御

の類廢せるわが國の道義心の向上に資し、國際的にはわが國の信義の回復と國際社會への復帰促進に資することを確信いたしますのであります。よつてわれわれは、本決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際文部大臣より發言を求められております。これを許します。文部大臣高瀬莊太郎君。

〔國務大臣(高瀬莊太郎君) ただいまの御決議に對しましては、政府としてまつたく同感でありまして、全面的に賛意を表する次第であります。〕

スポーツの振興が單に國民の体位向上の見地から必要であるばかりでなく、新日本再建のために、あらゆる方面からきわめて重要でありますことは、御決議に示された通りであります。つきましては、政府としてこれが振興に万全の施策を講ずるつもりであります。が、今後議員各位におかれましては一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。(拍手)

第二 弁護士法案(法務委員長提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第二、弁護士法案は委員長提出の議案でありますから、委員會の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

10

1

100

1

使命とする。

弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

(弁護士の職責の根本基準)

第二條 弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。

(弁護士の職務)

第三條 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び訴願、審査の請求、異議の申立等行政廳に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

2 弁護士は、当然、弁理士及び税務代理士の事務を行うことができる。

第二章 弁護士の資格

(弁護士の資格)

第四條 司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する。

(弁護士の資格の特例)

第五條 左に掲げる者は、前條の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

- 一 最高裁判所の裁判官の職に在つた者。
- 二 司法修習生となる資格を得た後、五年以上簡易裁判所判事、檢察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務府事務官又は司法研修所若しくは法務府研修所の教官の職に在つた者。
- 三 五年以上別に法律で定める大

学の学部、専攻科又は大学院において法律学の教授又は助教授の職に在つた者。

四 前二号に掲げる職の二以上に在つて、その年数を通算して五年以上となる者。但し、第二号に掲げる職については、司法修習生となる資格を得た後の在職年数に限る。

(弁護士の欠格事由)

第六條 左に掲げる者は、前二條の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者。
- 二 懲戒裁判所の罷免の裁判を受けた者。
- 三 懲戒の処分により、弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録をまつ消され、税務代理士であつて許可を取り消され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から三年を経過しない者。
- 四 禁治産者又は准禁治産者。
- 五 破産者であつて復権を得ない者。

(外國の弁護士となる資格を有する者の特例)

第七條 外國の弁護士となる資格を有し、且つ、日本國の法律につき相當の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行うことができる。但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

2 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、外國人又は外國法に關し、第三條に規定する事務を行うことができる。但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

る者は、最高裁判所の承認を受け

て、外國人又は外國法に關し、第三條に規定する事務を行うことができる。但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

(登録取消の請求)

第十一條 弁護士がその業務をやめようとするときは、所屬弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録取消の請求をしなければならない。

(登録又は登録換の請求の進達の拒絶)

第十二條 弁護士会は、弁護士会の秩序若しくは信用を害する虞がある者又は左の場合に該当し弁護士の職務を行わせることがその適正を欠く虞がある者について、資格審査会の議決に基き、登録又は登録換の請求の進達を拒絶することができる。

- 一 心身に故障があるとき。
- 二 第六條第三号にあたる者が、除名、業務禁止、登録まつ消、許可取消又は免職の処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。
- 三 登録又は登録換の請求前一年以内に当該弁護士会の地域内において常時勤務を要する公務員であつた者で、その地域内において弁護士の職務を行わせることが特にその適正を欠く虞があるものについてもまた前項と同様とする。

(登録換の請求)

第九條 弁護士となるには、入会しよとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならない。

第十條 弁護士は、所屬弁護士会を変更するには、新たに入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録換の請求をしなければならない。

(登録換の請求)

第十一條 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所屬弁護士会にその旨を届けなければならない。

第十二條 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所屬弁護士会にその旨を届けなければならない。

第十三條 弁護士会は、前項の請求をした場合には、その旨を通知しなければならない。

第十四條 前二條の規定により登録若しくは登録換の請求の進達を拒絶され、又は登録取消の請求をされた者は、その通知を受けた後三十日以内に日本弁護士連合会に異議の申立をすることができる。

第十五條 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合には、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があることを認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないことを認めるときは、これを棄却しなければならない。

(登録取消の請求)

第十一條 弁護士がその業務をやめようとするときは、所屬弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録取消の請求をしなければならない。

(登録又は登録換の請求の進達の拒絶)

第十二條 弁護士会は、弁護士会の秩序若しくは信用を害する虞がある者又は左の場合に該当し弁護士の職務を行わせることがその適正を欠く虞がある者について、資格審査会の議決に基き、登録又は登録換の請求の進達を拒絶することができる。

(登録換の請求)

第十三條 弁護士となるには、入会しよとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならない。

第十四條 弁護士は、所屬弁護士会を変更するには、新たに入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録換の請求をしなければならない。

第十五條 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所屬弁護士会にその旨を届けなければならない。

第十六條 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所屬弁護士会にその旨を届けなければならない。

第十七條 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所屬弁護士会にその旨を届けなければならない。

第十八條 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所屬弁護士会にその旨を届けなければならない。

(登録換の請求)

第十九條 弁護士となるには、入会しよとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならない。

第二十條 弁護士は、所屬弁護士会を変更するには、新たに入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録換の請求をしなければならない。

第二十一條 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所屬弁護士会にその旨を届けなければならない。

第二十二條 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所屬弁護士会にその旨を届けなければならない。

第二十三條 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所屬弁護士会にその旨を届けなければならない。

告をしていたときは、資格審査会の議決に基き、日本弁護士連合会に登録取消の請求をすることができる。

弁護士会は、前項の請求をした場合には、その旨を通知しなければならない。

(進達の拒絶等に対する異議の申立)

第十四條 前二條の規定により登録若しくは登録換の請求の進達を拒絶され、又は登録取消の請求をされた者は、その通知を受けた後三十日以内に日本弁護士連合会に異議の申立をすることができる。

(登録換の請求)

第十五條 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合には、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があることを認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないことを認めるときは、これを棄却しなければならない。

第十六條 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合には、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があることを認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないことを認めるときは、これを棄却しなければならない。

第十七條 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合には、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があることを認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないことを認めるときは、これを棄却しなければならない。

第十八條 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合には、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があることを認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないことを認めるときは、これを棄却しなければならない。

第十九條 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合には、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があることを認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないことを認めるときは、これを棄却しなければならない。

第二十條 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合には、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があることを認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないことを認めるときは、これを棄却しなければならない。

(登録換の請求)

第二十一條 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合には、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があることを認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないことを認めるときは、これを棄却しなければならない。

第二十二條 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合には、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があることを認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないことを認めるときは、これを棄却しなければならない。

第二十三條 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合には、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があることを認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないことを認めるときは、これを棄却しなければならない。

第二十四條 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合には、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があることを認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないことを認めるときは、これを棄却しなければならない。

第二十五條 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合には、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があることを認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないことを認めるときは、これを棄却しなければならない。

(登録及び登録換の拒絶)

第十五條 日本弁護士連合会は、弁護士会から登録及び登録換の請求の進達を受けた場合において、第十二條第一項又は第二項に掲げる事由があつて登録又は登録換を拒絶することを相当と認めるときは、資格審査会の議決に基づき、その登録又は登録換を拒絶することができる。

2 日本弁護士連合会は、前項の規定により登録又は登録換を拒絶する場合に、登録又は登録換を請求した者及びこれを進達した弁護士会に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。

(訴の提起及びその手続)

第十六條 第十四條に規定する異議の申立を棄却され、前條の規定により登録又は登録換を拒絶された者は、その処分につき違法又は不当を理由としてその通知を受けた後三十日以内に東京高等裁判所に訴を提起することができる。

2 日本弁護士連合会が第十四條第一項若しくは第二項の異議の申立を受けた後三箇月を経てもなお前條第三項の処分をせず、又は登録若しくは登録換の請求の進達を受けた後三箇月を経てもなお弁護士名簿に登録若しくは登録換をしないときは、異議の申立をなし又は登録若しくは登録換の請求をした者は、その申立を棄却され又は登録若しくは登録換を拒絶されたものとみなし、その後三十日以内に前項の訴を提起することができる。

4 裁判所は、必要と認める場合には、職権で決定をもつて、訴訟の結果について利害関係のある弁護士会を訴訟に参加させることができる。

5 裁判所は、必要と認める場合には、職権で証拠調をすることができ、但し、その証拠調の結果について当事者の意見をきかなければならない。

6 第一項及び第二項の訴訟については、本條によるの外、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の定めるところによる。

(登録取消の事由)

第十七條 日本弁護士連合会は、左の場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。

一 弁護士が第六條第一号及び第三号乃至第五号の一に該当するに至つたとき。

二 弁護士が第十一條の規定により登録取消の請求をしたとき。

三 弁護士について退会命令、除名又は第十三條の規定による登録取消が確定したとき。

四 弁護士が死亡したとき。

(登録取消の事由の報告)

第十八條 弁護士会は、所属の弁護士に弁護士名簿の登録取消の事由があると認めるときは、日本弁護士連合会に、すみやかに、その旨を報告しなければならない。

(登録等の通知及び公告)

第十九條 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消は、すみやかに、日本弁護士連合会から当該弁護士の所属弁護士会に通知し、且つ、

官報をもつて公告しなければならない。

第四章 弁護士の権利及び義務 (法律事務所)

第二十條 弁護士の事務所は、法律事務所と称する。

2 法律事務所は、その弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。

3 弁護士は、いかなる名義をもつてしても、二箇以上の法律事務所を設けることができない。但し、他の弁護士の法律事務所において執務することを妨げない。

(法律事務所の届出義務)

第二十一條 弁護士が法律事務所を設け、又はこれを移轉したときは、直ちに、所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

(会則を守る義務)

第二十二條 弁護士は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会則を守らなければならない。

(秘密保持の権利及び義務)

第二十三條 弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(依頼事項等を行う義務)

第二十四條 弁護士は、正当の理由がない限り、法令により官公署の依頼した事項及び公則の定めるところにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことができない。

(職務を行い得ない事件)

第二十五條 弁護士は、左に掲げる事件については、その職務を行つてはならない。但し、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件。

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの。

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件。

四 公務員として職務上取り扱つた事件。

五 仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件。

(汚職行為の禁止)

第二十六條 弁護士は、受任している事件に關し相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくは約束してはならない。

(非弁護士との提携の禁止)

第二十七條 弁護士は、第七十二條乃至第七十四條の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

(係争権利の譲受の禁止)

第二十八條 弁護士は、係争権利を譲り受けることができない。

(依頼承諾の通知義務)

第二十九條 弁護士は、事件の依頼を承諾しないときは、依頼者に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。

(兼職及び営業等の制限)

第三十條 弁護士は、報酬ある公職を兼ねることができない。但し、国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他常時勤務を要しない公務員となり、又は官公署より特定の事項について委嘱された職務を行うことは、この限りでない。

2 弁護士は、所属弁護士会の許可を受けなければ、営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行役員、取締役若しくは使用人となることができない。

第五章 弁護士会

(目的及び法人格)

第三十一條 弁護士会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士の指導、連絡及び監督に關する事務を行うことを目的とする。

2 弁護士会は、法人とする。

(設立の基準となる区域)

第三十二條 弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならない。

(会則)

第三十三條 弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない。

2 弁護士会の会則は、左の事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地。

二 会長、副会長その他会の機関の選任、構成及び職務権限に關する規定。

- 三 入会及び退会に関する規定。
- 四 資格審査会に関する規定。
- 五 会議に関する規定。
- 六 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消の請求の進達並びに第十三條の規定による登録取消の請求に関する規定。
- 七 弁護士道徳その他会員の綱記保持に関する規定。
- 八 弁護士の報酬に関する標準を示す規定。
- 九 無資力者のためにする法律扶助に関する規定。
- 十 官公署その他に対する弁護士の推薦に関する規定。
- 十一 司法修習生の修習に関する規定。
- 十二 会員の職務に関する紛議の調停に関する規定。
- 十三 建議及び答申に関する規定。
- 十四 懲戒、懲戒委員会及び綱記委員会に関する規定。
- 十五 会費に関する規定。
- 十六 会計及び資産に関する規定。
- 三 前項に掲げる事項を変更するときは、日本弁護士連合会の承認を受けなければならない。

- 三 事務所。
- 四 会長及び副会長の氏名及び住所。
- 三 弁護士会が解散したときは、二週間以内に解散の登記をしなければならない。
- 四 第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、二週間以内に変更の登記をしなければならない。
- 五 弁護士会において登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- 六 この法律に規定するものの外、弁護士会の登記の手續に關して必要な事項は、政令で定める。
- 三 第三十五條 弁護士会の代表者は、会長とする。
- 二 会長に事故のあるときは又は会長が欠けたときは、副会長がこの法律及び会則に規定する会長の職務を行う。
- 三 会長及び副会長は、法令によつて公務に従事する職員とする。
- 三 第三十六條 弁護士名簿に登録又は登録換を受けた者は、当然、入会しよとする弁護士会の会員となり、登録換を受けた場合には、これによつて旧所属弁護士会を退会するものとする。
- 二 第十一條に規定する請求により登録取消を受けた者は、当然、所属弁護士会を退会するものとする。

- 三 第三十七條 弁護士会は、毎年定期總會を開かなければならない。
- 二 弁護士会は、必要と認める場合には、臨時總會を開くことができる。
- 三 第三十八條 弁護士会は、總會の決議並びに役員就任及び退任を日本弁護士連合会に報告しなければならない。
- 三 第三十九條 弁護士会の会則の変更、予算及び決算は、總會の決議によらなければならない。
- 三 第四十條 弁護士会の總會の決議が公益を害するときは、他法令又はその弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反するときは、日本弁護士連合会は、その決議を取り消すことができる。
- 三 第四十一條 弁護士会は、弁護士の職務に関する紛議につき、弁護士又は当事者その他関係人の請求により調停をすることが出来る。
- 三 第四十二條 弁護士会は、日本弁護士連合会から諮問又は協議を受けた事項につき答申しなければならない。
- 二 弁護士会は、弁護士事務その他司法事務に關して官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。
- 三 第四十三條 地方裁判所の管轄区域が変更されたためその区域内に在る弁護士会が合併又は解散する必要があるときは、その弁護士会は、總會の決議により合併又は解散する。

- 二 合併については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第百條及び第百三條の規定を準用し、解散については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十三條乃至第七十六條、第七十八條乃至第八十條及び第八十二條並びに民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第二十六條及び第二十七條の規定を準用する。
- 三 弁護士会が合併したときは、合併により解散した弁護士会に所属した弁護士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された弁護士会の会員となる。
- 四 第十條第一項の規定は、前項の場合に準用する。
- 三 第四十四條 同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。
- 三 第六章 日本弁護士連合会（設立、目的及び法人格）
- 三 第四十五條 全國の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。
- 二 日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務

- 三 日本弁護士連合会は、法人とする。
- 三 第四十六條 日本弁護士連合会は、会則を定めなければならない。
- 二 日本弁護士連合会の会則には、左の事項を記載しなければならない。
- 一 第三十三條第二項第一号乃至第五号、第七号乃至第十一号、第十三号及び第十四号（但し、綱紀委員会に關する事項を除く。）乃至第十六号に掲げる事項。
- 二 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消に関する規定。
- 三 第四十七條 弁護士及び弁護士会は、当然、日本弁護士連合会の会員となる。
- 三 第四十八條 日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務について、官公署その他に必要な調査を依頼することができる。
- 三 最高裁判所の権限
- 三 第四十九條 最高裁判所は、必要と認める場合には、日本弁護士連合会に、その行う事務について報告を求め、又は弁護士及び弁護士会に關する調査を依頼することができる。
- 三 第五十條 第三十四條、第三十五條、第三十七條、第三十九條及び第四十三條第二項の規定は、日本

弁護士連合会に準用する。

第七章 資格審査会

(設置及び機能)

第五十一條 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ資格審査会を置く。

2 資格審査会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、登録、登録換及び登録取消の請求に關して必要な審査をする。

(組織)

第五十二條 資格審査会は、会長及び委員若干人をもつて組織する。

2 会長は、その資格審査会の置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会長をもつてこれに充てる。

3 委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から会長が委嘱する。但し、弁護士会の資格審査会においては、裁判官又は検察官である委員はその地の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等檢察廳檢察長若しくは地方檢察廳檢察正の推薦に基き、その他の委員はその弁護士会の總會の決議に基き、日本弁護士連合会の資格審査会においては、裁判官又は檢察官である委員は最高裁判所又は檢察總長の推薦に基き、その他の委員は日本弁護士連合会の總會の決議に基かなければならない。

4 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(予備委員)

第五十三條 資格審査会に予備委員

若干人を置く。

2 前條第三項及び第四項の規定は、予備委員に準用する。

3 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、会長は、同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を命ずる。

(会長の職務及び身分等)

第五十四條 会長は、会務を總理する。

2 会長、委員及び予備委員は、法令によつて公務に従事する職員とする。

(審査手続)

第五十五條 資格審査会は、審査に關し必要があるときは、當事者、關係人及び官公署その他に對して陳述、説明又は資料の提出を求めることが出来る。

2 資格審査会は、登録の請求、登録換の請求若しくはそれらの進達を拒絶することを可とし、又は第十三條の規定による登録取消の請求を可とする議決をする場合には、あらかじめ、當事者に對してその旨を通知し、且つ、これに關して陳述及び資料の提出をする機会を與えなければならぬ。

第八章 懲戒

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十六條 弁護士は、この法律又は所屬弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所屬弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問はずその品位を失ふべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 懲戒は、その弁護士の所屬弁護

士会が、懲戒委員会の議決に基いて行ふ。

(懲戒の種類)

第五十七條 懲戒は、左の四種とする。

一 戒告。

二 二年以内の業務の停止。

三 退会命令。

四 除名。

(懲戒の請求、調査及び審査)

第五十八條 何人も、弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士の所屬弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。

2 弁護士会は、所屬の弁護士について、懲戒の事由があると思料するときは又は前項の請求があつたときは、綱記委員会にその調査をさせなければならぬ。

3 弁護士会は、綱記委員会が前項の調査により弁護士を懲戒することとを相当と認めたときは、懲戒委員会にその審査を求めなければならぬ。

(懲戒を受けた者の異議の申立)

第五十九條 懲戒を受けた者は、その処分を受けた後三十日以内に日本弁護士連合会に異議の申立をすることが出来る。

2 日本弁護士連合会は、前項の申立を受けた場合においては、懲戒委員会の議決に基き、その申立に理由があると認めるときはその処分を取り消し、その申立に理由がないと認めるときはこれを棄却しなければならない。

3 前項の処分については、第十四條第四項の規定を準用する。

(日本弁護士連合会の懲戒)

第六十條 日本弁護士連合会は、第五十六條第一項に規定する事案についてみづからその弁護士を懲戒することを適當と認めるときは、懲戒委員会の議決に基き、これを懲戒することができる。

(懲戒請求者の異議の申立)

第六十一條 第五十八條第一項の規定により弁護士に對する懲戒の請求があつたにもかかわらず、弁護士会がその弁護士を懲戒しないとき又は相當の期間内に懲戒の手続を終えないときは、その請求をした者は、日本弁護士連合会に異議の申立をすることが出来る。弁護士会の懲戒の処分が不当に輕いと思料するときもまた同様とする。

2 日本弁護士連合会は、前項の申立を受けた場合においては、懲戒委員会の議決に基き、その申立に理由があると認めるときは当該弁護士会にその旨を通知し、又は前條の規定によりみづから懲戒し、その申立に理由がないと認めるときはこれを棄却しなければならぬ。

3 前項の処分については、第十四條第四項の規定を準用する。

(訴の提起及びその手続)

第六十二條 第五十九條に規定する異議の申立を棄却され、又は第六十條の規定により懲戒を受けた者は、その処分につき違法又は不当を理由としてその通知又は処分を受けた後三十日以内に東京高等裁

判所に訴を提起することが出来る。

2 前項の訴訟については、第十六條第三項乃至第六項の規定を準用する。

(登録換等の請求の制限)

第六十三條 懲戒の手續に付された弁護士は、その手續が終了するまで登録換又は登録取消の請求をすることが出来ない。

(除斥期間)

第六十四條 懲戒の事由があつたときから三年を経過したときは、懲戒の手續を開始することができない。

第九章 懲戒委員会及び綱記委員会

(懲戒委員会の設置及び機能)

第六十五條 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ懲戒委員会を置く。

2 懲戒委員会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、その所屬の弁護士の懲戒に關して必要な審査をする。

(懲戒委員会の組織)

第六十六條 懲戒委員会は、委員長及び委員若干人をもつて組織する。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ懲戒委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

4 懲戒委員会に予備委員若干人を置く。

(懲戒委員会の審査手続)

第六十七條 懲戒委員会は、審査を求められたときは、すみやかに、審査の期日を定め、審査を受ける弁護士にその旨を通知しなければならない。

2 審査を受ける弁護士は、審査期日に出頭し、且つ、陳述することができる。但し、委員長は指揮に従わなければならない。

3 第五十五條第一項の規定は、懲戒委員会の審査について準用する。
(懲戒手続の中止)

第六十八條 懲戒委員会は、同一の事由について刑事訴訟が係属する間は、懲戒の手続を中止することができる。

(準用規定)

第六十九條 第五十二條第三項、第四項、第五十三條第二項、第三項及び第五十四條の資格審査会の会長、委員及び予備委員に関する規定は、それぞれ懲戒委員会の委員長、委員及び予備委員に準用する。但し、この場合において、第五十二條第三項中「会長」とあるのは、「弁護士会の懲戒委員会においてはその弁護士の会長、日本弁護士連合会の懲戒委員会においてはその日本弁護士連合会の会長」と読み替へるものとする。

(綱紀委員会の設置及び機能等)
第七十條 各弁護士会に綱紀委員会を置く。

2 綱紀委員会は、第五十八條第二項の調査その他その置かれた弁護士会の会員の綱紀保持に関する事項をつかさどる。

3 綱紀委員会の委員は、その置かれた弁護士会の会員の互選による。

(準用規定)
第七十一條 第五十二條第四項、第五十四條、第五十五條第一項及び第六十六條第一項乃至第三項の規定は、綱紀委員会に準用する。但し、この場合において、第五十四條中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替へるものとする。

第十章 法律事務の取扱に関する取締
(非弁護士の法律事務の取扱等の禁止)
第七十二條 弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び訴訟、審査の請求、異議の申立等行政職に對する不服申立事件その他一般の法律事件に關して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。但し、この法律に別段の定めがある場合及び正当の業務に附随してする場合、この限りでない。

(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止)
第七十三條 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。

(非弁護士の虚偽標示等の禁止)
第七十四條 弁護士でない者は、弁護士又は法律事務所を標示又は記載をしてはならない。

2 弁護士でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

第十一章 罰則
(虚偽登録の罪)
第七十五條 弁護士となる資格を有しない者が、日本弁護士連合会にその資格につき虚偽の申告をして、弁護士名簿に登録をさせたときは、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪を罰する。
(汚職の罪)
第七十六條 第二十六條の規定に違反した者(第七條第四項により準用する場合を含む。)は、三年以下の懲役に処する。

(非弁護士の法律事務取扱等の罪)
第七十七條 第二十七條、第二十八條、第七十二條又は第七十三條の規定に違反した者(第七條第四項により準用する場合を含む。)は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)
第七十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第七十二條又は第七十三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對して前條の罰金刑を科する。

(虚偽標示等の罪)
第七十九條 第七十四條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

附則

(施行の日)
第八十條 この法律は、昭和二十四年九月一日から施行する。

(従前の弁護士資格者)
第八十一條 従前の規定により弁護士となる資格を有する者は、この法律の適用については、その資格を得たときに司法修習生の修習を終えたものとみなす。

(弁護士試験の特例)
第八十二條 この法律施行の際現に弁護士試験である者が、従前の弁護士法の規定により一年六箇月以上の実務修習を終え考試を經たときは、その考試を終たときに司法修習生の修習を終えたものとみなす。

(弁護士士の資格の特例)
第八十三條 第六條の規定の適用については、従前の計理士法(昭和二年法律第三十一号)の規定により業務の禁止の処分を受けた者は、懲戒の処分により公認会計士の登録をまつ消された者とみなし、官吏懲戒令(明治三十二年勅令第六十三号)により免官の処分を受けた者は、公務員であつて懲戒の処分により免職された者とみなす。

(従前の弁護士名簿の登録)
第八十四條 従前の規定による弁護士名簿の登録は、この法律による弁護士名簿の登録とみなす。

(従前の登録又は登録換の請求)
第八十五條 従前の規定により法務總裁に對してなされた登録又は登録換の請求は、この法律により日

本弁護士連合会に對してなされた登録又は登録換の請求の進達とみなす。

(従前の弁護士の事務所)
第八十六條 従前の規定により法務總裁に届け出たる弁護士の事務所は、その弁護士がこの法律の規定により届出をした法律事務所とみなす。

(従前の弁護士名簿等の引継)
第八十七條 法務府は、従前の規定により同府に備えられた弁護士名簿その他弁護士及び弁護士会に關する関係書類を、日本弁護士連合会の求めにより、これを引き継がなければならない。

(現存の弁護士会及び弁護士会連合会)
第八十八條 この法律施行の際現に存する弁護士会又は同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会連合会は、この法律による弁護士会又は弁護士会連合会とみなす。

2 前項の弁護士会又は弁護士会連合会は、すみやかに、その会則又は規約について日本弁護士連合会の承認を受け、なお弁護士会にあつては設立の登記をしなければならぬ。

3 前項の登記については、第三十四條第二項及び第四項乃至第六項の規定を準用する。

(同じ区域内の弁護士会の特例)
第八十九條 この法律施行の際現に同じ地方裁判所の管轄区域内に在る二箇以上の弁護士会は、第三十二條の規定にかかわらず、この法律施行後もなお存続させることができる。

2 前項の弁護士会は、何時でも合併又は解散することができる。

3 前項の合併又は解散については、第四十三條第二項乃至第四項の規定を準用する。

(日本弁護士連合会設立の準備手続)

第九十條 日本弁護士連合会の設立について必要な準備手続は、第八十條に規定する期日より前に行うことができる。

(弁護士及び弁護士試験の資格の特例に関する法律の適用)

第九十一條 弁護士及び弁護士試験の資格の特例に関する法律(昭和二十一年法律第十一号)の適用については、なお従前の例による。

但し、同法に規定する審査委員会の職務は、この法律に規定する日本弁護士連合会の資格審査会が行うものとする。

(法律事務取扱の取締に関する法律の廃止)

第九十二條 法律事務取扱の取締に関する法律(昭和八年法律第五十四号)は、廃止する。但し、同法廃止前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔花村四郎君登壇〕

○花村四郎君 たいだいま議題と相なりました弁護士法を改正する法律案について、法務委員会を代表して本案の提案理由及びその要旨を説明申し上げます。

まず本案起草の経過について申し上げます。

げますと、本案は第五国会法務委員会の弁護士法起草小委員会において起草いたしました。本委員会でも決されたものでございます。すなわち、昭和二十四年三月二十八日、弁護士法を改正する法律案を起草する小委員会が設けられまして、爾來十数回にわたり懇談協議を重ねられたのであります。この間、小委員はもろろ弁護士会代表者、法務廳、裁判所等当局者の出席を求めまして、互いに胸襟を開いて協議を盡し、四月二十七日に至り小委員会の成案を得たのであります。本委員会は、この小委員会の成案を承認し、ここに法務委員会全員が提出者となりまして、本日上程さるることになったのであります。

本法案の現行法と異なります点を簡単に申し上げますと、第一に、現行法においては弁護士及び弁護士会に對しまする法務廳の監督が嚴重であります。改正法におきましてはこれを改めまして、弁護士会自治の原則に基き自由に活動し、また同時にみづから責任を負うこととしたのであります。これは民主主義理念の当然の要請であると存じます。すなわち、弁護士会連合会が強い推進力を持ちながらも懲戒委員会、綱紀委員会の規定を設けたのは、この建前に基くのであります。

第二に、現行法においては弁護士の懲戒裁判がありますが、これを廃止して、弁護士会内に懲戒委員会を設けました。弁護士に非行があつた場合には何人も懲戒の請求をなすことができることにして、國民に對する責任追及にこたえることとしたのであります。その反面、みだりに懲戒請求の弊を防止するため、綱紀委員会の調査の結果に基き懲戒委員会を開くことにいたしましたのであります。

第三に、改正法案では弁護士の地位が一段と向上してゐるのであります。すなわち弁護士は、私益の保護というよりも、むしろ憲法上の基本的人権の擁護と社会正義の実現に努力すべき、たとへば使命を負わされたのであります。と同時に、これを裏づける品位保持、信頼裏切りの禁止、不適正なる者の入会拒絶等の規定によりまして、弁護士の深い教養と、そして高い品性を要求することとなつたのであります。ただ第十二條第三号の、判檢察事その就職地において二箇年以内に入会申出をしたときは入会拒絶ができるという案文について最も論議があつたのであります。裁判所側、法務廳側の意見を取入れまして、これを公労員として、さらにその年限を一年に短縮し、これを第三号とせず、第二項としたのであります。すなわち、登録または登録がえの請求前一年以内に当該弁護士会の地域内において常時勤務を要する公務員であつた者で、その地域内において弁護士の職務を行わせることが特にその適正を欠くおそれがある者についてもまた前項と同様とする。こと、かように改められたのであります。

第四に、弁護士会に加入すること、は、現行法でも改正法案でもそのままであります。しかし、自由職業において、その属する團體に当然加入することとは終戦後珍らしいことであります。これは長所短所相伴うので、その弊害除去に特にくふうをしております。ことに弁護士の資格を得ながら不当に入会を拒絶されることがないように、資格審査委員会においては判檢察事、學識経験者を入れて公平を期し、一度は入会を拒絶されても、最後には裁判所に訴訟を提起して救済されるようにくふうをいたしております。

第五に、弁護士名簿、弁護士の權利義務、弁護士会、法律事務の取扱ひに関する取締り、いわゆる三百代言禁止については、おおむね現行法の通りであります。以上が本案の要旨であります。

次に小委員会及び本委員会において論議の中心と相なりました点を簡単に申し上げます。第一は、先ほど申し上げました第十二條についてであります。第二は、衆参両院議員で三年以上法務委員たりし者に弁護士の資格を與える可否であります。これは與えないうことに決定をいたしました。第三は、裁判所の弁護士に関する規則制定権の問題であります。この点は各方面の意見を徴し、憲法に抵触しないと思料したのであります。第四は、弁護士会の当然加入の問題であります。医師法に比較して、弁護士会の強制加入はいけないという議論もありました。しかし、弁護士会自治の建前上、各弁護士は当然に弁護士会に入会し、その責任の所在を明らかにすることにいたしました。

なお委員会においては、共産党を代表して梨木、上村両委員より、弁護士の不適格者の中に禁錮以上の刑に処せられた者があるが、政治犯による場合は弁護士になれるように修正したいという要求がありました。結局採用されなかつたのであります。少数意見としてここに申し添えておきます。以上、趣旨弁明の説明を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。梨木作次郎君。

〔梨木作次郎君登壇〕

○梨木作次郎君 私は、日本共産党を代表いたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。ただいま委員長の報告にもありましたように、委員会におきましては、私たちは弁護士の使命達成上重要な資格の條項につきまして一つの意見を出したのであります。が、遺憾ながらこれは少数意見として否決されたのであります。そこで、これは非常に重要な問題でありますので、近い將來これがわれわれの希望するような方向に改正せられることを期待いたしまして、その資料として、私たちの主張をここに披瀝いたしたいと思つてあります。

弁護士法案におきましては、第六條第一号におきまして、弁護士となる資格といたしまして、禁錮以上の刑に処せられた者は弁護士になることができないと規定してあるものであります。御案内のように弁護士という仕事は、警察や檢察廳や裁判所というような權力機関と対立しながら、それとの闘いを通じて人権の擁護と伸張を企図することが重要な使命の一つとなつておるのであります。従ひまして、これら權力機関との鋭い対立の中におきましては、ときにはつばぜり合ひのような闘いもしばしば起り得るのであります。

す。こういうようなばげしいつばぜり
合ひの場合におきましては、ときには
かすり傷のようなけがもすることがあ
るのであります。つまり、こういうか
すり傷のようなけがにも匹敵すべき事
項を原因として禁錮以上の刑に処せら
れたら最後永久に弁護士としての資格
が剝奪されるようなことになつておつ
たのでは、基本的な人権の擁護を完全
に達成することはできないと思ふので
あります。また、こういう規定があり
ますと、これを奇貨といたしまして、
権力機関は弁護士を圧迫する道具に使
うのであります。これは過去におき
ましてその事例は少なくなかつたし、
現在においても、地方においてはこ
ういふ事例を見るのであります。

【副議長退席、議長着席】

そこで、弁護士が自由に、圧迫せら
れることなくその仕事ができるように
保障してこそ、人権蹂躪のような忌ま
わしい事件を絶滅して、民主主義の健
やかなる発展を期待することができ
るのであります。この観点から、かような
欠格條項を設けておくとは不都合であ
るという意味合いにおきまして、われ
われはこの條項の削除を主張したので
あります。

しかしながら、このわれ／＼の意見
に對しましては、民自党やその他各派
の委員諸君も、私たちの趣旨には賛同
せられておつたのであります。ただ医
師法とか、税務代理士法とか、あ
るいは弁理士法といったような自由職
業を規定する法律において同じような
欠格條項がある、これとのつり合い、
また弁護士の特権のために、こ
ういふ規定を設けておいた方がよ
からうといふ

うような御意見で、これを存置するこ
とになつたのであります。しかしなが
ら、たとえばお医者さんとか、ある
いは弁理士さんとか、税務代理士だ
とか、こういう人たちの仕事と弁護士の
仕事というものは、本質的に違ふので
あります。これが一つ。もう一つは、
現在問題になつておる弁理士法にお
きましては、他の自由職業には認めら
れないような非常に大幅な自治的な規定
が設けられておりまして、資格審査会
だとか、あるいは懲戒の規定によつ
て、弁理士会内におきまして、不良弁
理士だとか、あるいは悪徳弁理士をこ
れらの規定によつて清掃し、肅正する
ことが十分可能なのでありますから、
そのような規定の存置は全然必要がな
いといわれ／＼は確信する次第でありま
す。こういう意味合いにおきまして、
私はこの反對論も理由なきものと思
ふのであります。遺憾ながら少数意見
で、否決されたのであります。

そこで私たちは、こ
ういふ不満が本
案にはあります
が、今委員長か
ら報告されましたように、一方にお
きましては弁理
士の地位を非常
に向上させ、ま
た従来の官僚の
ものにおいて弁
理士が監視され
統制されておつ
たその圧迫から
解放されるとい
う民主的な改正
の方向に本案が
進んでおります
ので、この意味
合いにおきまし
て、近い將來わ
れわれの希望す
るような方向に
本案が改正され
ることを期待し
希望をいたしま
して、本案に賛
成するものであ
ります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論
は終局いたしました。
採決いたします。本案を可決するに

御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと
認めます。よつて本案は可決いたしま
した。

第三 文部省著作教科書の出版権

等に関する法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第三、文
部省著作教科書の出版権等に関する法
律案を議題といたします。委員長の報
告を求めます。文部委員長原彪君。

文部省著作教科書の出版権等に関
する法律案

文部省著作教科書の出版権等に関
する法律

(著作権の管理)

第一條 文部省が著作の名義を有す
る教科書(以下單に「教科書」とい
う。)の著作権は、文部大臣が管
理するものとする。

2 文部大臣は、教科書の出版権
(以下單に「出版権」という。)を設
定することができる。

3 この法律で「著作権」とは、著作
権法(明治三十二年法律第三十九
号)第一條に定める権利を、「出版
権」とは、同法第二十八條ノ二の
規定により設定する権利をいう。

(資格審査)
第二條 出版権を取得しようとする
者は、その資格について文部大
臣の審査を受けなければならな
い。

2 前項の審査は、教育上支障を生
じないことを期するために、出版
権を取得しようとする者が良質の
教科書を學校において必要とする

時期までに製造供給するにたる事
業能力及び信用状態を有するかど
うかを、第四條の規定による競争
を行わせるに先立つて審査するこ
とを目的とする。

(教科書出版資格審査会)

第三條 文部大臣は、前條の審査を
行ひに當つては、教科書出版資格
審査会(以下「審査会」という。)に
諮問しなければならない。

2 審査会は、審査員二十人以上以内で
組織する。

3 前項の審査員は、学識経験者及
び関係各省各廳の職員の中から、
文部大臣が任命する。

4 前三項に定めるものを除くほ
か、審査会に關して必要な事項
は、政令で定める。

(出版権設定契約の方式)

第四條 出版権の設定は、第二條の
審査に合格した者の競争によつて
行ひ。但し、競争に付するものとま
がないときは、第二條の審査に合
格した者ととの隨意契約によるこ
とができる。

(保証金)

第五條 競争に加わろうとする者
は、現金又は國債をもつて、その
見積つた予定製造原價に最初に発
行する予定部数を乗じて得た額の
百分の一以上の保証金を納めなけ
ればならない。

2 競争者が契約を結ばないとき
は、保証金は、國庫に帰属する。

(入札)

第六條 競争は、教科書一部当りの
製造原價について入札の方法によ
つて行ひ、文部大臣の予定した製

造原價以内において最も低額の入
札をした者に出版権を設定するも
のとする。

2 競争に付しようとするときは、
その入札期日の前日から起算し少
くとも十日前に、官報、新聞紙、
揭示その他の方法をもつて公告し
なければならない。但し、急を要
する場合においては、その期間を
五日までに短縮することができる。

3 前項の規定による公告は、左に
掲げる事項について行ひ、ものとす
る。
一 教科書の種類及び最初に発行
を予定される部数
二 契約條項を示す場所
三 製造原價の算出の基礎
四 競争執行の場所及び日時
五 入札の保証金額に關する事項
前項第三号の製造原價の算出の
基礎については、あらかじめ文
部省令で定める。

5 文部大臣又はその委任を受けた
官吏は、競争入札に付する教科
書の製造原價を予定し、その予
定製造原價を封書にし、開札の
際これを開札場所に置かなけれ
ばならない。

6 教科書の定價は、第一項の規定
による製造原價の入札價格を基準
として算定するものとする。

(開札)

第七條 開札は、公告に示した場所
及び日時において、入札者の面前
において行わなければならない。
但し、入札者で出席しない者があ
るときは、入札事務に關係のない

官吏をして開札に立ち合わせなければならぬ。

2 入札者は、一旦提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

(再度の入札)

第八條 開札の場合において各人の入札のうち、第六條第五項の規定により予定した製造原價の制限に達したものがなく、直ちに、再度の入札をすることができ

(落札者の決定)

第九條 落札となるべき同價の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に關係のない官吏をしてこれに代りくじを引させることができる。

(再入札公告の期間)

第十條 入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付しようとするときは、第六條第二項の期間は、五日までに短縮することができる。

(発行義務)

第十一條 出版権の設定を受けた者(以下「出版権者」という。)は、教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第八條の規定により、文部大臣が、都道府縣教育委員会の報告した教科書の需要数を基礎にして、

発行すべき教科書の種類及び部数を指示したときは、その指示した発行を引き受けなければならない。

(製造原價の改正)

第十二條 出版権の存続期間中物價の変動その他やむを得ない事由によつて、出版権者の引き受けた製造原價を変更する必要があるときは、文部大臣は、出版権者と協議してこれを改定することができる。

(出版料納付の義務)

第十三條 出版権者は、発行の指示があつたときは、すみやかに発行の指示があつた部数に應じ、定價(出版料相当額を除く)の百分の二から百分の十六・六までの範囲内で文部省令の定めるところにより算定した額の出版料を國庫に納付しなければならない。但し、文部大臣は、発行の指示があつた日から四箇月を限度として、出版料納付の時期を定めることができる。

(出版料納付義務の減免)

第十四條 文部大臣は、出版権者が災害その他出版権者の責に歸することのできない事由によつて教科書の全部若しくは一部の製造供給ができなくなり、出版料の納付が困難であると認められるとき、又は教科書の発行部数が五万部を越えない場合において、義務教育上の見地から特にその定價をやすくする必要があると認められるときは、出版料を軽減し、又は免除することができる。

(出版権の消滅)

第十五條 左の各号の一に該当する事由がある場合には、文部大臣は、出版権を消滅させることができる。

一 出版権者の事業能力、信用状態が出版権設定當時の状況より低下し、教育上支障のないように教科書を製造供給することができないと認められるに至つたとき。

二 第十一條又は第十三條に規定する義務を怠つたとき。

三 教科書の発行に關する臨時措置法第十四條又は第十五條の規定により、文部大臣が発行の指示を取り消したとき。

2 文部大臣が前項第一号の認定をするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 第十二條の協議がととのわなときは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させることができる。

第十六條 出版権が消滅したときは、文部大臣は、出版権の設定をしてゐた者に対して、消滅の際に有した教科書、その半製品及び版型について、新たに第四條の規定により文部大臣が出版権を設定した者と譲渡に關する協議をすることとを命ずることができる。

2 前項に規定する協議の命令は、出版権の消滅の日から一箇月を経過したときは、行ふことができない。

3 第一項の協議がととのわなとき、又は協議することができないときは、譲渡に關して文部大臣が裁定する。

4 前項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

5 第三項の裁定中對價について不服のある譲渡の当事者は、その裁定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。

6 前項の訴においては、譲渡の当事者の一方を被告とする。

(出版権の譲渡等)

第十七條 出版権は文部大臣の認可を経なければ、譲渡することができない。

2 第十一條の規定は、前項の規定によつて出版権を譲り受けた者に準用する。

5 出版権は、質入することができない。

(他の圖書への準用)

第十八條 この法律の規定は、政令の定めるところにより、文部省が著作の名義を有する教科書以外の教授上用いられる圖書に準用する。

(他の法令の適用)

第十九條 教科書の著作権の管理及び出版権の設定に關して、この法律に定めない事項については、その性質に反しない限り、著作権法、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)及び國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)並びにこれらの法律の規定に基く命令の規定を適用するものとする。

(施行政令)

第二十條 この法律の実施のための手続その他の施行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に教科書の出版を行つてゐる者の出版に關する權利は、この法律の規定によつて設定された出版権とみなす。

3 昭和二十三年十月一日から昭和二十五年三月三十一日までの間に出版に關する權利の消滅する教科書について、その出版権を新たに設定する場合に、競争を行わせることが教科書の製造供給を教育上必要とする時期に間に合わせるために不適当と認められる場合に限り、第四條本文の規定にかかわらず、隨意契約によることができる。

4 前項の規定によつて隨意契約によることのできる教科書の種類は、教科用圖書委員會の議を経て、文部大臣が定める。

文部省著作教科書の出版権等に関する法律案(内閣提出)に關する報告書(都合により最終号の附録に掲載)

(原形君登壇)

○原形君 ただいま議題となりました文部省著作教科書の出版権等に関する法律案の、文部委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本法案の趣旨は、文部省が著作の名義を有する教科書につきまして、こ

これまで多年教簡の出版会社に独占的にその翻刻発行を許可して参りましたものを、社会状況の変化に即應し、今後は自由競争の方法によつて出版権を設定いたさんとするものであります。

次に本法案の内容を御説明申し上げますと、第一には、文部省著作教科書の出版権を取得しようとする者に対しまして、まずその資格審査を行うこととしたしております。これは教育上支障を生じないことを期するために、これらの者が学校において教科書を必要とする時期までに製造供給するだけの事業能力と信用状態を有するかどうかを審査することを目的としたものであります。これがために文部大臣の諮問機関としての教科書出版資格審査会を設けることとなっております。

第二は出版権設定の方法であります。これは教科書出版の資格審査に合格した者の競争入札を行い、出版権設定契約を結ぶこととし、その入札は教科書一部当り製造原価について行い、文部大臣の予定した製造原価以内で最も低額の入札をした者に出版権を設定することとしたしております。

第三は出版料についての規定であります。すなわち、出版権者に対しまして発行の指示がありましたときは、すみやかにその部数に應じ一定基準によつて算定した額の出版料を國庫に納付する義務を課することとしたしております。

なおこのほかに、出版権の設定後におきまして出版権者が教科書を発行するのに不適当と認められる特別な事由が生じた場合には文部大臣は出版権を消滅させることができることとか、ま

たその出版権の譲渡につきましては文部大臣の認可を必要とすることなどの規定が設けられております。

本法案は、去る五月七日政府より提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑に入りましたが、その間において、教科書は廣く検定主義を建前とし、文部省著作の教科書はできるだけ回避せらるべきこと、また出版権設定の方法は競争入札を主とし、本法案第四條但書にいわゆる審査に合格した者との隨意契約は、あくまでも競争入札に付するものとが明らかなりました。

かくして質疑を終り、討論を省略し、総員の賛成をもつて原案は可決せられました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 他に御発言もないようでありますから採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案
(内閣提出、参議院送付)
第五 司法警察職員等指定應急措置法案等の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第四、公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案、日程第五、司法警察職員等指定應急措置法案等の一部を改正する法律案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括

して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長花村四郎君。

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案
公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案

第一條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第百七十九條、第二百二十六條又は第二百二十七條の規定により裁判官の取り調べた証人、鑑定人、通訳人又は通訳人に支給すべき旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料、通訳料及び弁償金の額については、刑事訴訟費用法(大正十年法律第六十八号)第二條から第五條まで及び訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)第三條の規定を準用する。

第二條 刑事訴訟法第二百二十三條の規定により、檢察官若しくは檢察事務官の取り調べた者又は檢察官若しくは檢察事務官から囑託を受けた鑑定人、通訳人若しくは通訳人には、旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料又は通訳料を支給し、且つ、立替金の弁償をすることができ。

2 前項の旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料、通訳料及び弁償金の額は、前條第一項の例による。

3 前項の場合において、刑事訴訟費用法中「裁判所又は受託裁判官」とあるのは、「檢察官」と読み替えるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案
公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國會法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年四月二十八日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 幣原喜重郎殿

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書
(都合により最終号の附録に掲載)

司法警察職員等指定應急措置法案等の一部を改正する法律案
司法警察職員等指定應急措置法案等の一部を改正する法律案

第一條 司法警察職員等指定應急措置法(昭和二十三年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三條 次の次の一條を加える。
第四條 左に掲げる日本國有鐵道の役員又は職員で、運輸大臣の定める者がその役員又は職員の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する檢察廳の檢察正と協議をして指名したものは、日本國有鐵道の列車又は停車場における現行犯について、第一号に掲げる役員又は職員にあつては刑事訴訟法の規定による司法警察員として、第二号に掲げる職員にあつては同法の規定に

よる司法巡査として職務を行う。
一 日本國有鐵道の役員、駅長、駅の助役及び車掌の長並びに日本國有鐵道の職員で旅客公衆の秩序維持又は荷物事故防止の事務を担当するもの

二 日本國有鐵道の駅又は車掌の助役及び車掌並びに日本國有鐵道の職員で旅客公衆の秩序維持又は荷物事故防止の事務を担当するもの

第二條 海上保安官法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第三十一條 次のように改める。

第三十一條 海上保安官は、海上における犯罪について、海上保安廳長官の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

附則
この法律中第一條の規定は、日本國有鐵道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)施行の日から、第二條の規定は、公布の日から施行する。

司法警察職員等指定應急措置法案等の一部を改正する法律案
司法警察職員等指定應急措置法案等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國會法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年四月二十八日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 幣原喜重郎殿
司法警察職員等指定應急措置法案等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書
(都合により最終号の附録に掲載)

【花村四郎君登壇】

○花村四郎君 ただいま上程に相なりました公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案について、その要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、刑事訴訟法の実施に伴い、旧刑事訴訟法のもとにおいて制定されていた大正十三年司法省令第十一号、証人、鑑定人、通事又は翻譯人等に旅費、日当及び宿泊料等給與の件を改正し、かつ國費支出の根拠を明確にするため、これを法律にしようとするものであります。この大正十三年の司法省令は、刑事訴訟法に規定している場合以外で刑事手続に關して証人等に旅費等を支給し得る場合を規定し、その額について刑事訴訟費用法の相当規定を準用してゐるのであります。その場合としては、旧刑事訴訟法第二百五十五條の規定により檢事の請求した強制の処分につき、裁判官の召喚した証人、鑑定人、通事人等に対して支給する場合、犯罪捜査につき檢事の呼出しに應じて出頭した者に対して支給する場合などを規定してゐるのであります。本案第一條はいわば右の前者の場合に相當するものであり、本案第二條は右の後者の場合に相當するものであります。

さて委員会においては、四月二十三日予備審査として付託され、四月二十六日政府より提案理由の説明を聴取し、四月二十九日衆議院より送付を受け、本審査に入りました。この間委員

間において協議懇談を重ね、五月七日、討論を省略して採決の結果、この法案は全会一致で政府原案の通り可決された次第であります。

次に、司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

まずその要旨の第一は、司法警察職員等指定應急措置法の改正であります。すなわち、運輸事務官、鉄道手等の國有鉄道の職員につきましては、從來大正十二年勅令第五百二十八号により司法警察官吏の職務を行う者として指定されておりました。改正刑事訴訟法のもとにおいても、從來と同様に司法警察職員として指定されてゐるのであります。ところが、今回日本國有鉄道法の施行に伴い、これらの職員は公法人たる日本國有鉄道の役員または職員となることと相なりましたので、これを新たに司法警察職員として指定する必要を生じ、これを司法警察職員等指定應急措置法中に規定することとしたのであります。

要旨の第二は、海上保安廳法第三十一條の改正であります。すなわち、現在海上保安官につきましては、二級の海上保安官が司法警察官として、三級の海上保安官が司法巡査として職務を行うものとせられておりました。ところが、二級の海上保安官はその数が少く、そのために司法警察職員として捜査事件の処理をいたします際に多大の不便を感じて來たのであります。そこで本案においては、司法警察官と司法巡査の區別を海上保安廳長官の定めるところによることとしたのであります。委員会においては、四月二十三日予

備審査として付託され、政府より提案理由の説明を聴取し、四月二十九日衆議院より送付を受け、本審査に入りました。この間委員間において協議懇談を重ね、五月七日、討論を省略して採決の結果、この法案は全会一致で政府原案の通り可決された次第であります。

右、両案を一括して御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これより採決に入ります。まず日程第四につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第六 農業協同組合自治監査法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 農業協同組合自治監査法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第六、農業協同組合自治監査法を廃止する法律案、日程第七、農業協同組合自治監査法を改正する法律案、この両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長小笠原八十美君。

ら、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長小笠原八十美君。

農業協同組合自治監査法を廃止する法律案

第一條 農業協同組合自治監査法(昭和十三年法律第十五号)は、廃止する。

第二條 農業協同組合監査連合会は、解散する。

第三條 農業協同組合監査連合会の清算終了の登記が完了するまでは、農業協同組合自治監査法は、第一條の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

3 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号を次のように改める。

ウ 削除

農業協同組合自治監査法を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國會法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年四月二十八日

衆議院議長 松平 恒雄

農業協同組合自治監査法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二條の次に次の一條を加える。

第四十二條の二 組合の行う事業と実質的に競争關係にある事業を営み、又はこれに従事する者は、当該組合の理事、監事、参事又は会計主任になつてはならない。

第六十四條第一項第五号中「第九十五條第二項」を「第九十五條の二」に改める。

第八十六條第三項を次のように改める。

裁判所が組合を解散した場合における解散の登記は、当該裁判所の嘱託によつてこれをする。

第九十五條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第九十五條の二 組合が第十條に規定する事業以外の事業を行つたときは、裁判所は、行政廳の申立により、当該組合の解散を命ずることが出来る。

前項の規定による事件は、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

第一項の場合における手続については、最高裁判所の定めるところによる。

第百一條の次に次の一條を加える。
第百一條の二 第四十二條の二の規定に違反した者は、これを一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行の際現に組合の理事、監事、委員又は会計主任である者については、第四十二條の二の規定は、公布の日から起算して一箇月間は適用しない。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年四月二十八日

参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 幣原喜重郎殿

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

〔小笠原八十美君登壇〕

○小笠原八十美君 たいだいま議題となりまして、内閣提出、参議院送付にかかりました農業協同組合自治監査法を廃止する法律案並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

まず農業協同組合自治監査法を廃止する法律案より御報告いたします。

農業協同組合自治監査法は、昭和十三年産業組合の自治監査を行うことを目的として制定せられ、その後農業協同組合法が制定せられるに伴ひまして農業協同組合自治監査法となつたものであります。しかるに、この法律は、行政廳が農業協同組合に対し監査連合会への加入を命ずることができ、また監査連合会は所屬團體に對して一方的に監査する権限がある等強権的な趣を有しておりました。自主を旨とする新しい農業協同組合の精神にそぐわないところがありますので、この際本法律を廃止したいというのが提案の理由であります。

本法律案は、四月二十日予備審査のため農林委員会付託となり、同月二十八日提案理由の説明を聴取いたし、さらに五月八日質疑を行い、民自党坂本、薬師神両委員、共産党竹村委員より、自治監査法廃止後における農業協同組合の経理面の指導をいかにするかの質問があり、これに対し政府側より、役職員の啓蒙指導に力をいたし、特に経理面の指導に力を注ぎたいとの答弁がありました。次いで、九日討論を省略して表決に付しましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案につき御報告申し上げます。

農業協同組合法の一部を改正する法律案は、第一に、農業協同組合と実質的に競争関係にある事業を営みまたはこれに従事している者が組合の役員や

主要職員に就任することを禁止するいわゆる競争禁止の條項であり、第二は、行政廳による解散命令を廃止し、法令違反等により實際に解散を要する場合は、行政廳の申し立てによつて裁判所の裁決によることにしたものであります。そして、行政廳の監督権に基く制約を可及的に縮小せんとするのが提出の理由であります。

本法律案は、四月二十三日農林委員会付託となり、同月二十八日提案理由の説明を聴取いたし、さらに五月八日質疑を行い、民自党坂本、薬師神両委員、共産党竹村委員より、競争関係に立つ事業はいかなるものか、また農業用リンク物資は協同組合で一元的に取扱うべきであるとの質問及び意見の開陳があり、これに対し政府側より、競争関係に立つ事業については一覽表を作成したい、また農業用リンク物資の取扱ひについては御趣旨に沿いたいとの答弁がありました。次いで、翌九日討論を省略して表決に付しましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) たいだいま議題となつております両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

第八 簡易生命保険法案(内閣提出)
第九 郵便年金法案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第八、簡易生命保険法案、日程第九、郵便年金法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長辻寛一君。

簡易生命保険法案 簡易生命保険法

目次

第一章 總則(第一條—第四條)

第二章 契約(第五條—第五十四條)

第三章 簡易生命保険郵便年金審査会(第五十五條—第六十七條)

第四章 簡易生命保険郵便年金事業審議會(第六十八條)

第五章 被保険者の保健施設(第六十九條)

第六章 積立金の運用(第七十條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)
第一條 この法律は、國民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供し、もつて國民の經濟生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。

(簡易生命保険の國營)
第二條 この法律の規定により國が行う生命保険(以下「簡易生命保険」という。)は、當利を目的としない事業であつて、郵政省が、これをつかさどる。

(代表機關)
第三條 簡易生命保険の契約の締結及び契約上の權利義務に関する事項は、郵政省簡易保險局長が行う。

2 郵政省簡易保險局長は、前項に定める職権のうち細目の事項に関するものを地方簡易生命保險局長、地方郵政局長又は郵便局長に委任することができる。

(印紙税の免除)

第四條 簡易生命保險に関する書類には、印紙税を課さない。

第二章 契約

(保險契約)

第五條 簡易生命保險契約(以下「保險契約」という。)においては、國が保險契約者又は第三者の生死について保險金を支拂うことを約し、保險契約者が國に保險料を支拂うことを約するものとする。

(保險約款)

第六條 保險契約は、この法律に定めるものの外、左の事項を定めた簡易生命保險約款(以下「保險約款」という。)による。

一 保險金額及び保險料額に関する事項

二 保險期間及び保險料拂込期間に関する事項

三 加入年齢に関する事項

四 保險契約の成立に関する事項

五 保險料の拂込及びその拂込猶予期間並びに保險料の還付に関する事項

六 保險金の削減その他保險金の支拂に関する事項

七 保險契約の変更及び解除、保險契約關係者の異動及び変更並びに被保險者の年齢の錯誤に関する事項

八 還付金の支拂に関する事項

九 保險契約の復活に関する事項

十 保險契約者貸付に関する事項
十一 剰余金の分配に関する事項
十二 保險契約は、簡易生命保險郵便年金事業審議会の議を経て、郵政大臣が定める。
十三 保險契約は、官報で公示しなければならない。
十四 この法律及び保險契約は、郵便局に備えて、保險契約の申込をする者の閲覧に供しなければならない。

(保險契約者の制限)

第七條 年齢十年に満たない者を被保險者とする保險契約においては、被保險契約者は、被保險者の父、母、祖父、祖母、兄又は姉でなければならない。
(第三者を被保險者とする契約)
第八條 第三者の死亡に因り保險金を支拂うことを定める保險契約をするには、その者の同意がなければならない。但し、その第三者が保險金受取人であるとき、又は年齢十年に満たない者であるときは、この限りでない。

(保險契約の成立及び効力の発生)

第九條 保險契約においては、第三者を保險金受取人として、第三者が保險金受取人となることのできる。この場合には、保險契約者は、國に對し保險料を支拂わなければならない。
(第三者の利益享受)
第十條 保險金受取人が第三者であるときは、その第三者は、當然保險契約の利益を受ける。
(保險金受取人の制限)
第十一條 被保險者の年齢が十年に

満たない間は、保險契約者を保險金受取人とする。
(保險契約者又は保險金受取人の代表者)
第十二條 同一の保險契約につき保險契約者又は保險金受取人が数人あるときは、それらの者は、各代表者一人を定めなければならない。この場合には、その代表者は、当該保險契約につき、それぞ

れ他の保險契約者又は保險金受取人を代理するものとする。
2 前項の代表者が定められないとき、又はその所在が不明であるときは、当該保險契約につき保險契約者の一人に對してした行爲は、他の者に對しても、その効力を有する。
(債務の連帶)
第十三條 同一の保險契約につき保險契約者が数人あるときは、当該保險契約に関する未拂保險料、貸付金その他國に弁済すべき債務は、連帶とする。

(保險の種類)
第十四條 簡易生命保險は、終身保險及び養老保險とする。
(終身保險)
第十五條 終身保險とは、被保險者が死亡したことに因り保險金の支拂をするものをいう。
(養老保險)
第十六條 養老保險とは、被保險者の生存中に保險期間が満了し、又はその期間の満了前に被保險者が死亡したことに因り保險金の支拂をするものをいう。

(保險金額)
第十七條 保險金額は、被保險者一人につき五万円をこえてはならない。
2 保險金額は、保險契約一件につき五千円以上でなければならない。但し、第四十六條の規定により、貸付金の弁済に代えて保險金額の減額をしたときは、この限りでない。
(保險料計算の基礎)
第十八條 保險料は、左の基礎によつて計算する。

一 昭和五年四月から昭和十年三月に至る期間の簡易生命保險料率を基礎として作成した死亡生残表。但し、保險契約の定めるところにより算出した被保險者の年齢が六年に満たない場合に於ては、昭和十一年内閣統計局の發表した第五回生命表の男子死亡率にその百分の十を加えて作成した死亡生残表を二、三年三分五厘の予定利率三、前二号により計算した純保險料の額の百分の十八に相当する額と保險金額の千分の八に相当する額との合計額をこえない額による附加保險料
(積立金計算の方法)
第十九條 被保險者のために積み立てるべき金額は、前條の基礎によつて、純保險料式で計算する。但し、保險料拂済保險契約及び保險契約の定めるところにより廢疾に因る保險料拂込の免除を受けた保險契約以外の保險契約については、その効力発生後十年を経過しない間に限り、チルメル式で計算することができる。

2 前項但書に規定するチルメル式計算におけるチルメル控除額は、三箇月分の保險料に相当する額をこえない額とする。
(無診査及び面接)
第二十條 簡易生命保險では、被保險者の身体検査を行わない。
2 保險契約の申込をしようとする者は、申込の際、被保險者となるべき者をして、郵便局の職員に面接させなければならない。

(告知義務違反に因る契約の解除)
第二十一條 保險契約の申込の當時、保險契約者又は被保險者が質問表に掲げる質問事項につき惡意又は重大な過失に因つて事實を告げず、又は眞実でない事を告げたときは、國は、保險契約の解除をすることができ。但し、國がその事實を知り、又は過失に因つてこれを知らなかつたときは、この限りでない。
2 前項の解除権は、國が解除の原因を知つた時から一箇月間これを行わないときは消滅する。保險契約が当該保險契約の効力発生の日から三年以上継続したときも、同様とする。

(解除の效果)
第二十二條 前條の規定により國が保險契約の解除をしたときは、その解除は、將來に向かつてのみその効力を生ずる。
2 國は、被保險者が死亡した後保險契約の解除をした場合においても、保險金の支拂をする責に任ぜず、また、既に保險金の支拂をし

たときは、その返還を請求することができ。但し、保險契約者において、被保險者の死亡の原因がその告げ又は告げなかつた事實に基かないことを証明したときは、この限りでない。
(解除の相手方)
第二十三條 第二十一條の規定による解除は、保險契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、保險金受取人に対する意思表示によつても、これをすることができ。2 第二十一條第二項に規定する一箇月の期間は、保險契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における保險金受取人若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算する。

(契約の成立及び効力の発生)
第二十四條 保險契約は、その申込を承諾したときは、申込の日において成立したものとみなし、且つ、その日から効力を生ずる。
(保險証書及び標準約款)
第二十五條 保險契約の申込を承諾したときは、保險証書を作成し、これを保險契約者に交付する。
2 保險証書には、左の事項を記載することを要する。
一 保險の種類
二 保險金額
三 保險料の額
四 保險契約者の氏名又は名称

五 被保険者の氏名及び生年月日
六 被保険者が年満十年に満たない者であるときに、被保険者と保険契約者との続柄
七 保険金受取人の指定があつたときは、その者の氏名又は名称
八 養老保険にあつては、保険期間の終期
九 保険契約の効力発生年月日
十 保険証書作成の年月日

3 保険約款のうち左に掲げる事項
(標準約款)及び保険金の支拂免責に関する事項は、保険証書に記載しなければならない。但し、保険証書に記載することに代え、これを記載した書面を保険証書に添附することを妨げない。

一 保険料拂込猶予期間に関する事項
二 保険金の削減に関する事項
三 年齢の錯誤に関する事項
四 還付金の支拂に関する事項
五 保険契約の復活に関する事項
六 保険契約者貸付に関する事項
七 剰余金の分配に関する事項
(詐欺に因る無効)

第二十六條 保険契約者又は被保険者の詐欺に因る保険契約は、無効とする。

(契約の無効)

第二十七條 國又は保険契約者が、保険契約の申込の當時、既に保険事故の生じたことを知つているときは、その保険契約は、無効とする。

(契約の失効)
第二十八條 保険契約者が保険料を拂い込まないで保険約款の定める

拂込猶予期間を経過したときは、保険契約は、その効力を失う。
(保険料拂済保険契約)

第二十九條 保険契約者は、前條の規定にかかわらず、同條の拂込猶予期間経過後三箇月以内に限り、保険約款の定めるところにより、その保険契約を保険料拂済保険契約に変更することを請求することができる。
(保険契約者破産の場合における保険料の拂込)
第三十條 保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が破産の宣告を受けたときは、國は、保険金受取人に対して保険料の拂込を請求することができる。但し、保険金受取人がその権利を放棄したときは、この限りでない。
(保険金の信託支拂)

第三十一條 被保険者が保険契約の効力発生後二年を経過した後に於いて、不慮の事故その他不可抗力又は第三者の加害行為に因つて身体外部に生じた傷害を直接の原因として被害の日から二箇月以内に死亡したときは、保険金支拂の際、当該保険金の外、これと同額の保険金を支拂う。但し、当該保険契約につき復活のあつた場合において、復活の効力発生後一年を経過しないものは、この限りでない。

2 身体外部に生じた傷害に因らない場合であつても、不慮の事故その他不可抗力又は第三者の加害行為に因ることを保険契約者又は保険金受取人が証明したときは、

前項と同様とする。但し、疾病に因る死亡の場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、被保険者が左に掲げる事由に因つて死亡した場合においては、これを適用しない。
一 精神障害又はめい、い、中に招いた事故に因つて死亡したとき。
二 重大な過失に因つて死亡したとき。
(保険金の削減)
第三十二條 被保険者が保険契約の効力発生後二年を経過する前に災害又は傳染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一條第一項の傳染病に因らないで死亡したときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支拂う。
(幼児の場合の支拂保険金額)
第三十三條 被保険者が年満六年に満たないで死亡したときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支拂う。

2 前項の場合において、前條又は第四十四條の規定を適用するものにあつては、その支拂金額は、前項の規定により支拂うべき金額と前條又は第四十四條の規定により支拂うべき金額とのいずれか少いものとする。
(無指定の場合の保険金受取人)
第三十四條 保険契約者が保険金受取人を指定しないとき(保険契約者の指定した保険金受取人が死亡し更に保険金受取人を指定しない場合を含む)は、左の者を保険金受取人とする。

一 保険期間の満了に因り保険金を支拂う場合にあつては、被保険者、但し、保険期間の満了後保険金を請求する前に被保険者が死亡した場合にあつては、被保険者の遺族
二 被保険者の死亡に因り保険金を支拂う場合にあつては、被保険者の遺族
三 前項の遺族は、被保険者の配偶者(届出がなくとも事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡當時被保険者の扶助によつて生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とする。
3 胎児たる子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなす。
4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しない。
5 第二項に規定する遺族が数人あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を保険金受取人とする。

6 遺族であつて故意に被保険者、先順位者又は同順位者たるべき者を殺したものは、保険金受取人となることができない。
(保険金支拂の免責)
第三十五條 左の場合には、國は、保険金を支拂う責に任じない。
一 被保険者が保険契約又はその復活の効力発生後二年を経過する前に自殺したとき。
二 保険金受取人が故意に被保険

者を殺したとき。但し、その者が保険金の一部を受け取るべき場合には、國は、他の保険金受取人にその残額を支拂う。
三 保険契約者が故意に被保険者を殺したとき。
(保険契約者の地位の任意承継)
第三十六條 保険契約者は、被保険者の同意を得て、第三者に保険契約に因る權利義務を承継させることができる。但し、被保険者が年満十年に満たない者であるときは、被保険者の同意を要しない。
2 前項の承継は、國に通知しなければ、これをもつて國に對抗することができない。
(保険契約者の地位の法定承継)
第三十七條 保険契約者が死亡した場合において、その者に相続人がないときは、保険契約者の指定した保険金受取人(保険契約者が保険金受取人を指定しない場合は、保険契約者の指定した保険金受取人が死亡し更に保険金受取人を指定しない場合には被保険者)が、保険契約者の保険契約に因る權利義務を承継する。

2 被保険者が年満十年に達する前に保険契約者が死亡した場合において、その相続人が第七條に規定する者でないときは、被保険者が、保険契約者の保険契約に因る權利義務を承継する。被保険者が年満十年に達する前に保険契約者が第七條に規定する者でなくなつたときも、同様とする。

3 前項の承継は、國に通知しなければ、これをもつて國に對抗することができない。
(保険契約者の地位の法定承継)
第三十七條 保険契約者が死亡した場合において、その者に相続人がないときは、保険契約者の指定した保険金受取人(保険契約者が保険金受取人を指定しない場合は、保険契約者の指定した保険金受取人が死亡し更に保険金受取人を指定しない場合には被保険者)が、保険契約者の保険契約に因る權利義務を承継する。

2 被保険者が年満十年に達する前に保険契約者が死亡した場合において、その相続人が第七條に規定する者でないときは、被保険者が、保険契約者の保険契約に因る權利義務を承継する。被保険者が年満十年に達する前に保険契約者が第七條に規定する者でなくなつたときも、同様とする。

2 被保険者が年満十年に達する前に保険契約者が死亡した場合において、その相続人が第七條に規定する者でないときは、被保険者が、保険契約者の保険契約に因る權利義務を承継する。被保険者が年満十年に達する前に保険契約者が第七條に規定する者でなくなつたときも、同様とする。

2 被保険者が年満十年に達する前に保険契約者が死亡した場合において、その相続人が第七條に規定する者でないときは、被保険者が、保険契約者の保険契約に因る權利義務を承継する。被保険者が年満十年に達する前に保険契約者が第七條に規定する者でなくなつたときも、同様とする。

(保險金受取人の指定又はその変更)
第三十八條 保險契約者は、保險金又は還付金の支拂の事由(第三十九條の規定により保險契約の変更)に因る還付金を支拂う場合を除く。が發生するまでは、保險金受取人を指定し、又はその指定を変更することができる。但し、保險契約者の指定した保險金受取人が第三者である場合において、保險契約者が指定の変更をしない旨の意思を國に対して表示したときは、この限りでない。

2 前項の指定又はその変更は、國に通知しなければ、これをもつて國は對抗することができない。

3 第一項の指定又はその変更をする場合には、第八條の規定を準用する。

(還付金の支拂)
第三十九條 保險契約の解除、失効若しくは変更又は保險金支拂の免責(第三十五條第二号の場合を除く。)の場合には、保險金受取人は、保險約款の定めるところにより、被保險者のために積み立てられた金額の百分の八十から九十八までに相當する額の範囲内において、還付金の支拂を請求することができる。

(復活の申込)
第四十條 第二十八條の場合には、保險契約者は、保險契約の失効後一年を経過する前に限り、その復活の申込をすることができる。

(復活の効力發生)
第四十一條 保險契約の復活は、その申込を承諾したときは、その申込の日から効力を生ずる。

2 前項の場合においては、保險証書に保險契約復活の旨を記載する。

(復活の效果)
第四十二條 保險契約が復活したときは、始めからその効力を失わなかつたものとみなす。

(準用規定)
第四十三條 保險契約の復活の場合には、第二十一條から第二十三條まで、第二十六條、第二十七條及び第四十八條の規定を準用する。

(復活した場合の保險金の削減)
第四十四條 被保險者が保險契約復活の効力發生後一年を経過する前に災害又は傳染病予防法第一條第一項の傳染病に因らなで死亡したときは、保險約款の定めるところにより、保險金額の一部を支拂う。

(契約の乗換)
第四十五條 保險契約の効力發生後二年を経過した一個又は數個の保險契約の被保險者(被保險者が數人ある場合にはそのうち一人)を被保險者とする新たな保險契約の申込をする者は、既に成立している保險契約を消滅させて、当該保險契約の被保險者のために積み立てられた金額と当該保險契約につき保險金支拂の事由が發生したとすれば第四十七條の規定により分配されるべき剰余金の額との合計額(当該保險契約に關し未拂保險料、貸付金その他國が弁済を受けべき金額があるときは、これを差し引いた残額。以下第二項において同じ。)を新たな保險契約の

保險料の全部又は一部に充てるとを請求することができる。この場合において、既に成立している保險契約の保險契約者と新たな保險契約の申込をする者とが異なるときは、既に成立している保險契約の保險契約者の同意がなければならぬ。

2 前項の請求があつた場合において、新たな保險契約が効力を發生したときは、既に成立している保險契約は、その効力を失ひ、当該保險契約に關し國が有する未拂保險料、貸付金その他の債權は消滅し、同項の合計額は、保險約款の定めるところにより、新たな保險契約の保險料に充てられるものとする。

(貸付金の法定弁済)
第四十六條 國が保險約款の定めるところにより保險契約者に対して貸付をした場合において、保險契約者が貸付金の弁済をしないで弁済期後四年を経過したときは、國は、保險約款の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて保險金額の減額をすることができる。

(剰余金の分配)
第四十七條 簡易生命保險事業の經營上剰余を生じたときは、保險約款の定めるところにより、保險金受取人にこれを分配する。

2 保險約款の定めるところにより保險料拂込の免除を受けた保險契約又は保險料拂込保險契約については、前項の規定により分配すべき金額は、保險約款の定めるところにより、その全部又は一部を減ずる。

3 第三十一條の規定により保險金を支拂う場合には、前二項の規定は適用しない。

(保險料の還付)
第四十八條 保險契約の全部又は一部が無効である場合において、保險契約者及び被保險者が善意で且つ重大な過失のないときは、保險契約者は、保險料の全部又は一部の還付を請求することができる。

(讓渡禁止)
第四十九條 保險金、還付金又は剰余金を受け取るべき權利は、譲り渡すことができない。

(差押禁止)
第五十條 保險金又は還付金を受け取るべき權利は、差し押えることができない。

(控除支拂)
第五十一條 保險金、還付金、剰余金又は保險契約者若しくは保險金受取人に還付する保險料を支拂う場合において、当該保險契約に關し未拂保險料、貸付金その他國が弁済を受けるべき金額があるときは、支拂金額からこれを控除する。

(正規の支拂)
第五十二條 保險金、還付金、貸付金、剰余金又は保險契約者若しくは保險金受取人に還付する保險料をこの法律及び保險約款に定めるところによつて支拂つたときは、その支拂は、有効とする。

(保險約款改正の効力)
第五十三條 保險約款の改正は、既に存する保險契約に対してその効力を及ぼさない。

2 郵政大臣は、保險約款を改正する場合において、保險契約者、被保險者及び保險金受取人の全体の利益を保護するため特に必要があるとき、前項の規定にかかわらず、既に存する保險契約についても、將來に向かつてその改正の効力が及ぶものとすることができる。但し、左に掲げる事項については、この限りでない。

一 前納保險料の割引率の引下に關する事項
二 保險金の削減に關する事項
三 剰余金の分配に關する事項

(時効)
第五十四條 保險金、還付金及び剰余金の支拂義務並びに保險料の返還義務は五年、保險料の拂込義務は一年を経過したときは、時効に因つて消滅する。

第三章 簡易生命保險郵便年金審査會
第五十五條 保險契約者又は保險金受取人が、簡易生命保險の契約上の權利義務に關する事項について、國を被告として民事訴訟を提起するには、簡易生命保險郵便年金審査會(以下「審査會」といふ。)の審査を経なければならぬ。

2 保險契約者又は保險金受取人が審査請求書を審査會に提出した後六箇月を経過しても審査會が裁決をしないときは、前項の規定にかかわらず、その審査請求書を提出した者は、民事訴訟を提起することができる。

2 郵政大臣は、保險約款を改正する場合において、保險契約者、被保險者及び保險金受取人の全体の利益を保護するため特に必要があるとき、前項の規定にかかわらず、既に存する保險契約についても、將來に向かつてその改正の効力が及ぶものとすることができる。但し、左に掲げる事項については、この限りでない。

3 第一項の審査請求書を提出した者が前項の規定により民事訴訟を提起したときは、審査会は、当該審査請求につき審査をしない。
(時効の中断)

第五十六條 前條第一項の審査の請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。
(審査会の権限及び組織)

第五十七條 審査会は、郵政大臣の所轄に屬し、第五十五條及び郵便年金法(昭和二十四年法律第

号)第四十條の規定によりその権限に屬させられた事項を処理する。
2 審査会は、委員十三人以内をもつて組織する。

3 前項に規定するものの外、審査会の組織に關し必要な事項は、政令で定める。
(審査の請求)

第五十八條 審査の請求は、審査請求書を審査会に提出して、これをするものとする。

2 審査請求書には左の事項を記載し、請求人又はその法定代理人が、これに記名押印しなければならぬ。
一 請求人の氏名又は名称、生年月日及び住所

二 法定代理人の氏名及び住所
三 保険契約者、被保険者及び保険金受取人の氏名又は名称
四 保険証書の記号番号

五 請求の趣旨
六 請求の理由
3 証拠書類があるときは、これを審査請求書に添えて差し出さなければならない。

4 法定代理人が審査請求をするときは、審査請求書にその資格を証明する文書を添えて差し出さなければならない。
5 請求人が数人あるときは、請求人は、代表者一人を定めなければならない。この場合には、その代表者は、その請求に係る審査に關する事項につき、他の者を代理するものとする。

(請求の取下)
第五十九條 審査の請求は、審査会の裁定がある前に限り、その全部又は一部を取り下げることができ

る。
2 前項の取下は、書面で行うものとする。
(請求の送付及び弁明書の提出)

第六十條 審査会は、審査請求書の提出があつたときは、その謄本を作成し、郵政省簡易保険局長に送付しなければならない。

2 郵政省簡易保険局長は、前項の謄本の送付を受けたときは、弁明書を審査会に差し出さなければならない。
(書面審理)

第六十一條 審査会の審査は、審査請求書及び弁明書について行ふ。
(審査会の議事)

第六十二條 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長

の決するところによる。
(裁決)
第六十三條 審査会は、文書をもつて裁決を行ふ。

(裁決書の記載事項)
第六十四條 審査会の裁決書には、左の事項を記載し、裁決に参加した委員が、これに記名押印しなければならない。
一 裁決の主文
二 事実及び争点の要旨
三 裁決の理由
四 請求人及び法定代理人の氏名又は名称及び住所

(裁決の効力発生)
第六十五條 裁決は、裁決書の正本が請求人に到達した時に、その効力を生ずる。
(却下)
第六十六條 審査の請求が審査会の権限に屬しない事項についてされたときは、裁決をもつて却下する。

(再審査の請求)
第六十七條 審査会の裁決を経た事件については、更に審査会の審査を請求することができない。
第四章 簡易生命保険郵便年金事業審議會

(審議會の権限及び組織)
第六十八條 簡易生命保険郵便年金事業審議會(以下「審議會」といふ。)は、郵政大臣の所轄に屬し、第六條第二項及び第七十條第一項並びに郵便年金法第六條第二項及び第四十二條第一項の規定によりその権限に屬させられた事項を処理する。

2 審議會は、前項の外、郵政大臣の諮問に應じて、簡易生命保険及び郵便年金事業の經營に關する重要事項を調査審議する。
3 審議會は、前項の事項について、關係各大臣に建議することができ

る。
4 審議會の組織に關する事項は、政令で定める。
第五章 被保険者の保健施設
(被保険者の保健施設)
第六十九條 郵政大臣は、被保険者の健康を保持し、又はこれを増進するため必要な保健施設を設けることができる。

2 前項の保健施設に要する費用は、國の負担とする。但し、郵政大臣が特に必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、被保険者の負担とすることができ

る。
第六章 積立金の運用
(積立金の運用)
第七十條 積立金は、保険契約者に貸付をする場合を除いては、審議會に諮問し、有利確実な、且つ、公共の利益のために、左の方法により運用しなければならない。

一 公共團體に対する貸付
二 國債、地方債、社債その他の有價証券の應募、引受又は買入
2 積立金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による運用をするまで一時これを大藏省預金部に預け入れることができる。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五項の規定は、公布の日から施行する。
2 簡易生命保険法(大正五年法律

第四十二号。以下「旧法」といふ。)は、廃止する。
3 この法律の規定(第十四條から第三十三條まで、第三十一條から第三十三條まで、第三十九條及び第四十四條の規定を除く。)は、この法律施行前の簡易生命保険契約についても適用する。

4 この法律施行前の簡易生命保険契約に係る保険の種類、保険金の削減、被保険者が年齢十年に満たないで死亡した場合における保険金支拂額、還付金支拂額並びに保険料及び被保険者のために積み立てるべき金額の計算の基礎に關しては、なお従前の例による。
5 郵政大臣は、この法律施行前において、旧法第二十八條ノ二に規定する簡易生命保険及郵便年金事業委員會の議を経て第六條第一項の簡易生命保険約款を定めることができる。

簡易生命保険法案(内閣提出)に關する報告書
(報告により最終号の附録に掲載)
郵便年金法案
郵便年金法

目次
第一章 總則(第一條―第四條)
第二章 契約(第五條―第三十九條)
第三章 簡易生命保険郵便年金審査会の審査(第四十條―第四十一條)
第四章 積立金の運用(第四十二條)

附則
第一章 總則

三九七

（この法律の目的）

第五條 この法律は、國民に、簡易に利用できる年金保険を、確実な経営により、なるべく安い掛金で提供し、もつて國民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。

（郵便年金の國營）

第二條 この法律の規定により國が行う年金保険（以下「郵便年金」という。）は、當利を目的としない事業であつて、郵政省が、これをつかさどる。

（代表機關）

第三條 郵便年金の契約の締結及び契約上の權利義務に關する事項は、郵政省簡易保険局長が行う。

2 郵政省簡易保険局長は、前項に定める職權のうち細目の事項に關するものを地方簡易保険局長、地方郵政局長又は郵便局長に委任することが出来る。

（印紙税の免除）

第四條 郵便年金に關する書類には、印紙税を課さない。

第二章 契約

（年金契約）

第五條 郵便年金契約（以下「年金契約」という。）においては、國が年金契約者又は第三者の生存についてその者に年金を支拂ふことを約し、年金契約者が國に掛金を支拂ふことを約するものとする。

2 前項の年金契約においては、年金支拂の事由が発生した日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなおその残存期間中年金受取人の指定した者又は年金受取人の

指定した者がいないときは第四十二條に規定する者に繼續して年金を支拂ふことを約することが出来る。

（年金約款）

第六條 年金契約は、この法律に定めるものの外、左の事項を定めた郵便年金約款（以下「年金約款」という。）による。

- 一 年金額及び掛金額に關する事項（予定利率に關する事項を含む。）
- 二 年金支拂期間及び年金支拂開始年齢に關する事項
- 三 加入年齢に關する事項
- 四 年金契約の成立に關する事項
- 五 掛金の拂込及びその拂込猶予期間並びに掛金の返還に關する事項
- 六 年金の支拂に關する事項
- 七 年金契約の変更及び解除、年金契約關係者の異動及び変更並びに年金受取人の年齢の錯誤に關する事項
- 八 返還金の支拂に關する事項
- 九 年金契約者等に対する貸付に關する事項
- 十 剰余金の分配に關する事項
- 2 年金約款は、簡易生命保険郵便年金事業審議會の議を経て、郵政大臣が定める。
- 3 年金約款は、官報で公示しなければならぬ。
- 4 この法律及び年金約款は、郵便局に備えて、年金契約の申込をする者の閲覧に供しなければならぬ。

（第三者の利益享受）

第七條 年金受取人、第五條第二項の規定により年金を受け取るべき者（以下「年金繼續受取人」という。）又は第二十八條若しくは第二十九條の規定により返還金を受け取るべき者（以下「返還金受取人」という。）が第三者であるときは、その第三者は、當然年金契約の利益を受ける。

（契約關係者の代表者）

第八條 同一の年金契約につき年金契約者、年金繼續受取人又は返還金受取人が数人あるときは、それらの者は、各代表者一人を定めなければならない。この場合には、その代表者は、当該年金契約につき、それぞれ他の年金契約者、年金繼續受取人又は返還金受取人を代理するものとする。

2 前項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、当該年金契約につき年金契約者の一人に対してした行爲は、他の者に対しても、その効力を有する。

（債務の連帶）

第九條 同一の年金契約につき年金契約者又は年金繼續受取人が数人あるときは、当該年金契約に關する未拂掛金、貸付金その他國に弁済すべき債務は、連帶とする。

（年金の種類）

第十條 郵便年金は、保証期間附即時終身年金（以下「保証即時年金」という。）、保証期間附すえ置終身年金（以下「保証すえ置年金」という。）及び定期年金とする。

（保証即時年金）

第十一條 保証即時年金とは、年金契約の効力が発生した日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支拂をする外、一定の期間内に年金受取人が死亡したときは、その残存期間中年金繼續受取人に繼續して年金の支拂をするものをいう。

（保証すえ置年金）

第十二條 保証すえ置年金とは、年金受取人が年金支拂開始年齢に達した日からその死亡に至るまで年金の支拂をする外、一定の期間内に年金受取人が死亡したときは、その残存期間中年金繼續受取人に繼續して年金の支拂をするものをいう。

（定期年金）

第十三條 定期年金とは、年金受取人が年金支拂開始年齢に達した日から一定の期間、年金受取人の生存中に限り、年金の支拂をするものをいう。

（年金額）

第十四條 年金の額は、年金受取人一人につき年額十二万円をこえてはならない。

2 年金の額は、年金契約一件につき年額六千四百円以上でなければならぬ。但し、第三十條の規定により、貸付金の弁済に代えて年金額の減額をしたときは、この限りでない。

（掛金計算の基礎）

第十五條 掛金は、左の基礎によつて計算する。
一 保証即時年金及び保証すえ置

年金にあつては、男子について

は昭和十一年内閣統計局の發表した第五回生命表の男子死亡率からその百分の二十を減じて作成した死亡生存表、女子については同表の女子死亡率からその百分の三十を減じて作成した死亡生存表

定期年金にあつては、昭和十一年内閣統計局の發表した第五回生命表の男子死亡率からその百分の二十を減じて作成した死亡生存表

二 年金約款で定める予定利率
三 掛金を一時に拂ひ込む年金契約にあつては、前二号により計算した純掛金の額の百分の十に相當する額をこえない額、掛金を分割して拂ひ込む年金契約にあつては、前二号により計算した純掛金の額の百分の十五に相當する額をこえない額、による附加掛金

（積立金計算の方法）
第十六條 年金受取人のために積み立てるべき金額は、前條の基礎によつて、純保険料式で計算する。

（契約の成立及び効力の発生）
第十七條 年金契約は、その申込を承諾したときは、申込の日において成立したものとみなし、且つ、その日から効力を生ずる。

（年金証書及び標準約款）
第十八條 年金契約の申込を承諾したときは、年金証書を作成し、これを年金契約者に交付する。

2 年金証書には、左の事項を記載

することを要する。

一年金の種類

二 保証すべし年金及び定期年金
にあつては、年金支拂開始年齢
三 保証即時年金及び保証すべし
年金にあつては、第十一條又は
第十二條の規定により年金継続
受取人に継続して年金の支拂を
すべき期間

四 定期年金にあつては、年金支
拂期間

五 年金額

六 掛金の額及びその拂込の方法
七 年金契約者の氏名又は名称
八 年金受取人の氏名、生年月日
及び男女の別

九 年金契約の効力発生年月日
十 年金証書作成の年月日

3 年金約款のうち左に掲げる事項
(標準約款)は、年金証書に記載し
なければならぬ。但し、年金証
書に記載することに代え、これを
記載した書面を年金証書に添附す
ることを妨げない。

一 掛金拂込猶予期間に関する事
項

二 年齢の錯誤に関する事項

三 返還金の支拂に関する事項

四 年金契約者等に対する貸付に
関する事項

五 剰余金の分配に関する事項
(契約の失効)

第十九條 年金契約者が掛金を拂い
込まないで年金約款の定める掛込
猶予期間を経過したときは、年金
契約は、その効力を失う。

第二十條 年金契約者は、前條の規

定にかかわらず、同條の掛込猶予
期間経過後三箇月以内に限り、年
金約款の定めるところにより、そ
の年金契約を掛金拂済年金契約に
変更することを請求することがで
きる。

(年金契約者破産の場合における
掛金の拂込)

第二十一條 年金受取人が第三者で
ある場合において、年金契約者が
破産の宣告を受けたときは、國
は、年金受取人に対して掛金の拂
込を請求することができる。但
し、年金受取人がその権利を放棄
したときは、この限りでない。

(無指定の場合の年金継続受取人)

第二十二條 年金受取人の指定した
年金継続受取人がないとき(年金
受取人の指定した年金継続受取人
が死亡し更に年金継続受取人の指
定がない場合を含む)は、年金受
取人の配偶者(届出がなくとも事実
上婚姻関係と同様の事情にある者
を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、
祖父母及び兄弟姉妹並びに年金受
取人の死亡当時年金受取人の扶助
によつて生計を維持していた者及
び年金受取人の生計を維持してい
た者を年金継続受取人とする。

2 前項に規定する年金継続受取人
が数人あるときは、同項に掲げる
順序により先順位にある者を年金
継続受取人とする。

3 第一項に掲げる者であつて故意
に年金受取人、年金継続受取人、
先順位者又は同順位者を殺したも
の、年金受取人の配偶者であつて
新たに婚姻したもの(届出がなく

ても事実上婚姻関係と同様の事情
に入つた者を含む。)、及び年金受
取人の子、父母、孫、祖父母又は
兄弟姉妹であつてその親族関係の
消滅したものは、年金継続受取人
となることできない。

4 年金受取人の指定した年金継続
受取人が年金の支拂を受けるに至
つた後において保証期間内に死亡
したときは、前三項の規定を準用
する。

(未拂年金の受取人)

第二十三條 年金受取人又は年金繼
続受取人が死亡した場合において
その者が支拂を受けるべき年金で
まだその支拂を受けなかつたもの
は、左の各号の区分に従い、当該
各号に定める者に支拂う。

一 保証即時年金及び保証すべし
年金の場合

第十一條又は第十二條の規定
により年金継続受取人に継続し
て年金の支拂をすべき期間内に
年金受取人が死亡した場合にあ
つては、年金継続受取人(年金
継続受取人が死亡した場合にあ
つては、次順位の年金継続受取
人)

第十一條又は第十二條の規定
により年金継続受取人に継続し
て年金の支拂をすべき期間経過
後に年金受取人又は年金継続受
取人が死亡した場合にあつては、
年金受取人又は年金継続受取人
の配偶者、子、父母、孫、祖父母
及び兄弟姉妹並びに年金受取人
又は年金継続受取人の死亡当時
年金受取人又は年金継続受取人
の扶助によつて生計を維持して

いた者及び年金受取人又は年金
継続受取人の生計を維持してい
た者

二 定期年金の場合

年金受取人の配偶者、子、父
母、祖父母及び兄弟姉妹並びに
年金受取人の死亡当時年金受取
人の扶助によつて生計を維持し
ていた者及び年金受取人の生計
を維持していた者

2 前項の場合には、前條第二項及
び第三項の規定を準用する。

(年金契約者の地位の任意承継)

第二十四條 年金契約者は、年金受
取人の同意を得て、第三者に年金
契約に因る権利義務を承継させる
ことができる。

2 前項の承継は、國に通知しなけ
れば、これをもつて國に対抗する
ことができない。

(年金契約者の地位の法定承継)

第二十五條 年金契約者が死亡した
場合において、その者に相続人が
ないときは、年金受取人が、年金
契約者の年金契約に因る権利義務
を承継する。

(年金継続受取人の指定又はその
変更)

第二十六條 年金受取人は、年金支
拂の事由が発生した後に限り、年
金継続受取人を指定し、又はその
指定を変更することができる。但
し、年金受取人が指定の変更をし
ない旨の意思を國に対して表示し
たときは、この限りでない。

2 前項の指定又はその変更は、國
に通知しなければ、これをもつて
國に対抗することができない。

3 第一項の指定を受けた年金継続

受取人が故意に年金受取人を殺し
たときは、当該指定は、その効力
を失う。

(返還金の支拂)

第二十七條 年金受取人の死亡又は
年金契約の解除、失効若しくは変
更の場合には、返還金受取人は、
年金約款の定めるところにより、
左の各号の区分に従い、当該各号
に定める額の返還金の支拂を請求
することができる。

一 年金受取人が死亡した場合

保証すべし年金であつて年金
支拂の事由が発生する前のもの
については、死亡の日までに拂
い込むべき掛金に相当する額と
これに対する複利計算による年
二分の利息に相当する額との合
計額

定期年金にあつては、死亡の
日までに拂い込むべき掛金に相
当する額(年金支拂の事由が発
生した後にあつては、死亡の日
までに支拂うべき年金の額を差
し引いた残額)

二 年金契約が解除され、又は失
効した場合

保証即時年金にあつては、拂
い込まれた掛金の額の百分の八
十に相当する額以上の額で年金
約款で定める額から解除の日ま
でに支拂うべき年金の額を差し
引いた残額

保証すべし年金にあつては、
年金契約の解除又は失効の日ま
でに拂い込むべき掛金に相当す
る額とこれに対する複利計算に
よる年二分の利息に相当する額
との合計額の百分の九十に相当

する額以上の額で年金約款で定める額（年金支拂の事由が発生した後にあつては、解除の日までに支拂すべき年金の額を差し引いた残額）

定期年金にあつては、年金契約の解除又は失効の日までに拂い込むべき掛金に相当する額の百分の九十に相当する額以上の額で年金約款で定める額（年金支拂の事由が発生した後にあつては、解除の日までに支拂すべき年金の額を差し引いた残額）

三 年金契約が変更された場合 保証すべき年金にあっては、年金契約の変更の日までに拂い込むべき掛金に相当する額とこれに対する複利計算による年二分の利息に相当する額との合計額から変更後の年金契約について当初から変更の日までに拂い込むべきであつた掛金の額とこれに対する複利計算による年二分の利息に相当する額との合計額を差し引いた残額の百分の九十に相当する額以上の額で年金約款で定める額

定期年金にあつては、年金契約の変更の日までに拂い込むべき掛金に相当する額から、変更後の年金契約について当初から変更の日までに拂い込むべきであつた掛金の額を差し引いた残額の百分の九十に相当する額以上の額で年金約款で定める額

（返還金受取人の指定又はその変更）
第二十八條 年金契約者は、年金支拂の事由が発生する前に限り、前

條の規定による返還金支拂の事由（前條の規定により年金契約の変更）に因る返還金を支拂う場合を除く。）が発生するまでは、返還金受取人を指定し、又はその指定を変更することができ、但し、年金契約者の指定した返還金受取人が第三者である場合において、年金契約者が指定の変更をしない旨の意思を國に対して表示したときは、この限りでない。

2 年金契約者は、前項の指定又はその変更により年金受取人以外の年金受取人の同意を得なければならぬ。

3 第一項の指定又はその変更は、國に通知しなければ、これをもつて國に對抗することができない。

4 返還金受取人には、第二十六條第三項の規定を準用する。

（無指定の場合の返還金受取人）
第二十九條 年金契約者が返還金受取人を指定しないとき（年金契約者の指定した返還金受取人が死亡し更に返還金受取人を指定しない場合を含む。）は、年金受取人（年金継続受取人が年金の支拂を受けるに至つた後においては年金継続受取人）を返還金受取人とする。

2 前項の規定による返還金受取人がないときは、第二十二條の規定により年金継続受取人となるべき者（定期年金にあつては、第二十三條第一項第二号に規定する者）を返還金受取人とする。

（貸付金の法定弁済）
第三十條 國が年金契約款の定める

ところにより年金契約者に対して貸付をした場合において、年金契約者が貸付金の弁済をしないで弁済期後四年を経過したときは、國は、年金約款の定めるところにより、年金支拂の事由が発生する前に限り、貸付金の弁済に代えて年金額及び返還金額の減額をすることができ、

（剰余金の分配）
第三十一條 郵便年金事業の経営上剰余を生じたときは、年金約款の定めるところにより、年金受取人又は年金継続受取人にこれを分配する。

（掛金の返還）
第三十二條 年金契約の全部又は一部が無効である場合において、年金契約者が善意で且つ重大な過失のないときは、年金契約者は、掛金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（譲渡禁止）
第三十三條 年金、返還金又は剰余金を受け取るべき権利は、譲り渡すことができない。

（差押禁止）
第三十四條 年金又は返還金を受け取るべき権利は、差し押さへることができない。但し、年金については、その年額が一萬二千円をこえるときはそのこえる額の二分の一に相当する額、返還金については、その額が五万円をこえるときはそのこえる額については、この限りでない。

（年金受取人の介入權）
第三十五條 年金支拂の事由が発生

する前に年金契約者が破産の宣告を受けた場合（年金契約者以外の者を返還金受取人とする年金契約において第二十八條第一項但書の意思表示があつた場合を除く。）において、年金受取人が年金契約者の同意を得て、当該年金契約が解除されたとすれば第二十七條の規定により支拂われるべき返還金のうち前條但書の規定により差押ができる部分に相当する額を破産管財人に交付して、年金契約者の年金契約に因る権利義務を承継する旨の意思を表示するときは、当該年金受取人は、当該権利義務を承継するものとする。

2 前項の承継は、國に通知しなければ、これをもつて國に對抗することができない。

3 第一項の規定により破産管財人が交付を受けた金額は、破産財團に属するものとする。

（控除支拂）
第三十六條 年金、返還金、剰余金又は年金契約者に返還する掛金を支拂う場合において、当該年金契約に關し未拂掛金、貸付金その他國が弁済を受けるべき金額があるときは、支拂金額からこれを控除する。

（正規の支拂）
第三十七條 年金貸返還金、貸付金、剰余金又は年金契約者に返還する掛金をこの法律及び年金約款に定める手続によつて支拂つたときは、その支拂は有効とする。

（年金約款改正の効力）
第三十八條 年金約款の改正は、既

に存する年金契約に対してその効力を及ぼさない。

2 郵政大臣は、年金約款を改正する場合において、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人及び返還金受取人の全体の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、既に存する年金契約についても、剰余金の分配に關する事項を除いて、將來に向かつてその改正の効力が及ぶものとすることができる。

（時効）
第三十九條 年金、返還金及び剰余金の支拂義務並びに掛金の返還義務は五年、掛金の拂込義務は一年を経過したときは、時効に因つて消滅する。

第三章 簡易生命保險郵便年金
（審査会の審査）
第四十條 年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が、郵便年金の契約上の権利義務に關する事項について、國を被告として民事訴訟を提起するに、簡易生命保險郵便年金審査会（以下「審査会」という。）の審査を経なければならぬ。

2 年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が審査請求書を審査会に提出した後六箇月を経過しても審査会が裁決をしないときは、前項の規定にかかわらず、その審査請求書を提出した者は、民事訴訟を提起することができる。

審査会の審査

3 第一項の審査請求書を提出した者が前項の規定により民事訴訟を提起したときは、審査会は、当該審査請求につき審査をしない。
(審査の手続)

第四十一條 前條の審査については、簡易生命保険法(昭和二十四

年法律第 号)第五十六條及び第五十八條から第六十七條までの規定を準用する。但し、同法第五十八條第二項第三号中「保険契約者、被保険者及び保険金受取人」とあるのは「年金契約者、年金受取人及び返還金受取人」と、同項第四号中「保険証書」とあるのは「年金証書」と読み替へるものとす。

第四章 積立金の運用

第四十二條 積立金は、年金契約者、年金受取人又は年金継続受取人に貸付をする場合を除いては、簡易生命保険郵便年金事業審議会に諮問し、有利確実な、且つ、公共の利益のために、左の方法により運用しなければならぬ。

- 一 公共団体に対する貸付、
 - 二 國債、地方債、社債その他の有價証券の懸募、引受又は買入
- 積立金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による運用をするまで一時これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 郵便年金法(大正十五年法律第

三十九号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 この法律の規定(第十條から第十六條までの規定を除く。)は、この法律施行前の郵便年金契約についても適用する。

4 この法律施行前の郵便年金契約に係る年金の種類、掛金及び年金受取人のために積み立てるべき金額の計算の基礎並びにこの法律施行前の郵便年金契約で随時に掛金の拂込をすべきものの掛金の拂込に關しては、なお従前の例による。

5 郵政大臣は、この法律施行前において、旧法第二十二條ノ二に規定する簡易生命保険及郵便年金事業委員會の議を経て第六條第一項の郵便年金約款を定めることができる。

郵便年金法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔辻寛一君登壇〕

○辻寛一君 ただいま議題となりました簡易生命保険法案並びに郵便年金法案につきまして、通信委員會における審議の経過と結果とを御報告申し上げます。

簡易生命保険、郵便年金の両事業は、創始以來多くの難関に逢着しながら、きわめて順調な発達を遂げ、本年三月末現在、簡易保険は契約件数九千百万件、保険金額千四百四十二億円、郵便年金は契約件数百八十四万四千件、年金額三億九千万円を算しております。國民大衆の福祉の増進、生活の安定とインフレーションの防止に多大の寄與をいたしておることは御案内

の通りであります。しかるに、両事業に關する現行の法令は旧憲法の法体系に屬し、幾多の点におきまして現情勢にそわない点がありますので、政府は現行法を廃止し、新たに両法を制定して新憲法の要請に應ずるとともに、最近の經濟事情に即應した改訂を加える意圖をもつてこの両法律案を提出いたしたものであります。以下、両法案のうち現行法と異なるおもな点について御説明申し上げます。

第一に、両法案においては、冒頭に法律制定の精神を明示し、あわせて両事業が郵政省のつかさどる國營の非営利事業であることを規定しております。

第二に、保険年金契約に關する事項は従來法律の委任に基く政令と命令で規定されていたものであります。が、保険年金契約は純然たる私法上の契約でありまして、その條項を法規の形式で定めることは不適当でありますので、今回両法案におきましては、これらの事項は、その基本的なものは法律に規定し、その他はすべてこれを保険年金約款に譲ることとし、かつ約款の制定改廢は學識経験者、加入者代表等よりなる簡易生命保険郵便年金事業審議会の議を経ることを要することにいたしましたのであります。

第三に、最近の經濟事情に照し、現在の保険年金の最高制限額を、二万五千円及び二万四千円をもつてしましては、加入者の生活安定を確保し、制度の機能を十分に發揮することができなくなりました反面、事業自体として要がありまするの点で、最高制限額を五万円に、年金は十二万円に引上げ、両者の最低制限額についてもそれ

れ適當に引上げることにいたしましたのであります。

なおそのほか、不慮の事故その他の不可抗力または第三者の加害行為により死亡した場合の保険金倍額支拂の規定及び過去の小額保険契約の高額契約への乗りかえに關する規定を新たに設くる等の改正を加えておるのであります。詳細は省略いたしますと考へます。

以上、両法案の提出理由及び内容の概略につき申し述べたのであります。が、議案の付託以來委員會は数次にわたつて會議を開き、慎重に検討を加えたのであります。政府との間に保険年金最高額引上げ限度の可否、災害倍額支拂の適否等につき質疑應答を重ねたのであります。詳細は會議録に譲ることといたしまして、ここには両法案、積立金の運用の章に關する簡易保険、郵便年金積立金の運用管理の問題につきまして、委員會における意見を御報告申し上げるにとどめたいと存じます。

簡易保険、郵便年金の積立金は現在百三十一億円の巨額に達しているのがあります。元來この積立金は両事業の責任準備金を本体とするものであり、事業を經營する者が直接これが運用に任じ、その利益をもつて事業全般運営の方途を講ずべきものであります。積立金の運用と事業の經營とは不可分一体をなすものであることは保険年金事業の本質上の要請であり、またその運用方針といたしましては、資金の地方還元、加入者階級の副利増進を本旨とすべきことも両事業の公共性よりする當然の帰結であり、現にこの両法律案におきまして、この本旨に従

つて規定が設けられていたのであります。

しかるに、現在とは別途の措置によりまして、両事業積立金の大部分は大蔵省預金部資金に組み入れられております。一面には事業經營の自主性を害し、いわゆる独立採算の基礎を危くしております反面、地方公共団体等におきましては低利資金の融通を受けるのに多大の不便を感じ、ために各種公共事業の遂行に著しい障害を與えているのであります。地方より通信省の手による従前のような運用再開の要望のすこぶる熾烈であります。ことは、これに關する請願、陳情が第二國會以來總計二百六十四件を算する状況をもつてしても明瞭なのであります。通信委員會における両法案審議に際し、現行のこの變則的な状況をすみやかに常態に復することを希望する意見は、各党各派を通じて、ほとんど委員全員の發表せられたところであり、またこれを、この際特に御報告いたしたいと存するのであります。

かくして委員會は、五月六日両法案に對する質疑を終了し、同九日討論を行なつたのであります。その際民主自由党を代表して松本善壽君、日本社会党を代表して松井政吉君、日本共産党を代表して田島ひで君よりそれぞれ、原案に賛成の意見を述べられ、あわせて本法案実施の上はその運用の適実を期し、特に簡易生命保険郵便年金審査會、同事業審議会の民主的運営に意を用いるよう要望するところがありました。次いで採決の結果、全員一致原案の通り可決いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原重正郎君) 調査を一括して採決いたします。両案は委員長の報告の通り決するに御賛成ありませんか。
○議員(幣原重正郎君) 御異議なしと認めます。上つて両案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第十 船舶公同法の改正する法律案(内閣提出)
第十一 日本国有鉄道法施行法案(内閣提出)

○議長(幣原重正郎君) 日昭第十、船舶公同法の改正する法律案、日昭第十一、日本国有鉄道法施行法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員会理事岡谷勝利君。

船舶公同法の改正する法律案
船舶公同法の改正する法律案(昭和三十二年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項中「三億円」を「五十六億九千七百万円」に改める。
第十六條第一項第三号を削り、第四号を第三号とする。
第二十一條第四項中「船舶若しくは船舶事業用設備の貸付を受け、又は船舶用資材の買渡を受けた者」を「船舶の貸付を受け、若しくは船舶用資材の買渡を受けた者に改める。
第二十四條第一項第三号中「船舶、船舶用資材又は船舶事業用設備」を「船舶又は船舶用資材」に改める。

第三十五條第一項中「並びに船舶事業用設備」を削る。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
船舶公同法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
【都合により最終号の附録に掲載】

第三十五條第一項中「並びに船舶事業用設備」を削る。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
船舶公同法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
【都合により最終号の附録に掲載】

日本国有鉄道法施行法案
日本国有鉄道法施行法案(昭和三十二年法律第五十六号)施行前に、同法第十二條の例により、日本国有鉄道の監理委員会委員となるべき者を指名することとができる。
2 内閣は、日本国有鉄道法施行前に、同法第二十二條第一項及び第二十二條第二項並びに同法第二十一條の例により、前項の規定による委員となるべき者の推薦に基き、日本国有鉄道の總裁となるべき者を指名することができる。
3 前二項において日本国有鉄道法第十二條又は同法第二十一條の例による場合において、同法第十二條第三項第五号中「日本国有鉄道」とあるのは「日本国有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車並びにこれらの附帶事業に關して運輸省と密接な関係をもつもの」とする。
4 日本国有鉄道法第十七條の規定は、第一項の規定による委員となるべき者に準用する。
5 第一項又は第二項の規定により指名された委員となるべき者及び

總裁となるべき者は、日本国有鉄道法施行の時に於いて、同法の規定によりそれぞれ日本国有鉄道の最初の監理委員会の委員又は總裁に任命されたものとする。
第二條 日本国有鉄道法施行の際、現に運輸省職員(運輸部内の官吏、官吏の特選を受ける者、職員及び見習職員をいう。以下同じ。)であつて、運輸省鉄道局長等主として國有鉄道、國有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車並びにこれらの附帶事業に關する事務を所掌する部局その他の機關であつて運輸大臣の定めらるるものに勤務するものは、運輸大臣の指名する者を除き、同法施行の際運輸省職員としての身分を失ひ、日本国有鉄道に引き継がれるものとする。
2 日本国有鉄道法施行の際、現に運輸省職員であつて、大臣官房等國有鉄道、國有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車並びにこれらの附帶事業に關する事務を所掌する部局その他の機關(前項の規定により運輸大臣の定めらるるものを除く。)に勤務するものは、運輸大臣の指名する者に限り、同法施行の際運輸省職員としての身分を失ひ、日本国有鉄道に引き継がれるものとする。
3 前二項の規定により、運輸省職員が、日本国有鉄道に引き継がれる場合においては、その者に對する退官退職手当は、支給しない。
4 前項に規定する者が政府の職員として勤務した期間は、退職金の計算については、日本国有鉄道に

勤務した期間とみなす。
(地方公共團體の議会の議員たる者の暫定措置)
第三條 前條第一項又は第二項の規定により日本国有鉄道の職員となつた者であつて、日本国有鉄道法施行の際現に地方公共團體の議会の議員であるものは、その任期中は引き継ぎその議員であることができる。
(権利義務の承継)
第四條 國有鉄道、國有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車並びにこれらの附帶事業に關し、日本国有鉄道法施行の際現に國有する権利義務は、別に定めらるるものを除く外、その時に於いて日本国有鉄道が承継する。
(訴訟の受継)
第五條 前條に規定する事業に關し、國有當事者とする訴訟であつて、日本国有鉄道法施行の際現に係属しているものは、その時に於いて日本国有鉄道が受け継ぐ。同條に規定する事業に關し、これを所掌する行政廳を當事者とする訴訟で前段と同様のものは、日本国有鉄道の總裁が受け継ぐ。
(共済組合に關する暫定措置)
第六條 日本国有鉄道法施行の際、現に國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第二條第二項第八号の規定による共済組合の組合員であつて、第二條第一項又は第二項の規定により日本国有鉄道に引き継がれないものは、日本国有鉄道法施行後當分の間、引き継ぎ日本国有鉄道法第五十七條第二項の規定により日本国有鉄

道に設けられる共済組合(以下國鉄共済組合という。)の組合員とする。
2 國庫は、前項に規定する者に係る國家公務員共済組合法第六十九條第一項各号及び同法第九十二條に掲げる費用を負担するものとし、政府は、これを國鉄共済組合に拂い込まなければならない。
(不動産に關する登記の手續)
第七條 日本国有鉄道法第四條の規定により不動産に關する權利を承継した場合において、その權利につきすべき登記の嘱託書には、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十一條第一項の規定にかかわらず、登記義務者の承諾書を添付することを要しない。
2 日本国有鉄道の總裁が不動産に關する權利につき登記を嘱託する場合において、その役員又は職員を代理人と定め、その旨を官報で公告したときは、当該代理人は、不動産登記法第三十五條第一項第五号に掲げる書面を提出することとを要しない。
(日本国有鉄道が引き継ぐ財産の範圍)
第八條 日本国有鉄道法施行の日に於いて日本国有鉄道が政府から引き継ぐ財産は、昭和二十四年五月三十一日における國有鉄道事業特別会計の資産並びに公債及び借入金以外の負債とする。
(公債及び借入金の処理)
第九條 昭和二十四年五月三十一日において國有鉄道事業特別会計が負担する公債及び借入金は、日本

國有鐵道法施行の日において、一般會計に歸屬せしめる。

2 日本國有鐵道は、日本國有鐵道法施行の日において、前項に規定する公債及び借入金の金額に相當する額の債務を政府に對し負うものとする。

3 前項に規定する債務については、日本國有鐵道は、政府に對し、その債務を表示する証書を交付するものとする。

4 第二項の規定により日本國有鐵道が政府に對し負う債務の償還期限、利率及び利子支拂期日は、第一項の規定により一般會計に歸屬した公債及び借入金の償還期限、利率及び利子支拂期日によるものとする。

5 政府は、第一項の規定により、一般會計に歸屬した公債及び借入金の償還をした場合においては、その償還期限、利率及び利子支拂期日並びに公債については、その発行價格に基き、第二項の規定により日本國有鐵道が政府に對し負う債務の償還期限、利率及び利子支拂期日を變更することができ、(國庫金給金の貸付)

第十條 政府は、日本國有鐵道において、支拂上現金に不足があるときは、日本國有鐵道法第四十五條の規定による貸付として國庫金給金を一時貸し付けることができる。(資本金の額)

第十一條 日本國有鐵道法第五條に規定する資本金は、昭和二十四年五月三十一日における國有鐵道事

業特別會計の資産の價額(調整勘定に計上する額を含む。)から負債の金額を控除した額に相當する金額とする。

(國有鐵道事業特別會計の職務の處理)

第十二條 國有鐵道事業特別會計における昭和二十三年度及び昭和二十四年度の予備費の使用、決算、財産及び出納その他會計に關する事務は、日本國有鐵道法施行の日以後は、従前の例により日本國有鐵道が行う。

(廢金の無償貸付)

第十三條 日本國有鐵道は、日本國有鐵道法施行の際現に政府が使用している廢金を政府に無償で貸し付けることができる。

(他の法令の改廢等)

第十四條 鐵道費徴收法(大正十一年法律第三十七號)の一部を次のように改正する。

第一條中「帝國を本邦に、」

「政府」を「日本國有鐵道に改める。

第二條、第四條及び第五條を削り、第三條を第二條とする。

第十五條 國有鐵道運賃法(昭和二十三年法律百二十二號)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「國有鐵道(國有鐵道に關連する國營船舶を含む。)」を「日本國有鐵道の鐵道及び連絡船舶に改める。

第五條、第七條第三項、第八條及び第九條中「運輸大臣」を「日本國有鐵道」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條之二 第五條、第七條第三項及び第九條の規定により日本國有鐵道が左の各号に掲げる運賃及び料金を定める場合においては、運輸大臣の認可を受けなければならない。

一 定期旅客運賃

二 小口貨物運賃

三 手小荷物運賃

四 旅客運賃及び貨物運賃の最低運賃

五 發台料金

第十六條 日本通運株式會社法(昭和十二年法律第四十六號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「政府」を「日本國有鐵道」に改め、同條第三項第一項を「前項」に改め、同條第二項を削る。

第九條を次のように改める。

第九條之二を削る。

第十七條 帝都高速度交通營團法(昭和十六年法律第五十一號)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「政府」を「日本國有鐵道」に改め、同條第二項を削る。

第十六條中「政府」を「日本國有鐵道」に改める。

第二十四條中「帝國鐵道會計を「日本國有鐵道」に改め、同條後段を削る。

第二十六條及び第二十七條を次のように改める。

第二十六條 削除

第二十七條 削除

第三十四條第二項を削る。

第十八條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ五の次に次の一號を加える。

六ノ五ノ二 日本國有鐵道ヨリ發スル郵便、帳簿。

第十九條 登録税法(明治二十九年法律第二十七號)の一部を次のように改正する。

第十九條第二号を次のように改める。

二 日本國有鐵道自己ノ爲ニスル登記又ハ登録

第二十條 通行税法(昭和十五年法律第四十三號)の一部を次のように改正する。

附則中「國有鐵道(國有鐵道に關連スル日本國營船舶ヲ含ム以下同ジ)」を「日本國有鐵道ノ鐵道及連絡船舶」に、「運輸大臣」を「日本國有鐵道」に、「國有鐵道ノ乗客」を「日本國有鐵道ノ鐵道及連絡船舶ノ乗客」に改める。

第二十一條 國家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二條第二項第八号を次のように改める。

ハ 削除

第二十二條 大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、電信事業特別會計並びに簡易生命保險及び郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年年度における歳入不足補填のための一般會計から繰入金に關する法律

(昭和二十二年法律第七十號)、政府職員の俸給等の支給に關する措置等に伴う大藏省預金部外三特別會計に對する一般會計の繰入金に關する法律(昭和二十三年法律第十三號)及び大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般會計から繰入金に關する法律(昭和二十三年法律第十八號)の一部をそれぞれ次のように改正する。

第二項中「國有鐵道事業特別會計」を削る。

第二十三條 左に掲げる法令は、廃止する。

國有鐵道事業特別會計法(昭和二十二年法律第四十號)

地方鐵道及鐵道に於ける納付金等に関する法律(昭和二十年法律第十九號)

鐵道會議官制(昭和五年勅令第二百二十九號)

鐵道協議會議官制(昭和十七年勅令第五百十二號)

鐵道教育所官制(昭和十四年勅令第六百十七號)

地方鐵道軌道納付金委員會官制(昭和二十年勅令第二百九十號)

鐵道大臣に於て委託に依り陸運に關する機器器具等の製作、修理又は調達を爲すの件(昭和十七年勅令第三百六十九號)

附則

1 この法律は、日本國有鐵道法施行の日から施行する。但し、第一條の規定は、公布の日から、第二十二條の規定は、昭和二十四年

五月三十一日から施行する。

2 國有鐵道事業特別会計法は、第二十三條の規定にかかわらず、日本國有鐵道法第三十六條第一項の規定においてその例による限度において、なおその効力を有する。

3 日本國有鐵道が政令で定める期間内に不物品の運送に関する取引には、取引高税を課さない。

4 日本國有鐵道は、昭和二十四年度においては、第九條第二項の規定により日本國有鐵道が政府に對し負う債務の利子及びその債務の取扱に要する経費を國債整理基金特別会計に納付することができ

る。

日本國有鐵道法施行法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔關谷勝利君登壇〕

○關谷勝利君 ただいま議題となりました船舶公國法の一部を改正する法律案について、運輸委員會における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る四月二十五日、本委員會に付託され、二十七日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議したものであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、船舶公國は昭和二十二年五月設立以來、三億円の政府出資金と復興金融庫からの借入金とにより事業の運営を行つて参つたのであります。今般經濟九原則の実施に伴ひ右金庫の貸付が停止されましたので、繼續事業を遂行するに必要な資金をまかなうため、

船舶公國法第三條に定められている基本金を五十六億九千七百万円に増額しようとするものであります。なお基本金増額につきましては、すでに昭和二十四年度政府關係預算算中船舶公國分として計上されているのであります。その他改正の要点は、船舶公國は産業設備官團から船舶、船舶用機関、機具、船舶用資材及び造船事業用設備に関する権利義務を承継することとなつていきましたが、その後造船事業用設備に関する権利義務の承継はとりやめることとなりましたので、關係條文を改廃しようとするものであります。

次に質疑應答は、支拂遅延による現下切迫せる業者をいかに救済するか等についてであります。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。かくて討論を省略して採決に入り、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に日本國有鐵道法施行法案について、運輸委員會における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、四月二十二日、本委員會に付託せられ、翌二十三日政府から提案理由の説明を聴取し、委員會を開くこと三回、慎重審議をいたしましたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、来る六月一日をもつて日本國有鐵道が設立され、從來國が經營していた國有鐵道事業及びこれに關連する諸種の事業等を包括的に政府から引継いで經營することとなります。その発足に支障のないように必要な措置すべき事項を規定せんとするものであります。その内容のおもなる点をあげます

と、第一は日本國有鐵道の監理委員會の委員及び總裁の任命についての準備的措置でありまして、日本國有鐵道法の施行前に、將來監理委員會の委員となるべき者を正規の委員任命の方式と同一方式で指名し得ることとし、またその推薦によつて總裁となるべき者を指名し得ることとし、これらの者を日本國有鐵道法の施行と同時に正式の委員及び總裁に任命せられたものとすることを規定してあるのであります。

第二は、職員引継ぎ、財産その他一切の權利義務の承継、會計上の整理等政府から日本國有鐵道への引継ぎに關する事項でありまして、現に運輸省の職員であつて國有鐵道及びこれに關連する事業に關係している者は原則として全部これを日本國有鐵道に引継ぐ、現に國有鐵道及びこれに關連する業務に關して國の所有している權利義務はこれまた原則として一切日本國有鐵道が承継する、また財産についても原則として日本國有鐵道設立の前日における國有鐵道事業特別會計の資産及び負債の全部を引継ぐこと等所要の整理上の措置を規定してあるのであります。

第三は日本國有鐵道の設立に伴う關係法令の改廃でありまして、從前の官制及び國有鐵道事業特別會計法等の法令を廢止するとともに、關係法律の読みかへ等を規定してあるのであります。

次に質疑應答の概略を申し述べたいと存じます。日本國有鐵道の資本は幾ばくとなるかとの質問に對しては、政府側から四十九億円余となるとの答弁がありました。その他日本國有鐵道の資産の時價換算は幾ばくになるか等

についても質疑應答が交わられたのであります。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

かくて、昨五月九日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決の結果、本法案は多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上簡単にありますが、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(幣原重厚郎君) 本案につき討論の通告があります。その發言を許します。柄澤孝子君。

〔柄澤孝子君登壇〕

○柄澤孝子君 日本共産黨を代表いたしまして、船舶公國法一部改正についての反對討論を簡単に申し上げます。

船舶公國法の資金三億が一躍二十倍の五十九億に増資されることにつきまして、委員會におきましては討論が十分かわされたような報告がございましたけれども、ほとんどこれは質疑がかわされずに打切られたのでございます。日本共産黨といたしましては、今日國家の予算に對する人民大衆の不滿、租稅の重圧に對する多くの不滿の澎湃として起ります中に、かかる巨大の予算を十分なる審議もせずに簡単に通過させますことに對して、まず反對したのでございます。このような形で、法案が、期日がないという理由をもつて、次から次へと通過し、重大な國民の血税を——ことに船舶公國というものは、今後郵船その他の巨大な会社のもとなし資金並びに經營が戻つて行く形になつているのでございまして、今後そのような独占資本家擁護の形のもとに

こうしたことが決定されますことに對して、日本共産黨は斷固として反對するものでございまして、簡単にございませうが、船舶公國法改正の反對討論を終ります。(拍手)

続きまして、日本國有鐵道法施行法案についての反對意見を、共産黨を代表して申し上げたいと思ひます。

本法案は、昨年總選舉を前にいたしました、十一月も押し詰まつたあの三十日に、わが黨の熱心な反對にもかかわらず急遽押し切られましたところの日本國有鐵道法案を施行するための法案でありますけれども、この法案が日本國の明治以來の國營鐵道を根本的に改革するところの重大な法案であることは、國會の各位が最もよく知つているところであらうと思ひます。

共産黨といたしましては、日本國有鐵道法が高主張してゐるものは、その第一條に掲げてございまして、その公共の福祉を増進することを目的とするという点にあると思ひます。その点からいへば、その能率的な經營が保障されなければならぬというのが、この施行法のまた実施されるところの趣旨であると考えてございまして、

ところが、私も共産黨の考えをいたしましては、現在資本主義の諸國におきましては、戰爭に勝つたところの諸國におきましては、アメリカを除きました以外の國々におきましては、資本主義の矛盾のもとに、公益性を中心とするところの鐵道事業というものは、ほとんどその國營の形態に移つているのでございまして、イギリスにおいてすら國營に移つているのでございまして、從つて、敗戦後の日本におき

ましては、能率的な、しかも公共の福祉を保障するところの、本法案が盛つておりますこの第一條の趣旨を生かしますために、國營事業から切り離されて、独立採算制の公共企業体によつてこれが実行されるということは、そもそもそれ自体が矛盾なのでございませう。従つて、その施行法もまたその矛盾が拡大される形において現われておるのでございませう。

日本國有鉄道法施行法の第一條には、内閣は、日本國有鉄道法施行前に、同法第十二條の例により、監理委員会の委員となるべき者を指名することができるといふことが明らかになつておるのでございませう。日本國有鉄道法によりまして、監理委員の資格としていかなるものがあがつてゐるかと思はしますと、運輸業者、工業、商業または金融業について廣い経験と知識とを有する者があげられてゐるのでございませう。

先般運輸委員会におきまして、昭和二十四年度の予算をもつて日本國有鉄道の運営を十分に施行しますには、國鉄労働者の血のにじむような努力以外にはないといふことを認められましたが、運輸大臣並びに事務当局の各位であります。しかるに、重要な権限を持ちますところの監理委員並びにその監理委員を基礎として選ばれますところの總裁が、その選出されるところの金融業者あるいは運輸業者、工業、商業に基本を置きまして、内閣がこれを任命するということになりますならば、これは一体どういふことになるかと申しますと、公共企業体としての日本國有鉄道といふものは、こうした

金融業者、商工業者、運輸業者——國鉄の現場のあらゆる崩壊と闘ひ、あらゆる苦難と闘ひ、労働強化、首切りを押しつけられながらも國鉄再建のために闘ひつゝとるところの労働者の意見を無視したところのこれら独占資本の利益が、この企業體の經營の中心になつてゐることになると思ひます。政府は、その具体的な現われといひまして、公共の利益を守り、能率を上げるところの方針をもつて公共企業体に移るといふ、この方針をもつて進んでおりますところの鐵道事業に對しまして、その根本的な方針を無視しました、大衆の負担においてこれを解決するところの運賃の値上げの方針を實施したのであります。これがその最も具体的な現われとして指摘することができると思ひます。

さらにこの法案によりまして重要な問題は、國鉄の膨大な資産、さらにここに働いておられるところの多くの従業員の生活権、労働権、こうしたものがこの施行法によつて決定されるのであります。運輸委員会におきまして政府当局も認めておりますように、今日の國鉄の赤字の理由といふものが決して運賃の値上げにあるのではなく、また労働者の数が多いためでもなく、また戦後のインフレ政策による、独占資本の持つておられるところの、國鉄の購入する資材の値上りによるものであるといふことを、われわれははつきりと確答を得ておるのであります。

従いまして、共産党といひましては、今日國民のこうした疑惑の的になつておりますところの國鉄運賃の方針につきまして、徹底的に國會がこれを明

らかにして、そして國民にこれを納得させるために運輸委員会として國政調査を提案し、拂下げの調査あるいは請負工事の調査——また公共企業体に國營鐵道から引継がれるべきところの退職物資、これは當り明治以來國民の血税と労働者の汗とあふらによつて築かれたものであります。これらのものが、今日少数の金融業者や運輸業者や商業者や工業者によつて自由にされようとしてゐる。ことに吉田総理大臣は、國營の鐵道、タバコその他はこれを外國に賣り拂つてもよろしいといふことを、二月四日の読賣新聞に言明されておるのであります。しかも、この二つの事業は、今日タバコも國營鐵道も同時に公共企業体、すなわちコーポレーションにかわつておるのであります。

われわれといひましては、こうした重大な時期に際しまして、委員会は委員會の決定でありますところの國政調査を十分に實施いたしまして國民の疑惑を解き、われわれに課せられたところの責任を十分に果して、その後においてこうした重要な法案を審議することを主張したのでございませう。しかるに、昨日理事會も開かず、運輸委員会におきまして船舶公團法の改正案が提案になりました際に、日常あまり出席されないところの委員各位が急遽動員されまして、そうしてもう夕刻間近になりましたから、非常に遅くなつた時間に、私ども野党側がおりませんとときに、主として民自党側の委員と民主黨一名の委員をもつて、緊急動議としてこの法案が上程され、多数決をもつて押し切られたのでございませう。私どもといひましては、かかる重要

な法案をかかる態度をもつて、もしこの議會がこれを通過させましたならば、これは國會の權威に關するものであると思ひます。(拍手)明治以來傳統を保つて参りました日本の國鉄を、ただいま自主性のないところの吉田内閣の方針によりまして、日本の現状をまったく無視されたような法案をもつて、しかもこのような状態におきまして委員會が可決いたされたことににつきまして、今日実は運賃委員會にもこれを上程したのでございませうけれども、私どもといひましては断固反對して委員各位の反省をうながし、そしてこの法案の通過を阻止することを主張するものでございませう。

なお私どもが憂慮いたします点は、國會の審議權がこの法案によりましてはまったく無視されようとするところにあるのでございませう。なお日本國有鐵道法施行法の第一條にも第二條にもございませうけれども、ことに第一條の、内閣が日本國有鐵道法施行前に監理委員を指名し、監理委員が總裁を選出するといふようなことにつきましては、これはたしか國家行政組織法の第八條にも相反するものだと思うのでございませう。

さらにこの監理委員の権限でございませうけれども、監理委員會が非常に強大な権限を持つておりまして、「日本國有鐵道の業務運営を指導統制する権限と責任を有する」といふ、原案になります日本國有鐵道法の第十條のごときは、まさに國家行政組織法の第八條に矛盾しているものだと思うのでございませう。

さらに日本國有鐵道法施行法の第二

條のごときは、運輸大臣の指名する者を除き國有鐵道に引継がれるといふ條項がございませう。これは職員引継ぎに關してでございませうけれども、それによりますれば、運輸大臣の指名する者は引継がれないといふことになるのでございませう。運輸大臣の任意によつて自由に首切りがやれるということになるのでございませう。そういういたしますと、基本的な人權の侵害のみではなくて、憲法の違反でありまして、このような重大な法案が、運輸省設置法も定員法も行われないう以前に、かかる方法でこの本會議にかけられ、通過されるならば、このようなファシヨ的なやり方に対しましては、多数をたのんでむりに押し切るといふやり方に対しましては、おそろくわれわれ共産黨のみではなく、廣汎な労働者大衆の聲援が諸君をして思ひ知らしめるであらうと思ひます。(拍手)

以上種々なる反對の観点があるものでございませうけれども、運輸委員會の決定でありますところの國政調査以前にかかる法案が急遽上程されたところのその意圖がどこにあるかといふような点につきまして、十分私どももいたしましては今後反對運動を續けて行かなければならぬ、この席上からも強くこの点を指摘いたしまして、黨としての反對討論をこれで終る次第であります。(拍手)

議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まず日程第十につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、日程第十一につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長堀川恭平君。

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條、第二十七條、第三十四條

第二項及び第五十條第七号中「療育施設」の下に、「盲ろうあ児施設」を加える。

〔第二節 児童福祉委員会〕を「第二節 児童福祉審議会」に改める。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條 児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議するため、中央児童福祉審議会及び都道府県児童福祉審議会を置く。

都道府県児童福祉審議会は、都道府県に、これを置く。

市町村(特別区を含む。以下同じ)は、第一項の事項を調査審議するため、市町村児童福祉審議会を置くことができる。

中央児童福祉審議会は、厚生大臣の、都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、市町村児童福祉審議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)の管理に属し、夫、その諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

児童福祉審議会は、特に必要があるとき、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

児童福祉審議会は、必要に應じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。

中央児童福祉審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童の福祉を図るため、薬品、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販賣

する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第九條 中央児童福祉審議会は、委員四十五人以内で、都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会は、委員二十人以内で、これを組織する。

児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

児童福祉審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の官吏又は吏員、児童の保護、保健その他福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から、厚生大臣、都道府県知事又は市町村長が、夫々これを命じ、又は委嘱する。

児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。

第十條中「及び委員長」を、「委員長及び副委員長」に改め、「児童福祉委員会」を「児童福祉審議会」に改める。

第十一條第三項を次のように改める。

児童福祉司は、都道府県知事の定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

第十二條第一項中「特別区を含む。以下同じ」を削り、同條第二項を次のように改める。

児童委員は、児童及び妊産婦につき、常にその生活及び環境の状態をつまびらかにし、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をするともに、児童福祉司

の行い職務協力するものとする。

第十二條第四項を次のように改める。

児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十三條を次のように改める。

第十三條 市町村長は、第十一條第二項又は第十二條第二項を規定する事項に関し、児童福祉司又は児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求めることができる。

外、児童福祉司に必要な援助を求め、児童委員に必要な指示をすることができる。

児童福祉司及び児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

児童委員が、児童相談所に前項の通知をするときは、市町村長を経由するものとする。

児童相談所長は、その管轄区域内の児童福祉司又は児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第十九條第一項及び第二項中「医師」の下に「歯科医師」を加える。

第二十條本文を次のように改める。

に基く政令で定める市においては保健所長を経て市長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

第二十一條第二項中「医師」の下に「歯科医師」を加える。

第二十三條但書を次のように改める。

但し、附近に母子寮がない等やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつた、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならない。

第二十四條但書を次のように改める。

但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他適切な保護を加えなければならない。

第二十五條但書を次のように改める。

但し、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第二十六條第一項中「前條の規定による通告」の下に「又は少年法第十八條第一項の規定による送致」を加える。

第二十七條第一項中「前條第一項第一号の規定による報告」の下に「又は少年法第十八條の規定による送致」を加え、同條第二項中「前項を致」を加え、同項中「児童に親権者があるときは、」の下に「前項の場合を除いては、」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。

により児童福祉施設の認可を取り消されたもの又は第三十四條の二に規定する施設であつて同條第四項の命令に違反し、且つ、その設備及び運営が児童の福祉に著しく有害であると認められるものについては、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

第六十條第二項中「第七号」を「第七号から第九号まで」に改める。

第六十二條に次の一項を加える。

第三十條第一項又は第三十四條の二第一項に規定する届出を意つたについても、前項と同様とする。

第六十二條の次に次の一項を加える。

第六十二條の二 第四十六條第二項又は第五十八條第二項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金に処する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十四條の二の規定は、この法律施行の日から一箇月を経過した日から施行する。
- 2 第三十四條の二の規定施行の際、現に同條第一項に規定する施設を設置している者は、その日から十日以内に同條に規定する届出をしなければならない。
- 3 前項に規定する届出を意つた者については、第二十六條の規定を準用する。

4 第三十條第一項に規定する者で同條第一項による届出期間が昭和二十四年八月三十一日までに満了するものについては、その届出期間は、同年同月一日から同年同月三十一日までとする。但し、同年同月三十一日までに同居をやめた者は、届出をなすを要しない。

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔堀川恭平君登壇〕

○堀川恭平君 ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

児童福祉法は、廣く十八歳未満の児童の健全な育成をはかるため、昨年一月一日より施行されておるのでありますが、施行後の経験に徴し、児童の保護、保健その他の福祉の徹底を期するとともに、少年法との間の調整をはかるうとするのが、政府の本改正法律案提案の理由であります。

次に本法律案のおもな内容を申し上げます。まず第一は少年法との調整でありまして、児童の犯罪を予防するとともに、その不良化を防止し、これが保護指導を全うするため、刑罰法令に触れる行為をした十四才未満の児童はこれを児童福祉法によつて扱い、満十四才以上十八才未満の虐児児童はこれを児童福祉法と少年法との双方によつて扱えるよう少年法との間に調整をはかり、児童福祉法の適用範囲を拡げたのであります。

第二は、いわゆる児童買賣事件にかんがみ、児童の自由、人権を保障し、その福祉をはかるため、営利を目的として他人の児童の養育をあつせんすることを禁止するとともに、法令により児童を委託された場合及び児童を単に下宿させる場合のほか他人の児童をその家庭に置く者に届出の義務を課し、その届出に基いて必要な指導監督ができるようにしたのであります。

第三は、児童福祉を地方行政の面でさらに一段と推進するため、市町村長と児童福祉司及び児童委員との協力関係を明確にし、また市町村は児童福祉審議会を置くことができることとしたのであります。

第四は、中央及び都道府県児童福祉審議会は児童の福祉をはかるため、藝能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びその製作等に対し必要な勧告をすることができるとしてあります。

本法律案は、四月二十七日、本委員会に付託せられ、政府の提案理由を聴取したのであります。しかしして本日これが審議に入り、熱心な質疑応答が行われたのであります。審議の経過に伴い、次の二点について修正案が各派共同提案をもつて提出せられたのであります。

すなわちその第一は、第二十四條本文を「市町村長は、保護者の労働または疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九條第二項に規定する児童の保育に欠けることがありと認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育しなければならない」と修正しようとするもので、すなわち改正法律案第三十九條によ

り、保育所は特に必要がある場合は乳幼児以外の児童をも保育することができることとなつたのであります。したが、市町村長も必要に応じてこれらの児童を保育所に入所せしめて保護する措置をとり得ることとし、その費用を負担できないものについては國または公共團體がかわつて負担することとしたそうとするものであります。

その二は、本文末項として、第七十條中「第五十六條第一項」の次に「及び第二項」を加え「第五十六條第二項」を「第五十六條第三項」に修正しようとするもので、今回の第五十六條の改正に伴う事務的修正であります。

かくて質疑を終了し、討論の後、まず修正案の部分について採決に入りましたところ、満場一致をもつて修正案通り可決すべきものと決しました。次いで、その他の部分について採決に入りましたところ、本法律案は多数をもつて政府原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君） 本案について討論の通告があります。これを許します。刈田アサノ君。

〔刈田アサノ君登壇〕

○刈田アサノ君 ただいま上程されました児童福祉法の一部改正の法案に対して、日本共産党は反対の意見を持つものでございます。

第一國會におきまして児童福祉法が制定され、また先ごろ、こどもの日も実現を見、児童の人権につきましてやかましく主張されて、児童に對しましてあたたかい救援の手が差し延べられることが叫ばれておるにもかかわりま

せず、その反面におきまして、終戦後四年目の日本の現実の中で、多くの勤労階級の児童や、またその母親たちが、どのような悲惨な現状におるかということは、おそらく大多数の議員の皆様方におかれられても、よく御承知のところと申すのでございます。

経済の破壊と大衆の生活の困窮が直接乳幼児あるいは児童の身体成長に大きな悪い影響を及ぼしていることは申すまでもございませぬが、先ごろ、この壇上からも特に決議までされましたように、最近少年の犯罪や不良行為が激増いたしました点と申し、また浮浪児や孤児や不良児などの收容所の設置の不備等が、こうした人たちの集團的な脱走とか、あるいはいまわしい放火事件等によりまして次々と発覚しております。こういう事実になりました東北地方の児童の人身賣買の問題が、単に一地方に限らないで、今や潜在的な事実として全国的に行われる傾向等を見まして、今日児童の保護の上に非常に歎かわしい事件が多く現われておることにつきまして、これまた皆様方のひとしく御承知のことと申すのでございます。

これらの事件は、すべて戦争、インフレ、経済の破壊、大衆に對する極端な収奪等、一部大資本家のために歴代の政府が行いました政策が、いかにわが國の罪なき児童の上に目をおおわしめるような悲惨な結果をもたらしたかというのを如実に物語るもの以外にはないものであります。児童、福祉法は、こうした圧迫から弱い児童を守る安全弁として発足したはずでございますが、施行以來一年間の実績は、実

に以上のように、ほとんど見るところのない悲しむべき現状であるのであります。

その主要な原因は、本法が施行されます際にわが党がその点を強く主張いたしまして、立法の目的が主として問題児、つまり浮浪児、孤児、不良児等の処置に向けられまして、こうした問題児をつくり出さない前に根本的に一般の母性や児童の保護に重点を置くことを忘れたことが一つ、次に予算がきわめて貧弱であつたというところでございまして、児童局の予算の八割を占めました問題児に対する予算でさえも、十二万と称されておる浮浪児の一角を收容するにすぎないというような貧弱な予算でございまして、他は推して知る事ができるのであります。

これでは、いかに局を設け、課を設け、声を大にいたしまして児童の救済を叫びましても、その実績が上らないという事は、事前にわかつておつたことなのであります。ゆえに、この児童福祉法に対して行われなければならない根本的な改正は、第一に基本的な母子保護法を制定いたしまして、十分な予算の裏づけをもつて、眞に勤労階級の要求しておる産院とか保育所とか母子寮とかの施設を増設し整備することとてなくてはならないのでございまして、かかる施設拡充のための費用は、今回ことごとく削除されてしまつておるのであります。

この予算の不十分なことにつきましては、今日の委員会におきまして、賛成側の民主党におきましても同様な主張があり、また社会党におきましても、このために多くの修正條項を設けて

おる事実を見ましても、まず第一に本法の改正がこの点に向けられなければならないはずであるにもかかわらず、せよ、かような措置が全然考慮されていず、これでは、いかに部分的に法律の條文をいじくりまわしましても、児童保護の上に何ものをも加えるものではない。まして、政府が趣旨弁明の際に申されましたように、少年法と児童福祉法の關係を整備いたしてみましても、保護收容所自体がすでに格子なき牢獄化しておる今日におきましては、実に無意味な措置と言わなければならぬのであります。かかる点が、このたび日本共産党がこの改正に對しまして持つておりますところの根本的な批判の態度なのであります。

次に、改正の要点について二、三批判を加えますならば、第一に、このたびの改正では、最近全國的な規模で見られるようになりました児童の人身賣買についての対策が講ぜられておるのではありませんが、児童賣買の禁止ということとは、人権擁護の立場から、きわめて厳格にこれが規定されなければならぬにもかかわりませず、ただ長期に児童を同居させる者に対して、府縣知事のもとに届けをさせるといふことが形式的な処置だけでは、きわめて不十分と申さねばならないのであります。眞に児童の賣買を禁止せまうためには、労働基準法の完全実施とか、あるいは生活保護法の少くとも法文通りの実施が要求されること、また農村の生活の向上ということが約束されなければ、ただ無意味な空文にすぎないのであります。

さらにこの改正では、出版物や、おもちゃ、遊戯等の廣汎な児童文化に対する官僚統制をも企図いたしておるのではありません。もしこれが一方的な考えをもつて行われるならば、児童をかつての軍國主義的文化統制が毒し、また同じように、ファツシヨ的、植民地的な文化統制が行われる危険がなしとは言えないのであります。

私どもは、これらの点から、このたびの官僚統制強化の改正に對しましては全面的に反対の意思を表明いたしております。すなわち私どもは、このたびの本法の改正は單なる見せかけの空手形であるか、ないしは民主的な児童保護施設に對して非常な危険なる意図を持ち込むおそれがあるものと考へるのであります。と同時に、今日の独占資本の利益のために悲惨なる境遇をしいられてゐる罪なき勤勞階級の児童、戰爭犠牲児童及び母親が眞に保障され、日本民族の未來を背負うものとして尊重されるような完全な母子保護法の制定、無料産院や、託児所施設の整つたところの母子寮の増設を含む眞の児童及び母親の福祉法が制定されることを切に望んでやまないものであります。

以上をもちまして、日本共産党はこの改正原案に對しまして反対の意思を表明いたします。さらに、これに付された修正文に對しましては、これが單なる事務的な措置でございまして、その意味において積極的な意圖がないという点において、修正案に對しましては賛成の意見を持つものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 次に堤ルツヨ君。

(堤ルツヨ君登壇)

○堤ルツヨ君 児童福祉法は文化的立法として、その立法の精神は、われわれは全面的にこれを多とするものであります。まさに敗戦日本を再建し、平和にして文化的な日本たらしめるためには、何と申しまして、われわれのあとを継ぐ青少年の福祉に對して重大な責任と顧慮を拂うことは理の當然であります。しかしながら、いかに法文がりつばな目的をうたつておりましても、その實際の運営において適切な予算と、ひいては施設の裏づけがなかつたならば、一片の死文と申さねばならないのであります。このたびの改正法を見ましても、ただ機構をつくり、あるいは取締りを強化するというような、きわめて彌縫的な改正にとどまつておりますのは、この重大なる児童の取扱に對する國家の責任に堪へず、まことに遺憾にたえないのであります。私は、日本社会党を代表いたしまして、以下四つの希望條件を付し、その実現を心から要望いたしまして、本案に賛成いたすものであります。

まず第一に、保育所、母子寮の充実と擴張をはかつてもらいたいののであります。聞くところによりますれば、これらの施設に對するところの予算は、まづたく期待はずれの結果となつてゐるのであります。現在全國には二十万になん／＼とする生活保護法の擁護を受けておるところの、乳幼児を抱く寡婦が存在しているものであります。その乳幼児の總数は四十万に達せんと

しているであります。これらの人々の現在の生活のためにも、また子供たちの将来につきましても、母子寮あるいは保育所の拡充は、緊急なる施策といたしまして全国に普及し、母親たちの共通の願いなのであります。政府は勇断をもつてこれが拡充を実施せられることを要求してやみません。

第二には、保育と授産の総合施設を実施していただきたいのであります。現下における生活の窮乏は、あるいは近い将来におけるところの失業の増大と考え合せまするとき、夫ある場合の一般家庭婦人の授産場進出が相当推定できるのであります。かかる場合に、何と申しましても実際には子供たちが足手まといなのであります。かかる観点から、社会局と緊密なる連絡をとり、保育と授産を総合的に実施されることを切望いたしてやまないものであります。

第三点といたしましては児童の不良化の防止であります。今日青少年の不良化は、すでに最も憂慮さるべき社会問題となつてゐるのであります。今回の改正におきましても、不良文化財の処置に対しまして積極的な措置を講ぜられましたことは、まことに喜ばしいことであります。が、現実には不良化の原因を検討いたしますと、学資の欠乏、お小づかいの不足など、家庭の貧困が重要な原因となつてゐるのであ

ります。しかるに、今日生活困難なる家庭の児童に対する教育費の補給はきわめて少額であり、しかも生活保護費用が十分でないために、その方に流用される傾きが普遍的なのであります。従いまして、われわれは貧困なる家庭に対する教育費の増額並びにこれが現物給付等を通じて、あくまでも教育費として活用されるよう、具体的な措置を講じていただきたいのであります。

第四点といたしましては、中央地方を通じて本案に準拠してつくられる各審議会に、ぜひとも労働団体の代表を参加せしめていただきたいのであります。これまでの例に徴しますと、政府その他地方のこうした審議会や協議会は、主として実際において形式的に流れるきらいが強いのであります。しかし、児童の福祉に関する諸問題の解決は実に働く大衆の生活と最も密接な関係を持つてゐるということを考えねばなりません。かかる意味から申しましても、私は労働団体において、ことに婦人の代表をぜひとも多く参加せしむるよう特別の配慮を要求いたす次第であります。

最後に、全国津々浦々の切なる母心を代表して政府並びに国会議員諸公に對し希望いたしますと存じます。児童福祉法が、廣く満十八歳未満の児童の健全なる育成をはかるため昭和二十三年一月一日より施行せられ、國、公共

團體、各児童福祉施設関係者等の努力と協力によりまして次第に実効をあげて参りましたことは、文化國家として大きな躍進であり、御同慶にたえません。敗戦により、われわれ日本民族は窮乏のどん底に轉落いたしましたけれども、ただ一つの誇るべき無限の宝は子供であります。やがて近き將來先進國に伍し、今日のわれわれのいばらの再建を完成してくれるものは子供たちであります。乏しき敗戦下の罪なき子らの顔を見るにつけましても、われわれおとなは、ひたすら感謝の念を禁じ得ないのであります。

本法案の當を得た実施を推進して行くということは、わが國文化水準のバロメーターと申しましても決して過言ではなからうと思ひます。政府当局は、いたずらになら張りしにばられることなく、文部、厚生兩省の密なる提携のもとに実施促進に當られんことを、なお議員諸氏におかれましては、政党政派のいかに問はず、父母の代表として限りなき児童福祉法の前進に物心両面にわたるところの援護と、愛情あるところの御協力あらんことを、切に私は母親、子供を代表してお願いいたしておきたいと思ひるのでございます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず委員長の報告にかかる修正案について採決いたします。委員長の報告にかかる修正に御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて修正部分は可決せられました。

次に、修正部分を除いた原案について採決いたします。修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて修正部分を除いた原案は可決いたしました。(拍手)

船員保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、船員保險法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

を求めます。厚生委員長堀川恭平君。船員保險法等の一部を改正する法律案

船員保險法等の一部を改正する法律案

第一條 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二條 第二項から第四項までを削る。

第三條 第一項中「職務執行ノ對價トシテ受クル給料、」を「勞務ノ對價トシテ受クル賃金、給料、俸給、」に、同條同項但書を次のように改める。

但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 第二項を次のように改める。

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	二、〇〇〇圓	七圓	二、〇〇〇圓未滿
第二級	二、五〇〇圓	八圓	二、五〇〇圓以上三、〇〇〇圓未滿
第三級	三、〇〇〇圓	九圓	三、〇〇〇圓以上三、五〇〇圓未滿
第四級	三、五〇〇圓	一〇圓	三、五〇〇圓以上四、〇〇〇圓未滿
第五級	四、〇〇〇圓	一〇圓	四、〇〇〇圓以上四、五〇〇圓未滿
第六級	四、五〇〇圓	一〇圓	四、五〇〇圓以上五、〇〇〇圓未滿
第七級	五、〇〇〇圓	一〇圓	五、〇〇〇圓以上五、五〇〇圓未滿
第八級	六、〇〇〇圓	一〇圓	六、〇〇〇圓以上六、五〇〇圓未滿
第九級	七、〇〇〇圓	一〇圓	七、〇〇〇圓以上七、五〇〇圓未滿
第一〇級	八、〇〇〇圓	一〇圓	八、〇〇〇圓以上八、五〇〇圓未滿
第一一級	九、〇〇〇圓	一〇圓	九、〇〇〇圓以上九、五〇〇圓未滿
第一二級	一〇、〇〇〇圓	一〇圓	一〇、〇〇〇圓以上一〇、五〇〇圓未滿
第一三級	一〇、〇〇〇圓	一〇圓	一〇、〇〇〇圓以上一〇、五〇〇圓未滿
第一四級	一〇、〇〇〇圓	一〇圓	一〇、〇〇〇圓以上一〇、五〇〇圓未滿
第一五級	一〇、〇〇〇圓	一〇圓	一〇、〇〇〇圓以上一〇、五〇〇圓未滿
第一六級	一〇、〇〇〇圓	一〇圓	一〇、〇〇〇圓以上一〇、五〇〇圓未滿
第一七級	一〇、〇〇〇圓	一〇圓	一〇、〇〇〇圓以上一〇、五〇〇圓未滿
第一八級	一〇、〇〇〇圓	一〇圓	一〇、〇〇〇圓以上一〇、五〇〇圓未滿
第一九級	一〇、〇〇〇圓	一〇圓	一〇、〇〇〇圓以上一〇、五〇〇圓未滿

第四條ノ二第一項を次のように改める。

被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リテ算定ス
一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル

日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額
二 日又ハ時間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ

資格ヲ取得シタル日ノ屬スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル船舶ニ於テ同様ノ勤務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額
前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ日ノ屬スル月ニ受ケタル報酬ノ額

三 前二號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ勤務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル者ガ受ケタル報酬ノ額
四 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ勤務ニ従事スル者ガ通常ノ場合ニ於テ受ケタル額ヲ標準トシテ算定シタル額

五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額
第八條に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ第一條第二項ノ保險給付ヲ爲ス場合ニ於テハ被扶養者又ハ被扶養者タリシ者ノ戸籍ニ關シテ準用ス

第九條第二項を次のように改め、同條第三項中「其ノ者ノ異動、報酬其ノ他必要ナル事項ニ關シ報告ヲ爲サシメ、文書ヲ提示セシメ又ハ出頭」を「行政廳又ハ船舶所有者ニ對シ船員保險ノ施行ニ必要ナル報告、申出若ハ届出ヲ爲サシメ、

文書ヲ提出セシメ又ハ失業保險金ノ支給ニ關シ行政廳ニ出頭」に改める。

被保險者タリシ者ノ從前ノ船舶所有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者タリシ者ヨリ失業保險金ノ支給ヲ受ケルニ必要ナル證明書ヲ交付ノ請求アリタルトキハ其ノ請求ニ係ル證明書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

第十二條及び第十二條ノ二を次のように改める。

第十二條 保險料ヲ滞納スル者アルトキハ行政廳ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サンストルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ此ノ場合ニ在リテハ督促手數料トシテ十圓ヲ徴收ス

前項ノ督促狀ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徴收金額百圓ニ付一日二十錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徴收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 納入ノ告知書一通ノ徴收金額千圓未滿ナルトキ
二 納期ヲ繰上ゲ徴收ヲ爲ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ日本國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲
公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ

告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ延滞金ヲ計算スルニ當リ徴收金額二千圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨テ計算ス

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徴收金ヲ完納シタルトキ又ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ十圓未滿ナルトキハ延滞金ヲ徴收セズ延滞金ノ金額二十圓未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ

第十二條ノ二 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ他本法ニ依ル徴收金ヲ納付セザルトキハ行政廳ハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滞納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在リ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域及地方自治法第百五十五條第二項ノ市ニ在リテハ區以下之ニ同ジ)ニ對シ之ガ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ヲ請求ヲ爲シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ行政廳ハ徴收金額ノ百分ノ四ニ相當スル金額ヲ當該市町村ニ交付スベシ

第二十八條ノ二中「第二十八條」を「前條」に改める。

第二十八條ノ三中「行政廳」を「都道府縣知事」に改める。

第二十八條ノ四第一項中「命令」を「厚生大臣」に、同條第二項中「行政廳」を「都道府縣知事」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

厚生大臣前項ノ定メ爲サントスルトキハ中央社會保險診療協議

會見ヲ聴クベシ

第二十八條ノ五を第二十八條ノ六とし、同條第二項中「費用トス」を「費用ヲ超ユルコトヲ得ズ」に改め、第二十八條ノ四の次に次の一條を加ふる。

第二十八條ノ五 保險醫に對シ適正ナル保險診療ヲ指導シ及其ヲ監督スル爲メ中央社會保險診療協議會及地方社會保險診療協議會ヲ設ク

前項ノ社會保險診療協議會ノ委員ハ保險者タル政府ヲ代表スル者、被保險者及船舶所有者ヲ代表スル者、醫師及齒科醫師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ付中央社會保險診療協議會ニ在リテハ厚生大臣、地方社會保險診療協議會ニ在リテハ都道府縣知事各同數ヲ委屬ス

前項ノ委員ハ被保險者及船舶所有者ヲ代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル

第二十八條ノ六の次に次の一條を加ふる。

第二十八條ノ七 船員保險ニ於ケル適正ナル診療報酬ヲ算定スル爲メ社會保險診療報酬算定協議會ヲ設ク

社會保險診療報酬算定協議會ノ委員ハ保險者タル政府ヲ代表スル者、被保險者及船舶所有者ヲ代表スル者、醫師及齒科醫師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ付厚生大臣各同數ヲ委屬ス

前項ノ委員ハ被保險者及船舶所有者ヲ代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル

第二十八條ノ七 船員保險ニ於ケル適正ナル診療報酬ヲ算定スル爲メ社會保險診療報酬算定協議會ヲ設ク

科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル

第二十九條中「療養ノ給付の上」に「都道府縣知事ハ」を加へ「其ノ他命令ノ定ムル事由アルトキ又ハ被保險者若ハ被保險者タルシ者ガ」を「又ハ被保險者若ハ被保險者タルシ者ガ緊急其ノ他已マ得ザル場合ニ於テ保險醫及」に改め「行政廳」を創る。

第二十九條ノ二第一項中「行政廳」を「都道府縣知事」に、同條第三項中「第二十八條ノ五」を「第二十八條ノ六」に改める。

第三十二條第五項中「第二十八條ノ二第一項、第二十八條ノ五」を「第二十八條ノ二、第二十八條ノ六」に改める。

第三十三條ノ三第二項中「左ニ掲グル契約ニ基キ」を「左ノ各號ノ二該當スル場合ニ於ケル」に、

「契約ニ基キ使用セラルル者」を「規定ニ該當スル場合ニ於テ其ノ者に、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 二月以内ノ期間ヲ定ムル契約ニ基キ使用セラルルトキ

二 季節的業務ニ四月以内ノ期間ヲ定ムル契約ニ基キ使用セラルルトキ

第三十三條ノ三第二項に次の一号を加ふる。

三 左ニ掲グル漁船以外ノ漁船ニ乗組ム場合ニ於テ當該船舶所有者ヨリ前項ノ規定ニ依ル被保險者タルシ期間ニ算入セザルコトニ付其ノ使用スル被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ得ズ

第三十三條ノ三第二項に次の一号を加ふる。

三 左ニ掲グル漁船以外ノ漁船ニ乗組ム場合ニ於テ當該船舶所有者ヨリ前項ノ規定ニ依ル被保險者タルシ期間ニ算入セザルコトニ付其ノ使用スル被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ得ズ

第三十三條ノ三第二項に次の一号を加ふる。

三 左ニ掲グル漁船以外ノ漁船ニ乗組ム場合ニ於テ當該船舶所有者ヨリ前項ノ規定ニ依ル被保險者タルシ期間ニ算入セザルコトニ付其ノ使用スル被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ得ズ

ヲ得テ申請アリタルニ依リ都道府縣知事ガ指定シタルトキ

イ 汽船トローラー漁業、母船式漁業、汽船捕鯊業又ハ機船底曳網漁業ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ

ロ 専ラ漁獲場ヨリ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ

ハ 漁業ニ關スル試験、調査、指導、練習又ハ取締業務ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ

第三十三條ノ三第二項の次に次の一項を加ふる。

前項第三號但書及第四號但書ノ指定ノ申請ニ付テハ被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三十三條ノ九第二項を次のように改め、同條第三項中「被保險者タルシ者ハ」を「被保險者タルシ者ガ」に、又「支給ヲ受クルコトヲ得」を「支給ス」に改め、同項第二號但書及第四項を削る。

失業保險金ノ額ハ一日ニ付前項ノ規定ニ依リ計算シタル標準報酬日額ノ平均額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額トス但シ三百圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十三條ノ十三及び第三十三條ノ十四第二項中「船員保險委員會」を「船員保險協議會」に改める。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル被保險者タルシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ者ハ死亡ニ至ル迄養老年金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ五十歳ニ至ル迄其ノ支給ヲ停止ス

一 十五年以上被保險者タルシ者

二 十五年未満被保險者タルシ者ニシテ漁船ニ乗組ミタル被保險者タルシ期間ガ左ニ掲グル期間ヲ除キ十年以上ノ者

イ 母船式漁業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間（作業員トシテ乗組ミタル期間ヲ除ク）又ハ汽船捕鯊業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

ロ 専ラ漁獲場ヨリ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ

第三十五條中「養老年金」を「前條第一號ノ規定ニ依ル養老年金」に改め、同條に次の一項を加ふる。

前條第二號ノ規定ニ依ル養老年金ノ額ハ平均標準報酬月額ノ二分ニ相當スル金額トス

第三十七條中「十五年以上」を「第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。

第四十一條ノ二を次のように改める。

第四十一條ノ二 前條第一項第一號ノ規定ニ該當スルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第五ニ定ムル發疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第二號ノ規定ニ該當タルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ發疾ノ狀態ガ別表第五ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當スルモノノ配偶者又ハ十六歳未満ノ子ニシテ障害年金ノ支給ヲ受クルモノガ發疾ト爲リタル當時其ノ子ニ依リ生計ヲ維持シタル者アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具發疾ニ因リ勞働能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス

第二十三條第二項ノ規定ハ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時胎兒タル子ニ付テハ準用ス

第四十六條に次の一項を加ふる。

第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十四條第二號、第四十九條ノ二又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四十七條ノ三を削る。

第五十條第一号中「十五年以上」を「第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。

第五十條ノ二第一項第一号及び第二号中「二分ノ一」の下に「第三十四條第二號ニ該當スル」に因リ

第三十四條第二號ニ該當スル」に因リ

第三十四條第二號ニ該當スル」に因リ

第三十四條第二號ニ該當スル」に因リ

第三十四條第二號ニ該當スル」に因リ

養老年金ノ支給ヲ受クル者ニ在リ
テハ其ノ養老年金ノ額」を加え、
同項第二号中「十五年以上」を「第
三十四條各號ノ一ニ該當スル」に
改める。

第五十二條ノ二第一項第四号
中「職業安定法」の上に「船員職業
安定法第二十一條又ハ」を加え、
同條第二項中「船員保險委員會」を
「船員保險審議會」に改める。

第五十二條ノ三第二項中「船員
保險委員會」を「船員保險審議會」
に改める。

第五十三條第三項を次のように
改める。

行政廳ハ被保險者又ハ被保險者
タリシ者第一項各號ノ一ニ該當
スル場合ト雖モ第一條第一項後
段ノ保險給付ヲ爲スコトヲ妨ゲ
ズ

第五十六條の次に次の一條を加
える。

第五十六條ノ二 第二十五條、第
五十一條第一項、第五十二條、
第五十三條第一項及第二項、第
五十四條並ニ前條ノ規定ハ被扶
養者ニ之ヲ準用ス

第五十九條第二項中「前項」を
削り、同條第四項第一号から第三
号までを次のように改める。

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保
險者ニシテ第三十三條ノ三第
二項各號ニ該當セザルニ因リ
失業保險金ノ支給ヲ受クルコ
トヲ得ルモノニ付テハ千分ノ
二百十六
二 第十七條ノ規定ニ依ル被保
險者ニシテ第三十三條ノ三第

二項各號ノ一ニ該當スルニ因
リ失業保險金ノ支給ヲ受クル
コトナキモノニ付テハ千分ノ
百九十四

三 第二十條ノ規定ニ依ル被保
險者ニ付テハ千分ノ百

第六十條第一項第一号及び第二
号を次のように改め、同條第二項
中「前項ノ規定ニ拘ラズ」を削る。

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保
險者ニシテ第三十三條ノ三第
二項各號ニ該當セザルニ因リ
失業保險金ノ支給ヲ受クルコ
トヲ得ルモノニ付テハ被保險
者ニ於テ二百十六分ノ八十

五、船舶所有者ニ於テ二百十
六分ノ百三十一

二 第十七條ノ規定ニ依ル被保
險者ニシテ第三十三條ノ三第
二項各號ノ一ニ該當スルニ因
リ失業保險金ノ支給ヲ受クル
コトナキモノニ付テハ被保險
者ニ於テ百九十四分ノ七十

四、船舶所有者ニ於テ百九十
四分ノ百二十

第六章を第七章とし、第五章を
第六章とし、第六十二條ノ三の次
に次の一章を加える。

第五章 船員保險審議會
第六十二條ノ四 船員保險事業ノ
運営ニ關スル事項ヲ審議スル爲
厚生省ニ船員保險審議會（以下
審議會ト稱ス）ヲ置ク

第六十二條ノ五 審議會ハ船員保
險事業ノ運営ニ關スル事項ニ付
厚生大臣ノ諮問ニ應ジ審議シ及
文書ヲ以テ答申スルノ外自ラ厚

生大臣若ハ關係大臣ニ文書ヲ以
テ建議スルコトヲ得
厚生大臣ハ船員保險事業ニ付テ
ノ企畫、立法又ハ實施ノ大綱ニ
關シ豫メ審議會ノ意見ヲ求ムル
モノトス

第六十二條ノ六 審議會ハ被保險
者ヲ代表スル委員、船舶所有者
ヲ代表スル委員及公益ヲ代表ス
ル委員各六人ヲ以テ之ヲ組織ス
公益ヲ代表スル委員中ニハ醫療
關係ノ經驗者ヲ含ムモノトス
各委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十二條ノ七 委員ノ任期ハ二
年トシ一年毎ニ其ノ半數ヲ命ズ
委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ
命ゼラレタル委員ノ任期ハ前任
者ノ殘任期間トス

第六十二條ノ八 審議會ニ公益ヲ
代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉
セル會長一人ヲ置ク

會長ハ會務ヲ總理シ審議會ヲ代
表ス
會長事故アルトキハ第一項ノ規
定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ
職務ヲ代理ス

第六十二條ノ九 厚生大臣ハ審議
會ノ要求アリタルトキハ船員保
險事業ニ關スル資料及情報ヲ提
供スベシ

第六十二條ノ十 審議會ハ必要ニ
應ジ開クモノトス但シ正當ナル
理由アル場合ヲ除クノ外少クト
モ三月ニ一回以上之ヲ開クベシ

第六十二條ノ十一 審議會ハ會長
之ヲ招集ス
會長ハ厚生大臣ノ諮問アリタル

トキ又ハ委員ノ三分ノ一以上ノ
要求アリタルトキハ二週間以内
ニ審議會ヲ招集スベシ
第六十二條ノ十二 審議會ハ每會
計年度經過後六十日以内ニ其ノ
年度ニ於ケル審議會ノ活動狀
況、審議ノ結果及建議ノ大要ヲ
文書ヲ以テ厚生大臣ニ報告スベ
シ

第六十二條ノ十三 審議會ニ幹事
八人以内ヲ置キ厚生省若ハ關係
廳ノ職員又ハ學識經驗者ニ就キ
厚生大臣之ヲ命ズ
幹事ハ委員ノ要求アリタルトキ
ハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及
事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第六十二條ノ十四 審議會ニ書記
五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ
就キ厚生大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ
從事ス

第六十四條中「第十二條」を「第
十二條ノ二」に改める。

第六十五條ノ十五の次に次の二
條を加える。

第六十五條ノ十六 船員保險審查
會ニ幹事六人以内ヲ置キ厚生省
ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ
幹事ハ船員保險審議會ノ委員ノ
要求アリタルトキハ常ニ之ニ對
シ技術上ノ助言及事務上ノ援助
ヲ爲スモノトス

第六十五條ノ十七 船員保險審查
會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省
ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ
從事ス

第六十八條第一項中「六月」を

「二年」に、「五千圓」を「三萬圓」
に改める。
第六十九條中「一萬圓」を「三萬
圓」に、同條第一号中「提出」を「提
示」に、同條第三号を次のように
改める。
三 第六十一條本文ニ規定スル
保險料ヲ督促狀ニ指定シタル
期限迄ニ納付セザルトキ
第六十九條ノ二中「五千圓」を
「一萬圓」に、同條第一号中「又ハ
出頭セザルトキ」を「若ハ出頭セズ
又ハ醫師ノ診斷ヲ拒ミタルトキ」
に改める。
附則第二項中「別表第八」を「別
表第七」に改める。
別表第五を削り、別表第六を別
表第五とし、別表第七を別表第六
とし、別表第八を別表第七とす
る。

第二條 船員保險法の一部を改正す
る法律（昭和二十三年法律第二百
十八号）の一部を次のように改正
する。

附則第四條及び第五條を次のよ
うに改める。

第四條 保險料率は、当分の間、
第五十九條第四項の規定にかか
わらず、左の通りとする。
一 第十七條の規定に依る被保
險者であつて、第三十三條ノ
三第二項各号に該當しないこ
とに因つて失業保險金の支給
を受け得るものについては、
千分の百三十二

二 第十七條の規定による被保
險者であつて、第三十三條ノ
三第二項各号の一に該當する

四二三

ことに因つて失業保険金の支給を受けられないものについては、千分の百十

第五條 前條に規定する保険料率によつて計算した保険料額の負担の割合は、当分の間、第六十條第一項の規定にかかわらず、被保険者及び被保険者を使用する船舶所有者は、左の区分に従い、これを負担するものとする。

一 第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号に該当しないことと因つて失業保険金の支給を受け得るものについては、被保険者において百三十二分の四十三、船舶所有者において百三十二分の八十九

二 第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することと因つて失業保険金の支給を受けられないものについては、被保険者において百十分の三十二、船舶所有者において百十分の七十八

附則
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続き被保険者の資格のある者の標準報酬については、第四條の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

3 この法律施行前から引き続き失業保険金の支給を受けていた者の失業保険金の日額が、第三十三條ノ九第二項の失業保険金の日額より高いときは、この法律施行後においてその者に支給すべき失業保険金の日額については、なお従前の例によるものとする。

4 この法律施行の日前に督促状を發した保険料に対する延滞金については、なお従前の例による。

5 第三十四條第二号に規定する被保険者であつた期間は、昭和二十二年十二月一日から起算する。

6 この法律施行の日において、現に船員保險委員會の委員、幹事及び書記の職にある者は、それぞれ船員保險審議会の委員、幹事及び書記を命ぜられたものとみなす。

7 前項の規定によつて船員保險審議會を委員を命ぜられたものとみなされた委員の任期は、その者が船員保險委員會の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。

船員保險法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書（都合により最終号の附録に掲載）

〔堀川恭平君登壇〕

○堀川恭平君 ただいま議題となりました船員保險法等の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を申し上げます。まず船員保險法の一部を改正する法律案について申し上げます。船員保險法は、昭和十四年制定以來數次の改正が行われておるのですが、本制

度をして現下の実情に即應した有効適切な施策たらしめようとするのが政府の本改正法律案提案の理由であります。

次に本法律案のおもなる内容を申し上げます。まず第一は、最近の船舶給與の実情にかんがみ、標準報酬を最低二千元から最高二万四千元とし、その区分を十九等級に整備し、保険料の安定をはかつたことであります。

第二は、保險給付の内容の改善につきまして、まず漁船船員業務の特殊性にかんがみ、一般船員に相当する漁船間を短縮して、十年以上十五年未満の者に養老年金を支給することとし、なおその年金額を報酬の二月分に相当する額としたのであります。次に、失業保險の支給日額を、陸上の失業保險と同様に一律に報酬の百分の六十の率に改め、失業保險の実質的増額をはかり、さらに漁船乗組員については、失業の状態にあることがきわめて少いこと及び第二國會における審議の際の要望をも考慮して、労働者の四分の三以上の同意を得た場合はこれを失業保險から除外し得ることとしたのであります。

第三は保險料率の改正であります。最近の經濟情勢下において傷病給付に対する費用が著しく増高いたしましたので、船員の災害補償を完全に実施し、適正に迅速な給付を行うため、傷病給付の保險料率を若干引上げたのであります。

本法律案は、五月六日の本委員会に付託せられ、政府の提案理由を聴取したのであります。次いで、七日及び十日の両日熱心な質疑應答が行われたのであります。最近陸上の失業保險が從來の保險料率を千分の二だけ引下げた事実を徴し、船員生活窮乏の実情からして、その負担軽減に資するため、船員保險における失業保險の保險料率の引下げを行い陸上と均衡をとらうとする修正案が、各派共同の提案をもつて本日の委員会に提案せられたのであります。すなわち次の通りであります。

第一條中、第五十九條の改正部分において「千分の二百十六」とあるを「千分の二百十四」と改め、第六十條の改正部分において「二百十六分の八十五」と及び「二百十六分の百三十一」とあるを「二百十四分の八十四」と及び「二百十四分の百三十一」と改める。

第二條中、附則第四條及び第五條の改正部分において「千分の百三十二」と「百三十二分の四十三」と及び「百三十二分の八十九」とあるを「千分の百三十分」と及び「百三十分の四十二」と及び「百三十分の八十八」と改める。

かくて質疑を終了し、討論の後、まず修正案の部分につき採決に入りましたところ、満場一致をもつて修正案通り可決すべきものと決した次第でございます。次いでその他の部分について採決に入りましたところ、本法律案は多数をもつて政府原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告を申し上げます。（拍手）
○議長（幣原喜重郎君） 討論の通告があります。これを許します。岡良一君。

たいと存じます。
われ／＼が反対をいたしまする根本的な理由は、本改正法案が時代の要請である社會保障制度の実現に対するところの逆行的な措置である点にあるのであります。申し上げるまでもなく、わが國における社會保障制度は、その制度と運営の不統一、独立せる關係のない法規の上に立つて、主務官廳を異にし、給付の不統一と不均衡を來し、あるいは事務費の増額を來し、あるいは手続の複雑重複を來す等の点において、しばしば世人より批判檢討されておるのであります。

第二点は、わが國社會保障制度の欠陥は、これがきわめて官僚的、非民主的な、一方的な運営にゆだねられてゐる点にあるのであります。ところが、船員保險法は昭和十六年に創設されましたから、失業の保險、健康の保險、老後の保險その他総合的な保險制度といたしまして、まことに注目すべき、期待すべき制度として賞揚されておつたのであります。従いまして、社會保障制度の実現というわれ／＼の願望から見ますならば、この総合されたところの、從來の機構と運営の不統一、重複性が清算されたところの進歩的な立法が、運営においてより民主化されることを深く希望いたさざるを得ないのであります。

ところが、現在の船員保險の運用におきましては、遺族年金は年約二千四百円ないし二千五百円の間を上回らしておるのであります。これでは、現下のインフレ下におきましては、決して年金たるに値いたさないものであります。あるいはまた失業手当金にいたしましては、月額六百八十四円、その受

給付数は、昨年の十一月末におきましてわすかに三百二件、利用するものがないという状況になつております。かかる状況からいたしまして、あるいは遺族年金なり失業手当金に對するところの増額は、海上労働者諸君の澎湃たる要求となつておるのであります。にもかかわらず、本改正案におきましては、かかる要望にこたえるどころか、保険料率を一割余り引上げを断行しておるのであります。

あるいはまた海上労働者諸君は、その大会その他の正式機関の決議におきまして、養老遺族年金が、現在陸上の厚生保険において、業務上以外の傷害におきましては五倍に引上げられておる、われわれもやはり陸上の労働者並に引上げてもらいたいということを要求いたしております。あるいはまた、海上労働者の特殊性に従ひまして、なかなか十五年勤めて養老年金がもらえるというふうなわけにはいかない。保険料のかけ捨てが非常に多いのであるからして、陸上で勤務し、海上に勤務したところのその勤続の年月を通算して養老年金をもらいたいというのが、海上労働者諸君の一致せる熱望であります。しかるに、今度の改正におきましては、漁業労働者においては給付期間の資格を十年に短縮されましたけれども、一般海上労働者におきましては、依然として現状にとどまつておる。

このようにいたしまして、制度の上における不統一、運営における不統一が清算された本船員保険制度におきましては、運営の民主化をはかることによつて、社会保険制度のモデルとして本保険制度を育てたいというのがわれ

われの念願であるにもかかわらず、すなわちこれを民主的に運営するものとならば、船員大衆の澎湃たる輿論を實際に制度の上に実現することがその民主化の根本方針でなければならぬにもかかわらず、これらの業務外におけるところの傷害年金の引上げ、あるいは、厚生年金との通算その他もろの船員大衆の要求を無残にも踏みこじりまして、むしろこれに對して一割余の保険料率の引上げをもつて報いる、かかる処断は、われわれはあくまでも、現下の労働者の生活状況にかんがみまして、大衆收奪の政策であると言わざるを得ないのであります。ましてや社会保険制度の運用の万全は、あくまでも被保険者たる労働階級がその制度に對して全幅の信頼を寄せることが最も重大なる要素であることは申し上げるまでもありません。しかも、本改正案を通じて何ら海員大衆の切実なる要求が盛られることなく、むしろ保険料率の引上げをもつてこれに報いんとするがごときは、あくまでもわが党は反對せざるを得ないのであります。

しかも料率の引上げにつきましては、その理由をいたしまして医療給付の増大が保険財政を窮地に陥れているという、ことを政府当局は説明をいたしておる。この原因については多々あります。まず、先般の健康保険法の一部を改正する法案におきまして、私は具体的事例をあげて指摘いたしました。が、現在のような保険金の医療給付の請求の制度、支拂いの制度をもつては、どうしても濫診、濫給は避けがたい。従いまして、これが不当なる支出の過重を來し、保険財政の窮乏を導

いておるのであります。あるいは現在のごとき不当なる医療材料の價格騰貴をそのままに放置しておきましては、あくまでも医療費の支出の増大というところは避けがたいのであります。ところが、かかる支拂いあるいは請求制度に對する根本的改革をなさず、あるいはまた國民の生活必需品にも比すべき医療材料の價格抑制に對して何ら具體的な手を打つこともなく、しかも一方において保険財政の窮乏に名をかつて被保険者の負担を増大し、実質的なところの賃金の引下げを断行しようとする。これは自己の政治的無力、自己の行政的怠慢を、一方的に働く大衆に轉嫁せんとするところの大衆收奪の政策であることを、私は叱咤いたしたのであります。

かかる事情におきまして、私どもは本法案に對しましては反對の意思を表明いたす次第であります。

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず委員長報告にかかる修正案につき採決いたします。本案の委員長報告にかかる修正に御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて修正部分は可決いたしました。

次に、修正部分を除いた原案について採決いたします。修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて修正部分を除いた原案は可決いたしました。

本日これにて散会いたします。
午後五時二十四分散会

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君
農林大臣 森 幸太郎君
通信大臣 小澤佐重喜君
建設大臣 益谷 秀次君
國務大臣 山口喜久一郎君

出席府委員

法務政務次官 山口 好一君
文部政務次官 柏原 義則君
文部事務官 稻田 清助君
厚生政務次官 亘 四郎君
農林政務次官 苦米地英俊君
運輸政務次官 坂田 道太君
運輸技官 大瀬 進君

〔朗読を省略した報告〕

一、去る七日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

飲食営業臨時規程法

特別都市計画法の一部を改正する法律

法律

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律

医療法の一部を改正する法律

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律

一、去る七日本院は、國會が日本學術會議の會員に次の通り充ててることを議決した旨内閣に通知し、その旨參議院に通知した。

參議院議員 田中耕太郎君
同 高瀬莊太郎君
同 堀 眞琴君
同 羽仁 五郎君

一、去る七日本院は日本學術會議の會員に次の通り充ててることを議決した旨參議院に通知した。

參議院議員 田中耕太郎君
同 高瀬莊太郎君
同 堀 眞琴君
同 羽仁 五郎君

一、吉田内閣總理大臣から幣原議長宛、去る六日議長において承認した横山不學を去る七日府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨九日兩議院の兩院法規委員長から議長宛の次の勸告書を受領し、地方行政委員會及び選挙法改正に関する特別委員會に參考送付した。

參議院議員の通常選挙の施行期日に關する勸告
一、昨九日幣原議長は、吉田内閣總理大臣申出の、次の者を府委員に任命することを承認した。

(日本銀行監理官) 前田 克己
(刑部防犯課長) 間持 信義
(國家地方警察總監) 間持 信義
一、去る七日常任委員會において、次の通り理事を補欠選任した。

農林委員會
理事 長谷川四郎君(理事小林運美君去る四月十九日委員辭任につきその補欠)

予算委員會
理事 鈴木 明良君(理事庄司一郎君去る四月十九日委員辭任につきその補欠)
一、去る四月二十八日議長において、次の通り常任委員の辭任を許可した。
内閣委員 渡邊 良夫君 坂本 泰良君

地方行政委員	足鹿 覺君
大藏委員	坪川 信三君
厚生委員	山崎 猛君
山崎 猛君	河野 金昇君
農林委員	石田 一松君
運輸委員	小川 半次君
山口シヅエ君	中垣 國男君
労働委員	橋 直治君
木下 榮君	柳原 三郎君
決算委員	山口六郎次君
議院運営委員	淺沼稻次郎君
懲罰委員	岡西 明貞君
一、去る四月三十日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。	
内閣委員	鹿野 彦吉君
法務委員	田中 萬逸君
通信委員	田島 ひで君
予算委員	中野 武雄君
増田甲子七君	樋貝 詮三君
決算委員	渡邊 良夫君
懲罰委員	尾崎 末吉君
尾崎 末吉君	庄司 一郎君
平島 良一君	山口六郎次君
一、去る四月二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	
内閣委員	淺沼稻次郎君
地方行政委員	山口シヅエ君
大藏委員	早稲田柳右エ門君
厚生委員	木下 榮君
岡西 明貞君	橋 直治君
農林委員	河野 金昇君
柳原 三郎君	橋 直治君

運輸委員	足鹿 覺君
労働委員	石田 一松君
決算委員	小川 半次君
議院運営委員	坂本 泰良君
懲罰委員	山崎 猛君
一、去る四月三十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	
内閣委員	田中 萬逸君
法務委員	鹿野 彦吉君
通信委員	神山 茂夫君
予算委員	尾崎 末吉君
尾崎 末吉君	庄司 一郎君
平島 良一君	山口六郎次君
一、去る四月三十日議長において、次の通り特別委員を指名した。	
觀光事業振興方策樹立特別委員	淺香 忠雄君
今村 忠助君	石原 圓吉君
岡村利右衛門君	岩川 與助君
風間 啓吉君	越智 茂君
川村善八郎君	加藤隆太郎君
高木吉之助君	河野 謙三君
塚原 俊郎君	高田 弥市君
西村 直巳君	土倉 宗明君
若松 虎雄君	島山 鶴吉君
土井 直作君	久保田鶴松君
中島 茂喜君	松澤 兼人君
砂間 一良君	藤田 義光君
久野 忠治君	梨木作次郎君
船田 享二君	山本 利壽君
飯田 義茂君	小林 信一君
山口 武秀君	山口 武秀君
一、昨九日委員長理事互選の結果次の通り当選した。	
觀光事業振興方策樹立特別委員会委員長	栗山長次郎君
理事	岡村利右衛門君
島山 鶴吉君	河野 謙三君
久保田鶴松君	若松 虎雄君
砂間 一良君	中島 茂喜君
山本 利壽君	山本 利壽君
一、昨九日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。	
海外同胞引揚に關する特別委員	小林 信一君
選挙法改正に關する特別委員	土橋 一吉君
觀光事業振興方策樹立特別委員	飯田 義茂君
栗山長次郎君	宗明君
一、昨九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	
海外同胞引揚に關する特別委員	山手 満男君
選挙法改正に關する特別委員	林 百郎君
觀光事業振興方策樹立特別委員	栗山長次郎君
一、昨九日大藏委員長から提出した左の公聴会開会承認要求書に對し、議長は同日これを承認した。	
公聴会開会承認要求書	
一、公聴会を開こうとする議案	
日本銀行法の一部を改正する法律案	
一、意見を聞こうとする問題	
日本銀行法の一部を改正する法律案について	
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求め。	
昭和二十四年五月九日	
衆議院議長幣原喜重郎殿	
大藏委員長 川野 芳滿	
一、去る七日議員から提出した議案は	

次の通りである。	
海外市場調査員派遣についての決議案(廣川弘禪君外十二名提出)	
一、去る七日内閣から提出した議案は次の通りである。	
漁業法案	
漁業法施行法案	
農業資産相続特例法案	
價格調整公團法の一部を改正する法律案	
過度經濟力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に關する法律案	
一、去る七日議員から次の議案は委員の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。	
海外市場調査員派遣についての決議案	
廣川弘禪君外十二名	
一、去る七日委員会に付託された議案は次の通りである。	
價格調整公團法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八九号)	
過度經濟力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に關する法律案(内閣提出第一九〇号)	
以上二件 經濟安定委員会 付託	
農業資産相続特例法案(内閣提出第一八八号)	
農林委員会 付託	
漁業法案(内閣提出第一八六号)	
漁業法施行法案(内閣提出第一八七号)	
以上二件 水産委員会 付託	
一、去る七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。	
失業保険法の一部を改正する法律案	
關稅法の一部を改正する等の法律案	
專賣局特別會計、印刷局特別會計及	

びアルコール專賣事業特別會計の利益の一般會計への納付の特例に關する法律案	
國庫余剰金の繰替使用に關する法律案	
國立公園法の一部を改正する法律案	
傳染病予防法の一部を改正する法律案	
一、去る七日次の本院提出案(参議院回付)に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。	
飲食營業臨時規整法案	
一、去る七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。	
特別都市計画法の一部を改正する法律案	
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案	
刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案	
医療法の一部を改正する法律案	
医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案	
一、昨九日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。	
弁護士法案(法務委員長提出)	
スポーツ振興に關する決議案(河野謙三君外三十六名提出)	
一、昨九日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。	
スポーツ振興に關する決議案	
河野謙三君外三十六名	
一、昨九日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。	
酪農業調整法を廃止する法律案	
一、昨九日委員会に付託された議案は	

次の通りである。

附農業調整法を廃止する法律案（内閣提出第一〇九号）（参議院送付）

農林委員会 付託

一、昨九日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

一、去る六日常任委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は、去る七日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 決算制度及び決算審議に関する事項

二、調査の目的 決算の適正を期するため

三、調査の方法 報告及び資料要求、関係各方面よりの意見聴取等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十四年五月六日

決算委員長 本間 俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、去る四月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員生田和平君提出日本國憲法第二十六條に関する質問に対する答弁書

衆議院議員床次徳二君提出農業者の所得税の合理化に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員今野武雄君提出法隆寺國宝保存に関する質問に対する答弁書

衆議院議員林好次君提出衣料切符に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川上貫一君提出生ゴム輸入量低下と輸出ダイヤの増大に関する質問に対する答弁書

（参照）

日本國憲法第二十六條に関する質問主意書

日本國憲法第二十六條には「すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」とあるが、その末文の義務教育は、無償とする点につき質問する。

義務教育は無償とするものであるは、その原則を定めたものであると思ふ。従つて学校の施設、教職員の配属並びに教材の付與等は当然であつて、子女は学校に登校すれば自ら教育を受けられるものでなくてはならぬ筈である。これらの費用は國全体の負担であつて、個々の父兄又は保護者の支弁すべきものでないことは理の当然であらねばならぬ。しかるに現行制度は國、地方、父兄又は保護者が各々負担しているのは憲法の精神に反するものではないか、右質問する。

昭和二十四年四月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員生田和平君提出日本國憲法第二十六條に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員生田和平君提出日本國憲法第二十六條に関する質問に対する答弁書

衆議院議員床次徳二君提出農業者の所得税の合理化に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員今野武雄君提出法隆寺國宝保存に関する質問に対する答弁書

衆議院議員林好次君提出衣料切符に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川上貫一君提出生ゴム輸入量低下と輸出ダイヤの増大に関する質問に対する答弁書

憲法第二十六條において「義務教育は、これを無償とする。」とありま

すのは、國家が一方において義務教育を課しているのでありますから、原則としてその教育に要する経費は、これを保護者の負担としないことを掲げたものであらうと存じます。しかしこれは理想としての原則でありまして、すでに立法當時いろいろと論議がありましたように、このことは國および地方公共團體の財政負担能力と切りはなしては考えられない問題であつて、また「無償」の範囲等についても明確ではありませんので、さしたつては少くとも「授業料を徴收しない」という意味に解釈しているのではありません。教育基本法の第四條および学校教育法の第六條にはまずこの点を明示した次第であります。

敗戦後今日まで國および地方公共團體の財政が極度にひつ迫してありますうえに、新教育の急速な実現の必要から六・三制等を実施したために、この方面から保護者に対しましていろいろな形で多くの負担が加えられてきてゐることは、率直にこれを認めなければなりません。しかしこのことは今日のわが國の経済力その他の國情からくるものでありまして、まことに遺憾なことでありま

すが、もとより政府としましてはすみやかに國の経済を安定させて、眞に憲法の趣旨にそつて教育を実現できるよう努力いたしておる次第であります。右答弁する。

昭和二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員床次徳二君提出農業者の所得税の合理化に関する再質問に対する別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員床次徳二君提出農業者の所得税の合理化に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員今野武雄君提出法隆寺國宝保存に関する質問に対する答弁書

衆議院議員林好次君提出衣料切符に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川上貫一君提出生ゴム輸入量低下と輸出ダイヤの増大に関する質問に対する答弁書

（参照）

農業者の所得税の合理化に関する再質問主意書

前回の質問の第三項に対して政府の答弁は、現行の所得税法の建前から見て農業の収入を過大に評價したものと考へられぬとのことであるが、これは事実と相違する。即ち、大蔵省主税局の指示する「農業所得に対する所得税の実務要領」に基く各税務署の農業の所得税の査定課徴の方法によると、所得算出の基礎を主として收穫年度に置いてゐるために、実際の所得より過大に査定せられ、従つて税負担が不当に重くなる

ことが認められる。これは農林省農政局の計算によつても所得がおおよそ一・四倍程過大に算出せられることが明かになつてゐる。（参照 農林省農政局発行 農業所得折衝に関する経過概要）

かかる状況にあるにもかかわらず、政府の答弁は、はなはだ遺憾である。現在農村の負担は頗る重大であるから、眞に実情に即した所得の査定を行い、不合理な重課を是正するような処置をとることを要望する。右質問する。

昭和二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員床次徳二君提出農業者の所得税の合理化に関する再質問に対する別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員床次徳二君提出農業者の所得税の合理化に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員今野武雄君提出法隆寺國宝保存に関する質問に対する答弁書

衆議院議員林好次君提出衣料切符に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川上貫一君提出生ゴム輸入量低下と輸出ダイヤの増大に関する質問に対する答弁書

現行税法の建前としては、いわゆる收穫年度計算法により所得を計算し、これに即應する負担となるような基礎控除、扶養控除及び税率を定めてゐるのである。この計算方法は、所得税法施行以來採用して來つてゐる方法であつて、不合理とは考へない。もし、いわゆる期間計算法を採用するとすれば、他の所得の計算方法にも影響があり、税率その他の総合的検討を要する次第であり、税務署が、現に農業所得を過大計算してゐるわけではない。なお、農林省農政局発行「農業所得折衝に関する経過概要」の記載によると、五十八頁には、收穫年度計算法によれば、期間年度計算法と比較し所得が一・八倍となるという報告があり、且つ、七十三頁に記載された一、四倍の計算は、他の業種との比較であつて、その設例の取り上げかたは、必ずしも適當ではない。右答弁する。

（参照）

法隆寺國宝保存に関する質問主意書

一 法隆寺金堂の火災の当時、法隆寺國宝保存事業部及び法隆寺國宝保存工事事務所の制度、運営、人の使用において遺憾の点はなかつたか。即ち、工事事務所長及び主任技師が國立博物館と兼任であつたことは適當であつたか。

（二） 文部省の法隆寺火災調査委員会は、いかんことを調査したか、又火災の責任を調査したか、その結果を明かにせられたか。

（三） 奈良地檢の火災の原因及び

責任の所在の調査は如何。(小西) 捜手が起訴されるとの噂であるが、果してそれで責任が済まされるや否や。

(三イ) 現在法隆寺國宝保存事業部はいかに運営されているか。

(四イ) 工務事務所は修理工事を行行中であるが、現在誰が責任者であるか。火災後三箇月にもなるが、まだ後任所長を決定していないのはどういふわけか。

(五イ) 又後任所長を任命するのは文部省だけの考でやるつもりであるか。

(六イ) 今後法隆寺國宝修理を現在の体制のままで進めるつもりか。若し改革するとすれば文部省はいかなる対策をもっているか。

(七イ) 改革に際して輿論及び専門技術者の意見をいかに反映させるつもりか。

(八イ) 政府は、火災直後臨時支出として五百万円を支出したが、それはいかに使用せられたか。

(九イ) 實際修理工事に直接使った費用と旅費等の間接的使用との比率は如何。

(十イ) 政府は法隆寺火災によつて起つた國民の輿論をいかに受け入れるか。

右質問する。

昭和二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員今野武雄君提出法隆寺國宝保存に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員今野武雄君提出法隆寺國宝保存に関する質問に対する答弁書

一、工務事務所長及び主任技師が博物館と兼任をしていた事情は、前任所長退職後古代建築についての専門家を求めることがきわめて困難であつて、他に適任者がなかつたため、やむを得ない措置であつたのである。

二、法隆寺火災調査会は火災の責任及び原因の二点について調査したのであつて、その結果は次の通りである。

1 火災の責任

本事件は、他の國宝とは本質的に異つた重大性があるから、これについての責任は單に事務的行政的な責任では解決されない。

國宝保存に関する事務的な責任は、補助金の交付に伴う監督上の責任であつて、本件のごとき場合に直ちに事務的責任を負うものとは考えられないが、本件は公務員が法隆寺國宝保存事業部の職員を兼ねていたのであるから、法規的には疑問はあるが、なんらかの責任はまぬかれたい。

2 火災の原因

火災の原因は電氣さぶとんにあると推定する。(理由略)

(ロ) 奈良地検で目下調査中と聞いているが、未だ確実なる回答は受けていない。

三(イ) 火災直後、対策協議会を開

催して應急処理を決定し、文部省より應急対策費五〇〇万円の補助を受けたほか、目下焼失した壁面の模写の補写及び五重の塔の工事を鋭意進めている。

(ロ) 三月三十一日附をもつて國立博物館技師を所長事務取扱に命じ、現地に派遣している。後任所長については目下鋭意交渉中であるが、まだその人を得るに至らない。

(ハ) 所長の任命は、法隆寺國宝保存事業部長の責任であるが、その候補者の選考には関係専門家の意見を徴して行つてゐる。

四(イロ) 目下國會で研究されている文化財保存委員会が成立の見込もあるからその様子によつて決定されるかと考えている。

五、金堂火災直後應急処置費として國庫から五百万円を法隆寺に補助しているが、右支出についてはおおよそ左記の通りであるが、未だ決算未了のため、正確にいたしかねることを御了解願いたい。

記

一、焼跡整理費

三四〇、〇〇〇円

二、素屋根建築工事費

一、九六七、〇二〇円

三、壁面應急手当費

一、〇四五、〇〇〇円

四、壁面及び金堂破損状況記録撮影費 一、二八〇、〇〇〇円

五、消火関係謝礼等臨時経費 二、三〇〇、〇〇〇円

六、金堂復旧対策協議会費 一四〇、〇〇〇円

(旅費を含む)

備考

工事費 約百分の九二・六
その他の経費 約百分の七・四
(旅費を含む)

六、世論の要點は、制度改善の問題と國庫補助金の増加の關係にあると考へるが、この二点については國宝保存關係の諸問題についての國會における論議に基いて今後あらゆる観点より努力したいと考へてゐる。

右答弁する。

〔参照〕

衣料切符に関する質問主意書

一、現在使用されている衣料切符の点数は全國一律に同じである。

衣料品の必要量は、各観点から検討されなければならないが、特に寒冷積雪地である北海道、東北六縣並びに北陸、信越地方においては、他の温暖地方に比べて、特に量において多くを要することは申すまでもないと思ふ。

現行の衣料切符制度はこの見地からみて不合理であると思ふ。

1 政府においてはいかなる見地から寒冷の地域的差別を認めなかつたか。

2 將來寒冷積雪地に対して特別の考慮を拂ふ意思があるか。

二、なお、寒冷積雪地においては、量において必要度が高いと同時に、質的に見て耐寒温保の衣料を必要とするが、政府において特にこの点いかなる考へを持つてゐるか。

三、現在使用されている衣料切符は

その使用の地域が限られてゐるが、これは極めて不便であると思ふ。即ち、全國共通の使用が許されることによつて色々の便宜があると思ふ。

1 政府は如何なる見地に立つて使用地域を限定しているのか。

2 將來全國共通に使用できるようにする意思があるか。

昭和二十四年四月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員林好次君提出衣料切符に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員林好次君提出衣料切符に関する質問に対する答弁書

一、(1)衣料切符の点数に暖寒の差を認めなかつた理由

(イ) 昭和二十三年度の一般國民用衣料品の供給力は、數次の放出衣料品を加えてやつと一人当り、一封度となるにすぎず、これを一人当り二封度消費した昭和二十二年當時に比較すると、國民の最低限の衣料を確保することもできかねてゐる状況である。従つてこれ以上一方をへらし、他方に追加する余地がなかつた。

(ロ) 衣料品の需要は、暖寒の差のみによつて決定せられるものではない。このことは二十三年度衣料切符の現物化の状況を見ても寒冷

地に特に需要せられるとの結果は見られない。

(一) 質の点においては、きつる限り考慮する方針をとつてゐる。

(2) これに対する将来の考慮の有無

衣料品の配給計画は経済安定本部において策定せられ、商工省はこれを実施する任に当るのであるが、右の如き理由に鑑みて安本計画においても寒暖の差による衣料切符の増減は考えられていない。

二、衣料品の質について寒冷地の取扱

衣料品の点数の指定においては、重量によつて決定せず所要方碼を基準として決定している。従つて同一点数によつて寒冷地においては羊毛その他の厚地物を、温暖地においては人絹その他の薄地物を購入しうるものとなり、この点多少の調節を行ひうるものと考える。

三、(1) 切符の全國流通を認めなかつた理由

衣料品の生産量が少い今日、物價が統制せられてゐるので生産地に近い府縣にのみ出まわる可能性がある。これを調整するため、安本において各都道府縣毎の割当量を定め消費者に対する衣料品の確保をはかつてゐる。

衣料切符を府縣内流用としたのはこの府縣別の割当量の範圍内において全國民に対する最低限度の衣料品を確保す

るための手段であつた。

(2) これに対する将来の考慮

衣料品の價格引上げと共に今日では衣料品によつてはその賣行きが必ずしも順調ではないので、切符の全國流通を認めても物資の偏在をもたらすおそれがあるものと考へられるので特に配給を確保すべき特定の衣料切符の全國流通に付き再検討中である。

〔参照〕

生ゴム輸入量低下と輸出タイヤの増大に関する質問主意書

運輸産業に最も重大な影響を持つ生ゴムは、一九四八年度において約三万トン余の輸入であつて、タイヤその他の逼迫により日本の産業再建に重要な役割を担う陸上輸送量は低下し、それに伴ひ労働者の生活権の問題にまで発展しつつある。

商工省は、かかる生ゴム不足の実情の点から、今年度は四万四千トンの生ゴム輸入を要請したものと思考する。しかるに昨年度の実績よりも更に年間二万トンに低下し、一万トン余の削減になつてゐる。一方輸出タイヤは、昨年度二万本が今年度三万本に増大したのはいかなる理由によるか。なお、これにより陸上輸送に重大な支障を來すと考へられるが、この点いかに考へるか。

右質問する。

昭和二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員上貫一君提出生ゴム輸入量低下と輸出タイヤの増大に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上貫一君提出生ゴム輸入量低下と輸出タイヤの増大に関する質問に対する答弁書

生ゴム輸入については、資金事情のため一九四九年(一月—十二月)における國內用生ゴム供給量は二万噸に制限される旨の指示があつた。しかし生ゴム輸入量増加に関する再三の懇請に対し、關係方面においても同年度第二、四半期以降においては極力増加するよう努力せられることとなつてゐる。

右の二万噸の数字は、國內用のみの生ゴム供給量であり、輸出用の生ゴム量は、これとは別枠であり、タイヤの輸出が月二万本より三万本に増加されても、これは輸出枠より出されるものであり、工場の稼働能力の限度までは、輸出タイヤの増加により國內向タイヤの生産に影響があるとは、考へられない。

又生ゴム供給量の減少により若干自動車タイヤの減産をみることはあるが、タイヤの更新、再製等により極力タイヤの供給量不足を補ひ陸上輸送に支障を來たさぬよう、万全の措置を講ずるよう考へてゐる。

一、去る四月二十八日內閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山口武秀君提出昭和二十四年度農業計画割当についての再質問に対する答弁書

〔参照〕

昭和二十四年度農業計画割当についての再質問主意書

この問題について、先の質問に対して、四月十二日附內閣総理大臣の答弁書を受領したが、いかに処置されるのか具體的答弁がないので再質問をする。

茨城縣における昭和二十四年度農業計画の個人割当未完了問題は、その後、縣の食糧事務所も、「縣の完了報告はでたらめである。食糧事務所調査によれば、個人割当終了町村は縣下の約五〇%にすぎない」と発表してゐる。

この発表に対して、縣下の常東農民組合は「食糧事務所の発表も誤つてゐる。町村の五〇%が個人割当が終了したというが、それも暫定割当若しくは仮割当と称するもので、食糧確保臨時措置法に正しく基くものではない。したがつて、大部分の町村は割当未完了である」と聲明してゐる。

町村長の個人割当完了報告は明らかに虚偽である。町村長をしてかかる報告をなさせたものは縣の責任である。何故ならば、その以前の縣の指導が不充分であるため、町村長は茨城軍政部の指示した三月十八日までに、個人割当完了不可能の状態におかれていたのであり、さらに割当完了報告を形式だけ整へればよいといふ縣の指示がなされたから、町村長は虚偽報告をしたのである。

この問題をそのまま放置すれば、一、軍政部に誤つた認識をもたせることになる。

二、農業計画に対する農民の異議申立があいまいにされる。

三、縣が法を無視し、農民を一方

的に強圧することになり、極めて非民主的になる。

つては、縣をして次の処置をとらしめる必要があると思うが、如何。

一、割当未完了の事実を率直に表明すべきである。

一、縣知事は、その違法を認め、町村長に対して、食糧確保臨時措置法に正しく基く、農民の意見を聞き、農業委員会や審議し、公表をする方法をとらせるべきである。

一、茨城軍政部に対して、知事は事実を正しく報告し、三月十八日までに個人割当完了の虚偽報告を取り消させる。

右の質問に対して、「全く御説のとほりである」と答弁されたが、それならば、政府は右処置を急遽縣にとらせるべきであると考へる。

右質問する。

昭和二十四年四月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員山口武秀君提出昭和二十四年度農業計画割当についての再質問に対する別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口武秀君提出昭和二十四年度農業計画割当についての再質問に対する答弁書

農業計画についてその個人割当が作付開始前に完了しない場合はいわゆる事前割当の趣旨を没却することになるので、政府は、都道府縣知事に対しこの点を指摘し、すでにしばしば強力なる督促をしたのである

が、遺憾ながら全国的には未だ完了していない。又生産者別割当及び農業計画は必ず文書をもつて市町村長から生産者に指示し、且つ市区町村長は右の個人割当完了次第、個人別割当の明細書を当該市町村担当の検査官に速かに送付するよう指導しているのである。末端割当の進捗状況を把握するため、食糧事務所長より旬別報告を徴しているが、これによれば四月十日現在における茨城県の進捗率は米六一%、押し麦六二・四%、馬れいしよ六四%であつて、御指摘のようにはなはだ低位である。これに対しては電報をもつて知事を督促するとともに、食糧事務所長をして未完了町村を知事に通告し、強力に督促するよう措置した。

四月十日現在の進捗率は関係方面にも連絡済である。

右答弁する。

衆議院會議録第八号中正誤

頁段行 誤 正

頁二六 從來の例 従前の例

衆議院會議録第九号中正誤

頁段行 誤 正

頁四三 予等案 予算案

頁三八 とい点うで とい点で

頁四二 二千億円で 二千億円で

得税は 得税は

九四五一 まります。 あります。

衆議院會議録第十六号中正誤

頁段行 誤 正

頁二五 あります おります

頁五三 民旅 民族

頁五三 恒例の 神戸の

頁一三 農産物検査 林産物検査所

頁二三 ものである ものである